

2020 年度 活動報告

2021 年 4 月

短期金融市場取引活性化研究会(短取研)

目 次

I. 2020 年度議題一覧

II. 2020 年度の主な検討事項

1. 金利指標改革について	5
2. BCP への取り組みについて.....	5
3. 日本銀行との実務者レベル会合について	7
4. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について	7
5. その他.....	8

< 付属資料 >

【金利指標改革について】

付属資料 A: (2020 年 12 月 資料 5-2)「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議(第2回)」
取りまとめ報告書

付属資料 B: (2020 年 12 月 資料 5-5①)IBA to Consult on Its Intention to Cease the Publication of One
Week and Two Month USD LIBOR Settings at End -December 2021, and the Remaining USD LIBOR
Settings at End-June 2023

付属資料 C: (2021 年 3 月 資料 4-3①)IBA Publishes Feedback Statement for the Consultation on Its
Intention to Cease the Publication of LIBOR Settings

付属資料 D: (2020 年 10 月 資料 5-1)Toward Active JPY OIS Market 20201023

【BCP への取り組みについて】

付属資料 E: (2020 年 5 月 資料 4-1)昨年度 BCP 訓練の振り返り

付属資料 F: (2020 年 7 月 資料 3-1)短取研による実践的な BCP 訓練に関するアンケート結果

付属資料 G: (2020 年 9 月 資料 2-2)短取研が企画する実践的な BCP 訓練の実施概要

付属資料 H: (2020 年 12 月 資料 3)BCP に関する短取研アンケートの結果報告

付属資料 I: (2021 年 1 月 資料 2)来年度以降の BCP 訓練に向けた提言

【日本銀行との実務者レベル会合について】

付属資料 J: (2020 年 12 月 資料 4)実務者レベル会合について

【市場運営に関する日本銀行への要望事項について】

付属資料 K: (2020 年 10 月 資料 2)市場運営に関する日本銀行への要望事項(確定版)

【その他】

付属資料 L: (2020 年 4 月 資料 5-1~3)新型コロナウイルス感染症に係る短期金融市場 BCP の動き

付属資料 M: (2021 年 3 月 資料 2)有担保コール取引の国債担保掛目の定例見直しについて

付属資料 N: (2021 年 3 月 資料 1)投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

付属資料 O: (2021 年 2 月 資料 1)2021 年度における短資取引約定確認サービスの利用料金について

【2020 年度短取研メンバー】

付属資料 P:2020 年度短取研メンバー

I. 2020 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4/17)</p>	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none">1. 短期金融市場取引活性化研究会について<ul style="list-style-type: none">－ 運営メモ－ 2020 年度短取研名簿2. 2019 年度 活動報告について<ul style="list-style-type: none">－ 2019 年度 活動報告(確定版)－ 全銀協ウェブサイト掲載3. 東京短期金融市場サーベイ(日本銀行実施の調査)の実施について<ul style="list-style-type: none">－ 前回(2019 年 8 月)サーベイの概要－ 今年度(2020 年 8 月)サーベイの実施について－ サーベイに関するアンケート4. 今年度の短取研の運営について<ul style="list-style-type: none">－ 今年度の研究・検討事項について－ 今年度の短取研運営に関するアンケート5. 新型コロナウイルス感染症への対応状況について<ul style="list-style-type: none">－ 新型コロナウイルス感染症に係る短期金融市場 BCP の動き－ 短期金融市場 BCP 事業における新型コロナウイルス感染症に関するご連絡について－ (メール抜粋)緊急事態宣言等に関する短期金融市場 BCP の対応について
<p>第 2 回 (5/22)</p>	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none">1. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について<ul style="list-style-type: none">－ 今年度の要望事項に関するアンケート－ 昨年度寄せられた要望事項一覧－ 昨年度要望事項に対する日本銀行からの回答2. 今年度の短取研の運営について<ul style="list-style-type: none">－ アンケート結果3. 東京短期金融市場サーベイについて<ul style="list-style-type: none">－ アンケート結果4. BCP への取り組みについて<ul style="list-style-type: none">－ 昨年度の振り返り－ 短取研による実践的な BCP 訓練に関するアンケート5. 金利指標改革について<ul style="list-style-type: none">－ 国内外の関連動向につき情報共有

<p>第3回 (6/19)</p>	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の短取研会合の開催形式について 2. 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化(T+2化)について <ul style="list-style-type: none"> － 実施日の決定について － CP・社債等買入のオファー日程(2020年6月～7月)の一部変更 3. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第4回 (7/22)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京短期金融市場サーベイの実施について <ul style="list-style-type: none"> － 短取研アンケート結果への回答 － 「東京短期金融市場サーベイ」へのご協力をお願い － 今年度サーベイの調査票 － 「東京短期金融市場サーベイ」ご回答に関する留意事項 2. 2019年度の金融市場調節について 3. BCPへの取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> － アンケート結果 － BCP対策会議メンバー訓練について 4. 今後の短取研の開催形式に係るアンケート結果 5. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第5回 (8/21)</p>	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市場運営に関する日本銀行への要望について <ul style="list-style-type: none"> － アンケート結果 － アンケート結果に対するご意見 2. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第6回 (9/18)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場運営に関する日本銀行への要望について <ul style="list-style-type: none"> － 意見照会結果と幹事方針 2. BCPへの取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> － 3市場(短期・証券・外為)合同BCP訓練の実施概要 － 短取研が企画する実践的なBCP訓練の実施について － 訓練目的の共担オペの実施概要 － 短取研が企画する実践的なBCP訓練への参加希望調査 3. 短取研との実務者レベル会合について <ul style="list-style-type: none"> － 今年度の実務者レベル会合の開催日程等 4. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有

<p>第 7 回 (10/23)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2020 年度全銀協 TIBOR リファレンス・バンク募集について <ul style="list-style-type: none"> － 募集開始通知 2. 市場運営に関する日本銀行への要望について <ul style="list-style-type: none"> － 市場運営に関する日本銀行への要望事項(確定版) 3. BCP への取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> － 3 市場合同 BCP 訓練の実施概要 － 短取研が企画する実践的な BCP 訓練の実施概要 － 短取研が企画する実践的な BCP 訓練の参加希望調査結果 － BCP に関する短取研アンケート － 昨年度アンケートからの主な変更箇所 4. 短取研との実務者レベル会合について <ul style="list-style-type: none"> － 開催内容の確定のご案内、および参加希望調査 5. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － OIS 取引の活性化に向けて － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第 8 回 (11/20)</p>	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第 9 回 (12/17)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短資取引約定確認システムについて <ul style="list-style-type: none"> － 2021 年度利用料金の検討状況について 2. 日本銀行による月次統計「日銀当座預金増減要因と金融調節(実績速報)」の公表取り止めについて 3. BCP への取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> － 11 月 11 日訓練に係るアンケート結果 4. 短取研との実務者レベル会合について <ul style="list-style-type: none"> － 実務者レベル会合について 5. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
<p>第 10 回 (1/22)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場運営に関する日本銀行への要望について <ul style="list-style-type: none"> － 日本銀行からの回答 2. BCP への取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> － 来年度以降の BCP 訓練に向けた提言 3. 2021 年の祝日変更について <ul style="list-style-type: none"> － 祝日変更に伴うコール取引の資金決済日に関する留意事項 4. 有担保コール取引の国債担保掛け目見直しについて <ul style="list-style-type: none"> － 昨年度までの整理

	<ul style="list-style-type: none"> － 今年度の見直し方針に係るアンケート <p>5. 金利指標改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> － 各社の対応進捗状況・OIS市場の取引活性化についての意見交換 － 国内外の関連動向につき情報共有
第 11 回 (2/19)	<p><書面開催></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2021 年度における短資取引約定確認サービスの利用料金について 2. 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて <ul style="list-style-type: none"> － アンケート集計結果 － 今年度見直しの幹事案 － シミュレーション結果 3. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有
第 12 回 (3/18)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投信コール・日銀ネット備考欄コードについて 2. 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて 3. 今年度の活動報告について 4. 金利指標改革について <ul style="list-style-type: none"> － 国内外の関連動向につき情報共有 5. 来年度のオブザーバー等について

II. 2020 年度の主な検討事項

2020 年度は、間近に迫る LIBOR 公表停止に向け、LIBOR から代替金利への移行に関する議論が進む中、国内外における関連動向を随時共有したほか、本邦 OIS 市場の取引活性化を課題として、市場動向の共有や各社の取り組み状況を口頭で共有するセッションを設け、情報交換・議論を行った。

また、短取研が企画する実践的な BCP 訓練を通じて、市場レベルでの BCP 態勢高度化に取り組んだ。

その他の定例議題に加え、2020 年 4 月には新型コロナウイルス感染症の拡大が短期金融市場 BCP へ与える影響を整理し、短期金融市場 BCP としての対応について検討を行い、その内容を共有した。

1. 金利指標改革について

(1) 国内外の動向について情報共有 (付属資料 A,B,C)

日本円金利指標に関する検討委員会での議論の内容や、フォールバック時の具体的な取り扱い等に関する市中協議結果、日本銀行・金融庁・全銀協からの情報発信など国内の状況を随時共有。海外についても、欧米当局の動向や各国検討体、ISDA における検討状況などをフォローし参加者向けのアップデートに努めた。

(2) 本邦 OIS 市場の活性化について (付属資料 D)

東京ターム物リスク・フリー・レート(TORF)は日本円 OIS 取引の市場データに基づいて算出されることから、本邦 OIS 市場の取引活性化が望まれることを受け、市場動向に関する情報共有や、委員・オブザーバーとの意見交換を行った。

2. BCP への取り組みについて

(1) 昨年度までの振り返り (付属資料 E,F)

本年度の BCP 訓練の検討にあたり、まず前年度に実施した「3 市場合同訓練」および「短取研が企画する実践的な BCP 訓練」の概要と、過去からの訓練内容の変遷、前年度訓練における成果と課題等について整理した。また、アンケートを通じて BCP 訓練に対する市場参加者のアイデア・要望等を収集し、訓練内容の検討に活用した。

(2) 今年度の取り組み

BCP 訓練の高度化 (付属資料 G)

- 今年度の「3 市場合同 BCP 訓練」および「短取研が企画する実践的な BCP 訓練」において、被災シナリオを『午前 8 時半の被災』と設定した。業務開始前後であり出社していない職員も一部いる状況を想定することで、各市場参加者における人員の状況把握や連絡態勢の点検、初動対応の整理等を促し、市場全体での BCP 態勢の強化に繋がった。
- 事前アンケートの結果では、被災想定をより厳しくすることや感染症拡大をシナリオに取り入れることを求める声も一定数あったものの、足元で継続している新型コロナウイルス

ス感染症への対応等の負荷が各参加者に継続してかかっている状況であることも考慮し、訓練メニューは新たには追加せず、例年通り基本動作の確認に主眼をおいた。

【実施日】2020年11月11日(水)

【概要】「市場レベル BCP・3 市場合同訓練」(全銀協等が実施する BCP ウェブサイトを利用した基本動作等を確認する訓練)とともに、「短取研が企画する実践的な BCP 訓練」を実施し、計 100 社が参加。

【短取研が企画する実践的な BCP 訓練の内容】

- ① メインサイトからバックアップサイトへの切り替え
- ② バックアップサイトからの BCP ウェブサイトへの入力
- ③ バックアップサイトからの市場取引
- ④ 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加(全店貸付)
- ⑤ 「内国為替にかかる流動性供給」の机上訓練

(3) 振り返りと更なる高度化に向けて (付属資料 H.I)

訓練後に取り纏めた「BCP に関する短取研アンケート」集計結果を踏まえた今年度訓練の総括は以下の通り。

【主な成果】

- 各社における各種事務フローや社内連携の確認や理解、バックアップサイトの実効性の確認、BCP ウェブサイトの使用方法などの確認、BCP に必要なスキル維持の検証、習熟度向上の機会となった。
- 自主的な取り組みとして、在宅勤務など新しいシナリオを想定し訓練に参加したという参加者や、在宅勤務を想定したデータの授受方法の確認などを行ったという参加者もあり。

【主な課題】

- BCP 要員の業務習熟度維持・向上、事務手続きの見直し、社内連携方法の確立、災害時の人員確保、被災想定パターンの拡充などが挙げられた。
- 在宅勤務を取り入れた BCP プランの見直しも必要。
- 被災時は限られた人員で、時限性のある多数の業務を並行して実施、かつ他社や市場の情報収集及び他市場 BCP 関係部署との情報共有をすることが必要となり、作業効率化や、要員への BCP スキームの周知・徹底を図る必要がある。

これらの課題やその他の意見等も踏まえ、短取研会合の場で訓練の結果報告を行うと共に、来年度以降の BCP 訓練に向けた提言をまとめて報告した。

3. 日本銀行との実務者レベル会合について（付属資料 J）

短取研からの要望に応える形で、日本銀行の主催により 2014 年度から開催されている「短取研との実務者レベル会合」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ電話会議形式にて実施。オンライン開催の利点を活用し参加者の拡充を検討した結果、各業態内で例年よりも広範に案内を行い、計 35 社、60 名が参加。今年度取り扱った議題は以下の通り。

- 中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針（日本銀行）
- 金利指標改革の取り組み状況（三菱 UFJ 銀行）
- 短期金融市場の最近の動向（日本銀行）

4. 市場運営に関する日本銀行への要望事項について（付属資料 K）

短期金融市場関係者から要望事項を広く募り、短取研において取り纏めたうえで、日本銀行へ要望を提出（10 月短取研）。その後、1 月短取研において日本銀行より回答を受領した。取り纏めた要望事項は以下の通り。

(1) オペ・入札関連

- ① 入札要項通知等受信の送信不要対応の恒久化
- ② 「連絡手段の柔軟化」の恒久化
- ③ 米ドル資金供給オペのための担保国債供給売現先オペについて
- ④ 米ドル資金供給オペにおける「所要担保価額通知」および「所要担保価額等通知確認書」について

(2) 担保関連

- ① 担保余裕額指定受付通知の受け取り方法について
- ② 振替社債等の担保等適格申請の確認書送付時限について

(3) 情報提供関連

- ① DD コール取引データ報告について
- ② 考査オンラインと市場オンラインへの掲載情報について
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの落札額内訳の公表
- ④ 金融市場オンライン・考査オンラインの【通知・お知らせ】について
- ⑤ 統計データの一律 Excel 化
- ⑥ 金融市場オンライン・考査オンラインのログイン ID について
- ⑦ 金融市場オンライン・考査オンラインのリモートアクセスや WEB 化

(4) 日銀ネット関連

- ① 日銀ネットへのリモートアクセスや WEB 化

- ② 先日付取引の入力について
 - ③ 日銀ネットデータ取得機能の拡充について
- (5) その他
- ① 各種通知書・請求書等の送付方法・送付先の変更について

5. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る短期金融市場 BCP の動き (付属資料 L)

短期金融市場 BCP では広い災害等に対応可能な枠組みを整備済であるものの、不透明性の強さ、中長期的な観察の必要性、の主に 2 点において、新型コロナウイルス感染症が市場に及ぼし得る影響の性質が定期的な訓練で想定している地震等の天災と異なると考えられることから、市場取引の業務継続を目的に、以下に沿って段階的にステータスが進むことが想定される。

- ① 各参加者・客員は通常の業務遂行/運営に影響があるような状況変化が生じた場合、適宜、BCP ウェブサイトへ情報を登録し、更新を行う。
- ② 各参加者・客員において通常の運営に影響が発生する可能性が生じた場合、情報登録要請の実施要否について検討。
- ③ 情報登録要請の結果、影響が甚大であると判断される場合には、短期金融市場の業務継続体制の運営等に関する規則第 13 条 2 項に基づく業務継続計画発動の要否を検討。
- ④ 業務継続計画発動の場合は、フェーズ認定及び市場慣行の変更を推奨する可能性あり。

(2) 東京短期金融市場サーベイ

日本銀行がオペ先および主要な市場参加者を対象に 2008 年から実施している調査。調査内容の改定作業に関し、4 月短取研においてアンケートを実施した。また、7 月短取研では日本銀行から実施内容に関する説明が行われ、サーベイの結果については前述の「短取研との実務者レベル会合」において解説が行われた。

(3) 有担保コール取引の国債担保掛目見直し案について (付属資料 M)

アンケートにおいて幅広い意見を聴取。掛目については、物価連動国債の適格担保化と併せて据置きを決定した一方で、課題の整理を行った。

① 掛目方式の継続について

足元の金利では担保割れしている銘柄はなし、50bp の金利上昇時には計 20 銘柄(昨年度対比+14 銘柄)。

- 50bp の金利上昇時に担保割れとなる銘柄数は全体の割合から少なく、18 銘柄が担保割れとなる超長期国債では既に他セグメント対比で高い掛目を設定しており大きなバッファを持っている銘柄が多く、担保割れを掛目で調整する場合にはその他多数の銘柄の掛目も同時に変更することになり、むしろ影響が大きくなる。この状況は発行年限或いは残存年限でセグメントを精緻化した場合においても解消できない可能性がある。
- 一方で、「事務負担の少ない担保運営」がレポ取引と比較した有担保コールの優位性

である点は大きく、レポに準じて担保を時価評価するにはハードルが高いと考えられる。
（「インターバンク市場取引要綱」では時価方式も可能乍ら、広く掛目方式が利用されている。）

② 物価連動国債の適格担保化について

「適格担保化に中立的」の意見が全体の 9 割弱。

- 適格担保化に必要なシステム対応については、7 割弱の参加者が「現時点で判断できず」と回答、現時点では検討を進める強い意向は市場参加者からは特段見られず。
- 仮に適格化を決定した場合でも、担保の受け手となる各社の容認姿勢によっては実態的には使用できない状態が継続する懸念もあり、慎重な検討が必要。

⇒ ①・②ともに定例見直し時におけるアンケート等を通じて市場参加者の利用ニーズの高まりを継続的に確認していくものとする。

(4) 投信コール・日銀ネット備考欄コードについて （附属資料 N）

「投信コール・日銀ネット備考欄コード」は、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を放出するコール取引において、日銀ネットの記事欄に入力することにより返金時に識別するコードである。

本コードについて、例年どおり 3 月短取研において最新版への更新を行った。

(5) 短資取引約定確認サービスの利用料金について （附属資料 O）

約定確認サービスの利用料金については、短資取引約定確認サービス利用要領 V. 2. において『約定確認サービスの年間の運営経費を年間の利用料収入で賄うことを基本として、年間の運営収支状況を勘案したうえで、必要に応じて改定する』と定めている。

例年どおり 2 月短取研において、短資協会による翌年度の利用料金の検討結果について共有を行った。

以上

「日本円金利指標の適切な選択と利用等
に関する市中協議（第2回）」
取りまとめ報告書

2020年11月

日本円金利指標に関する検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 市中協議の結果	2
(1) 概要	2
(2) 貸出のフォールバック	3
(3) 債券のフォールバック	5
(4) ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組み	6
(5) まとめと今後の対応	7
3. その他	8
(1) 第2回市中協議文書公表以降の金利指標改革を巡る動向	8
(2) TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法	9
BOX ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けて	12

1. はじめに

「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下「検討委員会」）は、円LIBORを参照するキャッシュ商品におけるフォールバック時の具体的な取り扱い等に関する意見を幅広い関係者から募集するため、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」（以下「第2回市中協議文書」）¹を公表し、2020年8月7日から9月30日まで意見を募集しました。本報告書では、第2回市中協議文書に対して寄せられた意見をもとに、市中協議の結果を報告しています。このほか、フォールバック・レートとしてTIBORを選択した際のスプレッド調整手法についての検討結果などを示しています。

2. 市中協議の結果

（1）概要

第2回市中協議文書の意見募集事項²について、金融機関・機関投資家・事業法人など、幅広い業種から意見が寄せられ（図表2-1）、検討委員会が示した推奨内容が概ね支持される結果となりました。

（図表2-1）回答状況³

合計	銀行等	証券	機関投資家	事業法人	その他
35先	8先	12先	4先	9先	2先

以下では、寄せられた意見について、意見募集事項別に結果を整理するとともに、まとめと今後の対応について記述します。

¹ 第2回市中協議文書および意見募集事項については、下記リンク先を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmt/cmt200807b.pdf

² 意見募集事項の内容については、前掲脚注1のリンクを参照ください。

³ 業界団体からの回答については、傘下の会員数にかかわらず、当該団体の構成企業の業種に応じて、1先として集計しています。構成企業の業種が複数にまたがる団体は、「その他」に区分しています。なお、上記は、一部の意見募集事項について未回答の先も含まれます。

(2) 貸出のフォールバック

第2回市中協議文書では、貸出における円 LIBOR からのフォールバック時の (i) フォールバック・レートおよび (ii) スプレッド調整手法について、以下の検討結果を採用することを検討委員会として推奨しました^{4,5}。

(i) フォールバック・レート

貸出のフォールバック・レートは、以下のウォーターフォール構造とすること。

第1順位	ターム物リスク・フリー・レート
第2順位	0/N RFR 複利 (後決め)
第3順位	貸付人が、〔関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮したうえで〕 適当と認め、借入人に通知するレート

市中協議の結果、検討委員会の上記推奨内容に賛同する先が大多数を占めました (図表2-2)。一方で、反対した先からは、①第3順位について、公平性の観点から、貸付人と借入人の双方の合意を前提とするべきとの意見⁶、②現行の事務・システムとの親和性の観点等から、TIBOR をウォーターフォール構造に含むべきであるとの意見が寄せられたほか、③指標算出の透明性の観点から、0/N RFR 複利 (後決め) を第1順位とするべきとの意見もみられました。なお、賛同した先からも、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組みの重要性を指摘する意見や、0/N RFR 複利 (後決め) への対応に伴う負担を懸念する意見が寄せられました。

(図表2-2) 貸出のフォールバック・レートに対する賛否

賛	否
27 先	3 先 (事業法人 2 先、銀行等 1 先)

⁴ 詳細は、第2回市中協議文書2. (1) (p. 6～) を参照ください。

⁵ ここで推奨する内容は、主として一般的な貸出取引を念頭に、検討委員会で最も支持を得たものであり、当事者間の合意により、これと異なる内容 (例えば、TIBOR や 0/N RFR 単純平均 (後決め) を含むウォーターフォール構造や単一のフォールバック・レートを選択することなど) の契約を締結することを妨げるものではありません。実際の取引への適用にあたっては、商品特性や当事者の事務体制等を含むフィージビリティ等を考慮する必要があります。なお、TIBOR をフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法に関して指摘された課題や留意事項については、後述の「3. (2) TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法」を参照ください。

⁶ 上記推奨内容は、第3順位のフォールバック・レートの決定にあたって、借入人に異議権を与えることを妨げるものではありません。もっとも、その場合、ウォーターフォール構造の最後まで至ってもフォールバック・レートが決定されないリスクがある点には留意が必要です。

(ii) スプレッド調整手法

貸出のスプレッド調整手法については、以下のとおりとすること※。

トリガー	公表停止トリガーおよび公表停止前トリガー
スプレッド調整手法	過去5年中央値アプローチ
公示スプレッド	Bloomberg が公示するスプレッド
ターム物リスク・フリー・レート の過去データ補完	0/N RFR 複利（後決め）のデータで代替
スプレッド調整の移行期間	設定不要

(※) フォールバック・レートとして0/N RFR 複利（後決め）を参照する場合のほか、ターム物リスク・フリー・レートを参照する場合についても共通の扱いです。

貸出のスプレッド調整手法については、ほとんどの先が、通貨間の整合性や ISDA⁷ マスター契約に準拠するデリバティブ（以下「ISDA デリバティブ」）との平仄、実務上の煩雑さを回避する観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。なお、反対した先からは、過去の平均的な市場実績と将来の市況に関する市場予想の乖離がもたらしうる価値の移転を防ぐ観点から、フォワード・アプローチ⁸を支持する意見が寄せられました（図表2-3）。

(図表2-3) 貸出のスプレッド調整手法に対する賛否

賛	否
29 先	1 先 (事業法人)

⁷ International Swaps and Derivatives Association (国際スワップ・デリバティブズ協会)の略です。

⁸ 「フォワード・アプローチ」の詳細は、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」（以下「第1回市中協議文書」）2. (3) (i) a. (p.25)を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmtc/data/cmt190702b.pdf

(3) 債券のフォールバック

第2回市中協議文書では、債券における円 LIBOR からのフォールバック時の (i) フォールバック・レートおよび (ii) スプレッド調整手法について、以下の検討結果を採用することを検討委員会として推奨しました^{9,10}。

(i) フォールバック・レート

債券のフォールバック・レートは、以下のウォーターフォール構造とすること。

第1順位	ターム物リスク・フリー・レート
第2順位	0/N RFR 複利（後決め）
第3順位	当局関連委員会 [*] により推奨された指標
第4順位	代替されるべき指標のフォールバック・レートとして ISDA 定義集が定めるもの
第5順位	発行体等が選定する指標

(※) 「中央銀行ないし関連監督当局が推奨ないし事務局を務める委員会」を指します。

債券のフォールバック・レートについては、ほとんどの先が、現行の事務・システムとの親和性や海外検討体での検討との平仄の観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。一方で、反対した先からは、指標算出の透明性の観点から、0/N RFR 複利（後決め）を第1順位とする意見が寄せられました。なお、貸出の場合と同様に、賛同した先から、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組みの重要性を指摘する意見や、0/N RFR 複利（後決め）への対応に伴う負担を懸念する意見が寄せられました（図表2-4）。

(図表2-4) 債券のフォールバック・レートに対する賛否

賛	否
30 先	1 先 (事業法人)

⁹ 詳細は、第2回市中協議文書2.(2)(p.10～)を参照ください。

¹⁰ ここで推奨する内容は、主として、プレーンな変動利付債を想定したものであり、証券化商品や仕組債などでは商品特性に応じた内容を定めることが合理的であるケースも想定されます。また、もとよりプレーンな変動利付債を含め、当事者間の合意により、これと異なる内容の契約を締結することを妨げるものではありません。実際の取引への適用にあたっては、商品特性や当事者の事務体制等を含むフィージビリティを考慮する必要があります。

(ii) スプレッド調整手法

貸出のスプレッド調整と同じ手法とすること。

債券のスプレッド調整手法については、ほとんどの先が、通貨間の整合性や ISDA デリバティブとの平仄、実務上の煩雑さを回避する観点から、検討委員会の推奨内容に賛同しました。なお、貸出の場合と同様に、反対した先からは、価値の移転を防ぐ観点から、フォワード・アプローチを支持する意見が寄せられました（図表 2-5）。

(図表 2-5) 債券のスプレッド調整手法に対する賛否

賛	否
30 先	1 先 (事業法人)

(4) ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けた取り組み

第 2 回市中協議文書において、検討委員会では、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上に向けて、その裏付け取引である日本円 OIS 取引の活性化に向けた取り組みが重要と整理しました。日本円 OIS 取引を活性化するうえで、市場参加者が取り組むべき課題等について、主として以下のような意見が寄せられました。

(i) 0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品の増加

OIS 取引はキャッシュ商品のヘッジ手段としての利用が想定されるため、0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品を増加させることが、ヘッジニーズの拡大を通じて OIS 取引の活性化につながるとの意見が寄せられました。これに関連し、0/N RFR 複利（後決め）を参照するキャッシュ商品の取引に向けた事務・システム面での更なる対応や、それをふまえたテストトレードの必要性を指摘する意見がありました。

(ii) 市場参加者による OIS 取引の積極化

金融機関や事業法人を含めたより多くの市場参加者が、OIS 取引を行うための態勢整備をまずは進めるべきとの意見もみられました。

具体的には、金融機関（セルサイド）への期待として、事業法人等を含む幅広い顧客に対して、LIBOR スワップの代替取引としての OIS 取引を積極的に提案すべきとの意見がありました。

一方で、顧客たる事業法人（バイサイド）の取り組みにも期待する意見がありました。すなわち、マーケットメイカーたるディーラーが気配値を呈示するだけでは、OIS 市場の活性化には限界があるため、事業法人等を含む幅広い市場参加者が OIS 市場に積極的に参加すべきとの意見がありました。この点、市場慣行の更なる整備などといった面で公的なサポートを求める意見もみられました。

（iii）気配値を呈示し易い環境の整備

OIS 取引の気配値を呈示するディーラーの環境整備に対する意見もみられました。具体的には、①ディーラーの呈示する気配値がターム物リスク・フリー・レートの水準に影響を与えうることから、その運営機関となることが想定される株式会社 QUICK を中心にガバナンス体制を整備し¹¹、ターム物リスク・フリー・レート算出の透明性を確保していくこと、②OIS 取引とターム物リスク・フリー・レートを参照する取引の双方を行う場合などには、利益相反が潜在的に生じうること等から、金融監督当局が指針等によってディーラーの責任範囲を明確化することを要望する意見が寄せられました。

（5）まとめと今後の対応

このように、意見募集に対する回答結果は、第2回市中協議文書での推奨内容を概ね支持するものとなっています。さらに、事業法人をはじめとした幅広い業種から回答が得られています。

今後は、金融機関・事業法人等においては、本報告書の内容を参考にしつつ、「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画¹²」に沿った対応を進めていくことが求められます。

検討委員会としても、引き続き、こうした対応の進捗状況について点検するとともに、日本円 OIS 取引の活性化に向けた取り組みを含め、ターム物リスク・フリー・レートの頑健性向上等の市場全体の取り組みをサポートしていきます。

¹¹ 株式会社 QUICK のガバナンス体制の整備を含む、ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けた進捗状況については、BOX を参照ください。

¹² 第2回市中協議文書の図表2-8（p.16）を参照ください。

3. その他

(1) 第2回市中協議文書公表以降の金利指標改革を巡る動向

第2回市中協議文書の公表(2020年8月7日)から足もとまでの金利指標改革を巡る動向として、国内では、企業会計基準委員会(ASBJ)が、2020年9月に実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表しました¹³。また、日本ローン債権市場協会(JSLA)が、2020年10月に、「シンジケートローンのフォールバック条項の参考例(サンプル)」を公表しました¹⁴。

国際的な動向としては、英国において、2020年9月に、ローン市場におけるSONIA複利(後決め)の利用に関するコンベンションが公表されたほか¹⁵、2020年10月には、英国金融行為規制機構(以下「FCA」)の権限を強化する英国ベンチマーク規制を改正するための法案が提出されました¹⁶。2020年11月には、ICE Benchmark Administration(IBA)が、英ポンドLIBOR、スイスフランLIBOR、ユーロLIBOR、円LIBORの恒久的な公表停止にかかる市中協議を開始する予定である旨のプレス・リリースを公表しました¹⁷。これに関連して、FCAは、上記法案の成立を前提に、FCAによる今後の権限行使の方針に関する市中協議を開始しました¹⁸。米国においては、2020年8月に、相対貸出におけるフォールバック条項の推奨文言の改訂版が公表されました¹⁹。2020年10月には、LIBORの恒久的な公表停止時に、契約上の参照金利を「法定の代替金利」に移行させることを目的としたニューヨーク州法の改正案が提出されています²⁰。また、国際会計基準審議会(IASB)が、金利指標置換時の論点に対応するフェーズ2について、2020年8月に最終基準を公表しました²¹。さらには、ISDAが、2020年10月に、2006年版ISDA定義集を改訂するためのIBORフォールバック・サプルメ

¹³ https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2020/2020-0929.html

¹⁴ <https://www.jsla.org/ud0401.php>

¹⁵ <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/markets/benchmarks/rfr/statement-on-behalf-of-rfrwg-recommendations-for-sonia-loan-market-conventions.pdf?la=en&hash=074583D7080993CE84B6A381B554BEFD6594C076>

¹⁶ <https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0200/200200.pdf>

¹⁷ <https://ir.theice.com/press/news-details/2020/ICE-Benchmark-Administration-to-Consult-On-Its-Intention-to-Cease-the-Publication-of-GBP-EUR-CHF-and-JPY-LIBOR/default.aspx>

¹⁸ <https://www.fca.org.uk/news/statements/fca-consults-on-new-benchmark-powers>

¹⁹ <https://www.newyorkfed.org/medialibrary/Microsites/arrc/files/2020/ARRC-Updated-Hardwired-Fallback-Language-Bilateral-Business-Loans.pdf>

²⁰ <https://www.nysenate.gov/newsroom/press-releases/kevin-thomas/senator-kevin-thomas-introduces-bill-protect-businesses-and>

²¹ <https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/08/iasb-completes-response-to-ibor-reform/>

ントと、その効力発生前に締結された契約にも定義集改訂を導入するための IBOR フォールバック・プロトコルを公表しました²²。金融安定理事会（FSB）は、プロトコルについて、広範かつ適時の批准を推奨するとのプレス・リリースを公表しています²³。

（２）TIBOR を貸出のフォールバック・レートとする場合のスプレッド調整手法

第２回市中協議文書においては、貸出のフォールバック・レートとして TIBOR を選択した際のスプレッド調整手法について、「過去５年中央値アプローチ」を選択した場合、当該手法により計測されるスプレッドと、デリバティブ市場²⁴から計測されるスプレッドとの間に差が生じること等が、重要な論点として指摘されました²⁵。

貸出サブグループでの継続的な検討の結果、フォールバック・レートとして TIBOR を選択した場合の調整スプレッドを「過去５年中央値アプローチ」で算出する場合²⁶、経済的価値の観点からの課題が改めて指摘されました。このため、検討委員会に対し、フォールバック・レートとして TIBOR を選択した場合のスプレッド調整手法について、推奨を提案することを見送ることとされました。

もともと、フォールバック・レートとしての TIBOR の利用ニーズや、現行の事務・システムとの親和性および当事者の体制整備への配慮の観点等を特に重視する主体における選択肢を確保する観点から、貸出サブグループにおける検討結果を次のとおり公表することとしました。

²² <https://www.isda.org/2020/10/23/isda-launches-ibor-fallbacks-supplement-and-protocol/>

上記公表などをふまえ、本報告書において、第２回市中協議文書の図表２－８「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」を別紙１のとおりアップデートしています。

²³ https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/data/rel201012c.pdf

²⁴ 例えば、LIBOR と TIBOR を交換するベシススワップ市場が考えられます。

²⁵ グローバルには、リスク・フリー・レートをベースとした後継金利へのフォールバックを念頭に検討が進められており、銀行間金利（IBORs）へのフォールバックにおいては、固有の論点が生じること留意する必要があります。

²⁶ 貸出サブグループでは、スプレッド調整手法として「フォワード・アプローチ」も検討しましたが、海外における検討状況や計算手法の複雑さ、将来的な不確実性などを理由に、十分な支持が得られませんでした。ただし、当事者合意により、「フォワード・アプローチ」を利用することは当然に妨げられるものではありません。なお、「フォワード・アプローチ」を支持するメンバーからは、英国検討体における事前移行の検討等を参考に同アプローチの利用を提言する意見が聞かれました。

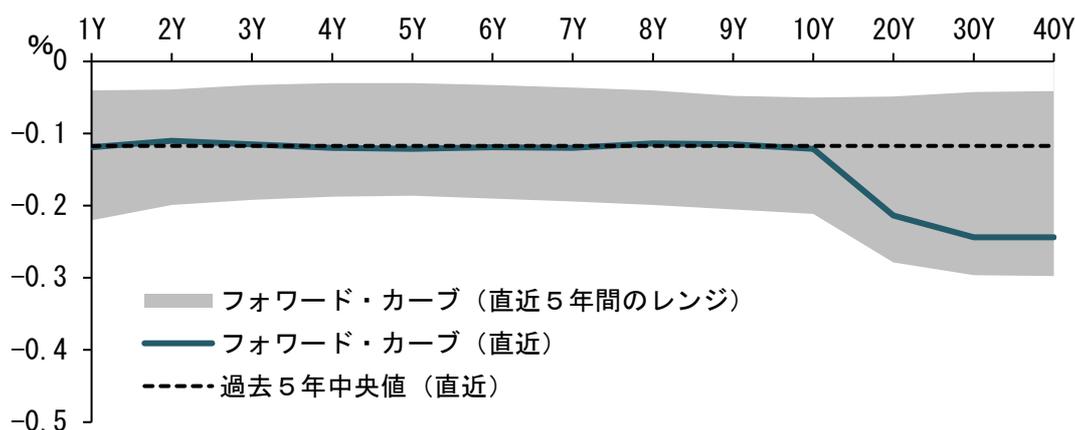
(i) 経済的価値の観点からの課題

以下の点をふまえ、TIBOR のスプレッド調整方法として「過去5年中央値アプローチ」を利用した場合、価値の移転が最小化されるとは限らないとの結論に至りました。

a. 「過去5年中央値アプローチ」にもとづく値とフォワード・カーブとの差異

「過去5年中央値アプローチ」から得られるスプレッドとデリバティブ市場²⁷から得られるフォワード・カーブとの差異をみると、直近の相場状況にもとづく値と、年限が短いもので、上下概ね 10 ベーシス・ポイント弱の差が生じる可能性があり、年限が長くなるほど、両者の差異は大きくなります（図表 3-1）。

(図表 3-1) LIBOR と TIBOR のスプレッドにおける
過去5年中央値とフォワード・カーブの差異



(注) 直近は2020年6月末。

フォワード・カーブは、ベーススワップ市場におけるミッドの値を利用しています。

フォワード・カーブ (直近5年間のレンジ) は、各年限における直近5年間の最大値、最小値の幅 (レンジ) を示したものです。

過去5年中央値 (固定値) は、フォワード・カーブとの比較のため、直近の値を示したものです。

(出所) Bloomberg

b. ヘッジ取引におけるコスト

現時点もしくは将来的に、金利ヘッジ等を目的としたデリバティブ取引のニーズがある借入人は、ヘッジ対象である貸出について「過去5年中央値アプローチ」を利用して TIBOR へフォールバックした場合、そのヘッジ手段であるデリバティブ取引が市場実勢にもとづいてプライシングされる可能性に留意する必要があります。経済的な

²⁷ 前掲脚注 24 を参照ください。

ヘッジ関係を重視し、デリバティブ取引のプライシングを「TIBOR+過去5年中央値」に合わせる場合、その追加的なコストを借入人・貸付人いずれかの主体が負担する必要があると考えられます。

(ii) 借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例

TIBOR のスプレッド調整手法として「過去5年中央値アプローチ」を利用する際に、(i) で記述した課題について、貸付人が借入人に対して十分な説明を行わない場合、コンダクトリスクが生じうると考えられます。この点に関し、借入人・貸付人双方が理解・確認すべき具体例を、別紙2のとおり整理しました。

(iii) 算出方法（メソドロジー）

「過去5年中央値アプローチ」により算出されるスプレッド調整値の公示主体を設けることは現実的に難しい一方、算出したスプレッド調整値が契約当事者ごとに異なるといった状況を回避し、フォールバック・レートとして TIBOR を利用する場合の最低限の利用環境を整える必要があります²⁸。こうした観点から、算出方法（メソドロジー）の検討・公表が必要と整理されました²⁹。

以 上

²⁸ 公示主体の選定については、公示主体となるメリットに乏しいことや、TIBOR のスプレッド調整手法について推奨が行われないこと等をふまえ、見送ることとしました。

²⁹ 貸出サブグループにおいて整理した算出方法（メソドロジー）の一例については、下記リンク先を参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmtc/cmt201130a.pdf

BOX ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けて

株式会社QUICK（以下「QUICK社」）では、2020年10月9日より、ターム物リスク・フリー・レートの参考値³⁰の日次公表を開始しました。このように、QUICK社では、「ターム物リスク・フリー・レート（確定値）の公表に向けたロードマップ」³¹に沿って、計画どおりに確定値公表に向けた準備作業を進めており、金融監督当局との具体的な意見交換も開始しています。以下では、検討委員会第15回会合以降のQUICK社における準備作業の進捗状況を記述します。

① ガバナンス体制構築

QUICK社では、業務規程の策定をはじめとした社内体制の構築のほか、ブローカーへのガバナンス体制の構築に向けて、具体的な検討に着手しました。また、特定金融指標・特定金融指標算出者として指定された場合に受けなければならない業務規程の認可に向けて、金融監督当局とも意見交換を行うなど、所要の対応を進めています。QUICK社では、引き続き、上記の検討・対応を進めていくほか、外部監査委員会の設置に向けた対応や、行動規範の策定に向けたブローカー各社との調整等、関係者とも連携しつつ、頑健なガバナンス体制の構築を進めていく予定です。

② 算出方法の精緻化・透明性向上

QUICK社では、Indicativeデータの利用縮小に向けたルールを定量的に検討してきました。その結果、2020年11月中を目途に算出方法を変更し、第1～5階層のデータ³²が観測された場合には、Indicativeデータを利用しないこととしました。なお、第1～5階層のデータが観測されない場合には、少なくとも参考値の段階では、Indicativeデータの利用を継続する予定です。この点については、確定値公表に向けて、日本円OIS市場の流動性もふまえて、引き続き検討していきます。

ターム物RFR金利タスクフォースでは、遅くとも2021年半ばまでを目標としている確定値の公表につき、可能な限り前倒しを目指して、QUICK社の取り組みを引き続きサポートしていく予定です。

³⁰ <https://moneyworld.jp/page/qtrf001.html>

³¹ 第2回市中協議文書の別紙2-bを参照ください。

³² 詳細は、第1回市中協議文書の別紙2-c<補足>を参照ください。

(別紙2) TIBORのスプレッド調整手法として「過去5年中央値アプローチ」を利用する場合において 借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例³³

- TIBORは、検討委員会として推奨する貸出のフォールバック・レートのウォーターフォール構造には含まれていないが、当事者合意により、TIBORをフォールバック・レートとして選択することは当然に妨げられるものではない。そうしたもて、フォールバック・レートとしてTIBORを選択した際のスプレッド調整方法に、「過去5年中央値アプローチ」を利用する場合、少なくとも以下の点について、貸付人が借入人に対して十分な説明を行わないとコンダクトリスクが生じうる。この点に関し、借入人・貸付人双方が理解・確認すべき事項の具体例は以下のとおり。
- ・ スプレッド調整値の計算にあたって「過去5年中央値アプローチ」により得られる値と「市場実勢を映じるフォワード・カーブ」には差が生じうる。特に、直近の相場状況にもとづく、年限が長くなるほど、過去5年中央値アプローチとフォワード・カーブの差が大きくなる(借入人に不利になる)可能性がある。このため、貸出(特に残存年限が長いもの)にTIBORをフォールバック・レートとするフォールバック条項を導入する場合には、こうしたリスクについて、借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。
 - ・ 現時点もしくは将来的に、借入人に金利ヘッジ等を目的としたデリバティブ取引のニーズがあるケースでは、貸出について「過去5年中央値アプローチ」を利用してTIBORへフォールバックした場合であっても、デリバティブ取引では市場実勢にもとづくプライシング(例：TIBOR+「市場実勢」にもとづくスプレッド調整」等)でフォールバックがなされる可能性があることや、一方で、貸出・デリバティブ取引双方のプライシングを「過去5年中央値アプローチ」に合わせる場合には、その追加的なコストを借入人・貸付人いずれかの主体が負担する必要があることを借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。
 - また、貸出およびデリバティブ取引には会計処理の相違がある。特に、TIBORをフォールバック・レートとして利用することを検討する場合、上記の留意事項とともに、貸付人は借入人に対して、予め会計基準について確認するよう勧めるなど、業務範囲のなかで適切な案内を行ったうえで、価値移転(LIBORとフォールバック・レートの差、LIBORと後継金利の差など)に関する議論や契約交渉を行う必要がある。
 - ・ フォールバック・レートとしてTIBORを選択する場合のスプレッド調整値の公示主体は、検討委員会において選定されていない。スプレッド調整値については、貸出サブグループにおいて整理したメソッドロジックなどにもとづき、当事者間の合意により決定することを、借入人・貸付人双方が理解し、確認する必要がある。

³³ これ以外の事項について、当事者間で追加的に理解・確認することを妨げるものではありません。



NEWS RELEASE

ICE Benchmark Administration to Consult on Its Intention to Cease the Publication of One Week and Two Month USD LIBOR Settings at End-December 2021, and the Remaining USD LIBOR Settings at End-June 2023

11/30/2020

LONDON--(BUSINESS WIRE)-- Intercontinental Exchange, Inc. (NYSE:ICE), a leading operator of global exchanges and clearing houses and provider of mortgage technology, data and listings services, announces that ICE Benchmark Administration Limited (IBA) will consult on its intention to cease the publication of the one week and two month USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on December 31, 2021, and the remaining USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on June 30, 2023. This follows the **announcement** on November 18, 2020, that IBA would consult on its intention to cease the publication of all GBP, EUR, CHF and JPY LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on December 31, 2021.

In July 2017, the UK Financial Conduct Authority (FCA) announced its intention that it would no longer be necessary to persuade, or compel, banks to submit to LIBOR after December 31, 2021. Since then, the FCA and other official sector bodies have strongly advised end-users of the need to transition from LIBOR by December 31, 2021. IBA has engaged with end-users, panel banks, the FCA and other official sector bodies regarding the potential for continuing certain widely-used LIBOR settings after December 31, 2021, where necessary to support transition.

Based on feedback and information received from the panel banks, and following discussions with the FCA and other official sector bodies, IBA expects, in early December 2020, to consult on its intention to cease the publication of:

- the one week and two month USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on December 31, 2021; and
- the overnight and one, three, six and 12 month USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on June 30, 2023.

This follows the announcement on November 18, 2020, that IBA would consult on its intention to cease the publication of all GBP, EUR, CHF and JPY LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on December 31, 2021, which IBA also expects to commence in early December 2020 as part of the same consultation as for USD LIBOR settings.

IBA expects to close the consultation for feedback by the end of January 2021.

IBA notes that any publication of the overnight and one, three, six and 12 month USD LIBOR settings based on panel bank submissions beyond December 31, 2021 will need to comply with applicable regulations, including as to representativeness.

This press release is not, and must not be taken to be, an announcement that IBA will continue or cease the publication of any LIBOR settings after the LIBOR publication on December 31, 2021 or June 30, 2023. IBA expects to make separate announcements in this regard following the outcome of the consultation, and subject to any rights of the FCA to compel IBA to continue publication.

An FCA statement in respect of IBA's proposed consultation regarding its intention to cease USD LIBOR settings can be found [here](#).

About ICE Benchmark Administration

ICE Benchmark Administration is authorized and regulated by the Financial Conduct Authority for the regulated activity of administering a benchmark, and is authorized as a benchmark administrator under the EU Benchmarks Regulation. ICE LIBOR, LIBOR and ICE Benchmark Administration are registered trademarks of IBA and/or its affiliates.

About Intercontinental Exchange

Intercontinental Exchange (NYSE: ICE) is a Fortune 500 company and provider of marketplace infrastructure, data services and technology solutions to a broad range of customers including financial institutions, corporations and government entities. We operate regulated marketplaces, including the New York Stock Exchange, for the listing, trading and clearing of a broad array of derivatives contracts and financial securities across major asset classes. Our comprehensive data services offering supports the trading, investment, risk management and

connectivity needs of customers around the world and across asset classes. As a leading technology provider for the U.S. residential mortgage industry, **ICE Mortgage Technology** provides the technology and infrastructure to transform and digitize U.S. residential mortgages, from application and loan origination through to final settlement.

Trademarks of ICE and/or its affiliates include Intercontinental Exchange, ICE, ICE block design, NYSE and New York Stock Exchange. Information regarding additional trademarks and intellectual property rights of Intercontinental Exchange, Inc. and/or its affiliates is located at <http://www.intercontinentalexchange.com/terms-of-use>. Key Information Documents for certain products covered by the EU Packaged Retail and Insurance-based Investment Products Regulation can be accessed on the relevant exchange website under the heading "Key Information Documents (KIDS)."

Safe Harbor Statement under the Private Securities Litigation Reform Act of 1995 -- Statements in this press release regarding ICE's business that are not historical facts are "forward-looking statements" that involve risks and uncertainties. For a discussion of additional risks and uncertainties, which could cause actual results to differ from those contained in the forward-looking statements, see ICE's Securities and Exchange Commission (SEC) filings, including, but not limited to, the risk factors in ICE's Annual Report on Form 10-K for the year ended December 31, 2019, as filed with the SEC on February 6, 2020.

Source: Intercontinental Exchange

ICE-CORP

View source version on [businesswire.com](https://www.businesswire.com/news/home/20201130005613/en/): <https://www.businesswire.com/news/home/20201130005613/en/>

ICE Media Contact

Rebecca Mitchell

+44 7951 057351

rebecca.mitchell@theice.com

ICE Investor Contact

Warren Gardiner

770-835-0114

Warren.Gardiner@theice.com

Source: Intercontinental Exchange



NEWS RELEASE

ICE Benchmark Administration Publishes Feedback Statement for the Consultation on Its Intention to Cease the Publication of LIBOR® Settings

3/5/2021

LONDON--(BUSINESS WIRE)-- Intercontinental Exchange, Inc. (NYSE:ICE), a leading operator of global exchanges and clearing houses and provider of mortgage technology, data and listings services, announced that ICE Benchmark Administration Limited (IBA), the authorized and regulated administrator of LIBOR®, has today published a **feedback statement** for the consultation on its intention to cease the publication of LIBOR® settings.

On December 4, 2020, following discussions with the Financial Conduct Authority (FCA) and other official sector bodies, and in accordance with procedures adopted pursuant to the UK Benchmarks Regulation, IBA published a **consultation** on its intention to cease the publication of:

- (i) all GBP, EUR, CHF and JPY LIBOR settings, and the 1 Week and 2 Month USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on December 31, 2021; and
- (ii) the Overnight and 1, 3, 6 and 12 Month USD LIBOR settings immediately following the LIBOR publication on June 30, 2023.

IBA consulted on these intended cessation dates because a majority of LIBOR panel banks had communicated to IBA that they would not be willing to continue contributing to the relevant LIBOR settings after such dates. As a result, IBA considered that it would be unable to publish the relevant LIBOR settings on a representative basis after such dates.

IBA received a broad of range of feedback from multiple stakeholders, both on the dates specified above and on

the LIBOR transition process generally, including on matters beyond IBA's remit as administrator of LIBOR. IBA has shared and discussed this feedback with the FCA. Further information on the feedback received is available in IBA's consultation **feedback statement**.

In the absence of sufficient panel bank support and without the intervention of the FCA to compel continued panel bank contributions to LIBOR, it is not possible for IBA to publish the relevant LIBOR settings on a representative basis beyond the dates specified above for such settings. As a result of IBA not having access to input data necessary to calculate LIBOR settings on a representative basis beyond the dates specified above for such settings, IBA has to cease the publication of the relevant LIBOR settings on such dates, unless the FCA exercises its proposed new powers (which are included in the current Financial Services Bill as proposed amendments to the UK Benchmarks Regulation) to require IBA to continue publishing such LIBOR settings using a changed methodology (also known as a "synthetic" basis).

The FCA has advised IBA that it has no intention of using its proposed new powers to require IBA to continue the publication of any EUR or CHF LIBOR settings, or the Overnight/Spot Next, 1 Week, 2 Month and 12 Month LIBOR settings in any other currency, beyond the above intended cessation dates for such settings. The FCA has also advised IBA that it will consult on using these proposed new powers to require IBA to continue the publication on a "synthetic" basis of the 1 Month, 3 Month and 6 Month GBP and JPY LIBOR settings beyond such dates, and will continue to consider the case for using these proposed powers in respect of the 1 Month, 3 Month and 6 Month USD LIBOR settings.

The FCA has confirmed to IBA that, based on undertakings received from the panel banks, it does not expect that any LIBOR settings will become unrepresentative before the above intended cessation dates for such settings.

Stakeholders who are interested as to statements relating to the cessation or unrepresentativeness of LIBOR for the purpose of contractual triggers for fallback rate arrangements should see the FCA statement issued earlier **today**.

About ICE Benchmark Administration

ICE Benchmark Administration is authorized and regulated by the Financial Conduct Authority for the regulated activity of administering a benchmark, and is authorized as a benchmark administrator under the UK Benchmarks Regulation. ICE LIBOR, LIBOR and ICE Benchmark Administration are registered trademarks of IBA and/or its affiliates.

About Intercontinental Exchange

Intercontinental Exchange (NYSE: ICE) is a Fortune 500 company and provider of marketplace infrastructure, data services and technology solutions to a broad range of customers including financial institutions, corporations and government entities. We operate regulated **marketplaces**, including the **New York Stock Exchange**, for the listing, trading and **clearing** of a broad array of derivatives contracts and financial securities across major asset classes. Our comprehensive **data services** offering supports the trading, investment, risk management and connectivity needs of customers around the world and across asset classes. As a leading technology provider for the U.S. residential mortgage industry, **ICE Mortgage Technology** provides the technology and infrastructure to transform and digitize U.S. residential mortgages, from application and loan origination through to final settlement.

Trademarks of ICE and/or its affiliates include Intercontinental Exchange, ICE, ICE block design, NYSE and New York Stock Exchange. Information regarding additional trademarks and intellectual property rights of Intercontinental Exchange, Inc. and/or its affiliates is located **here**. Key Information Documents for certain products covered by the EU Packaged Retail and Insurance-based Investment Products Regulation can be accessed on the relevant exchange website under the heading "Key Information Documents (KIDS)."

Safe Harbor Statement under the Private Securities Litigation Reform Act of 1995 -- Statements in this press release regarding ICE's business that are not historical facts are "forward-looking statements" that involve risks and uncertainties. For a discussion of additional risks and uncertainties, which could cause actual results to differ from those contained in the forward-looking statements, see ICE's Securities and Exchange Commission (SEC) filings, including, but not limited to, the risk factors in ICE's Annual Report on Form 10-K for the year ended December 31, 2020, as filed with the SEC on February 4, 2021.

Source: Intercontinental Exchange

ICE-CORP

View source version on **businesswire.com**: <https://www.businesswire.com/news/home/20210304006215/en/>

ICE Media Contact

Rebecca Mitchell

+44 7951 057351

rebecca.mitchell@theice.com

ICE Investor Contact

Warren Gardiner

770-835-0114

Warren.Gardiner@theice.com

Source: Intercontinental Exchange

OIS取引の活性化に向けて

糸崎 真一郎[†]

2020年10月23日

Disclaimer

- 本講演・本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資・会計・税務・財務・法務上の助言を提供するものではありません。
- 本資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。本資料は関連する情報の概要をお伝えする物であり、必ずしも包括的な解説を目的としていません。
- 本資料は、2020年10月中旬時点までの業界の検討等を反映したものであり、今後状況が変化する可能性があることにご留意ください。
- 講演者及びその所属団体・組織は、本講演・本資料の情報に依拠したことにより生じたいかなる損害にも責任を負いません。
- 本講演・本資料の内容は講演者の所属団体・組織の公式見解ではありません。
- 本資料の外部展開・転送・転載・転用・引用・再配布を禁止致します。
- ターム物リスク・フリー・レートの信頼性・頑健性の向上のためには、O/N RFRを参照する短期デリバティブ市場(OIS市場等)の取引が活発であることが望ましいとされています。ターム物リスク・フリー・レートの構築を待たずに、LIBORからの移行を進める必要があります。

目次

1	OIS取引の活性化に向けて	16	O/N RFR複利
2	Disclaimer	17	TONA複利(後決め)の定義(例)
3	目次	18	FSB: O/N RFRとターム物RFR金利
4	はじめに	19	ターム物RFR金利の構築に関する検討
5	金利指標改革と代替金利指標の選択肢	20	ターム物RFR金利の要件案
6	金融指標に関するIOSCO原則	21	ターム物RFR金利が最大の支持を得た
7	FSB「主要な金利指標の改革」	22	QUICKによるTORFの参考値の算出
8	2017年7月、FCA Andrew Bailey長官スピーチ	23	ISDA-Clarus RFR Adoption Indicator
9	米銀のファンディング構造はLIBORを必要としない	24	月次OIS取引数、取引額の推移(JSCC清算)
10	COVID-19はGBP LIBORの脆弱性を浮き彫りにした	25	日本円OIS取引の気配値の呈示
11	日本円LIBORの算出に実取引は利用されていない	26	ターム物RFR(確定値)の公表に向けたロードマップ
12	TONA: 無担保コールO/N物レート	27	日本円OIS取引の活性化に向けた論点
13	TONAをRFRとして特定	28	さいごに
14	RFRと金利スワップの取引目的	29	講演者紹介
15	日本円OIS(Overnight Index Swap)取引の概要	30	Thank You!

はじめに

- 金融安定理事会(FSB)は、2020年10月16日にGlobal Transition Roadmapを公表し、2021年末以降にLIBORの公表が保証されないことを踏まえ、LIBORの恒久的停止に係るリスクを低減するため、金融機関及び非金融機関を含む市場参加者が取るべき5つのステップを策定しています：
 1. 既に、LIBORエクスポージャーを特定し、移行プログラムを作成していること。
 2. ISDAのプロトコルに、その効力発生日までに批准すること。
 3. 2020年末までに、LIBORを参照しない貸出の提供を始めること(代替金利指標の利用や、スイッチ条項の導入が考えられる)。
 4. 2021年半ばまでに、システムや業務態勢を整え、LIBOR参照レガシー取引を2021年末よりも前に実現可能な限り削減する計画を策定し、実行に移すこと。
 5. 2021年末までに、LIBORの停止に備えること。タフ・レガシーへの影響を確認すること。
- 金融安定理事会(FSB)は、LIBORの代替金利指標としては、各通貨で特定された翌日物リスク・フリー・レートの適切かつ可能な限り広い利用を推進しています。
- 日本円のその他の代替金利指標の選択肢としては、現行の事務・システムや取引慣行との親和性が高い、前決めのためターム物リスク・フリー・レートの検討も継続しています。その頑健性向上のため、OIS取引が活発であることが望ましいとされています。
- 本講演では、金利指標改革及びターム物リスク・フリー・レートの検討を振り返り、OIS取引の市場規模を確認し、そして、OIS取引の活性化に向けた論点の整理を試みます。

金利指標改革と代替金利指標の選択肢

- 金利指標改革の目的は、金利指標の指標性・信頼性・頑健性を高め、金融契約における金利指標の適切な選択と利用及び契約書の頑健性の向上を推進し、ひいては、金融市場の機能及び安定性を高めること。
- 既存の主要な金利指標であるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利指標）、EURIBOR、TIBOR、といったIBORsは、国際金融システムにおいて、多様かつ多額（約\$400TN 約4京円）の貸出、債券、デリバティブ等の金融取引で幅広く利用され、その根幹を担っている。しかし、グローバルに利用されている金利指標について、不正操作が企てられ、虚偽のレート呈示が行われたこと、及び、銀行間の無担保資金市場の流動性が金融危機後に大幅に減少したことから、既存のIBORsに対する信頼性・頑健性が揺らいでいる。
- IBORsの信頼性・頑健性を向上させるため、可能な限り実取引データに基づいて算出するような改革が試みられた。しかし、LIBORは、算出の裏付けとなる銀行間の無担保資金市場の取引が活発ではなく、専門家判断に強く依存して算出されている。COVID-19に伴って発生した市場のストレスも、LIBORの脆弱性を浮き彫りにした。
- LIBORの枠組みは持続可能ではなく、2021年末以降に恒久的に公表が停止する可能性が高まっている。LIBORは、パネル行と監督当局の合意に基づき、2021年末（残り434日）までは公表が継続予定。
- FSBは、銀行のクレジット・リスクをほとんど反映しない、最も信頼性・頑健性の高い金利指標である「O/N RFR（翌日物リスク・フリー・レート）」を適切かつ可能な限り、IBORの代替金利指標として広く利用することを推奨。
- その他の金利指標の選択肢としては以下も挙げられる。契約の当事者が金融取引の目的に適合した適切な金利指標を選択する必要がある。
 - ターム物RFR金利（O/N RFR参照短期デリバティブ市場に基づく新指標（未構築））（ ）
 - その他のIBOR: EURIBOR、TIBOR、BBSW、CDOR、HIBOR等
 - その他: UK Bank Rate、Prime Rate、Ameribor、CMS、CMT等

「ターム物RFR金利」は「ターム物リスク・フリー・レート」とも呼ばれている。

金融指標に関するIOSCO原則

- 2013年7月、IOSCOは金融指標に関する19の原則を公表。
 - 主要な金利指標の不正操作の試みに対する調査や法執行を通じ、金融指標の健全性及び提供の継続性という両観点から、脆弱性に対する懸念が提起された。このような脆弱性は、市場の信頼を損ないかねず、投資家と実体経済に損害を与える可能性がある。本原則は、金融指標に関する原則の包括的な枠組みを確立し、金融指標の信頼性・ガバナンス・品質・透明性・説明責任を強化することを目的とする。

原則6 (指標の設計)

指標を設計に当たっては、指標が計測する「価値」の経済的な実態を高い信頼性をもって反映し、また、指標の歪曲をもたらすような要素を排除することを目的とする一般的な設計要素を勘案すべきである。

原則7 (データの十分性)

指標の作成に使用するデータは、需要と供給の競争原理が働き、価格発見機能が有効に機能している活発な市場で形成された価格、レート、指標、又は価値に基づいており、かつ、指標が計測する「価値」に係る市場における独立当事者間の観測可能な取引によって裏付けられているべきである(A Benchmark should be anchored in an active market having observable Bona Fide, Arms-Length Transactions.)。原則7は、取引データのみに基づかなければならないということを意味するものではない。活発な市場が存在することを条件として、取引執行されうるビッド・オファーや過去の取引から推定されたデータの利用も可能である。

原則8 (インプット・データのヒエラルキー)

運営機関は、インプット・データのヒエラルキー及び専門家判断に係る指針を策定するべきである。データの例：

1. 指標が測定する市場あるいは関連市場におけるデータ提出者の独立当事者間取引
2. 指標が測定する市場における観測可能な、あるいは報告された、取引
3. 指標が測定する市場の関連市場における観測可能な、あるいは報告された、取引
4. 取引執行されうるビッド・オファー
5. その他の市場情報や専門家判断

FSB「主要な金利指標の改革」

- 2014年7月、FSB OSSGはマルチプル・レート・アプローチを推奨
 - IBOR改革 (IBOR+)
 - 既存のIBORを改善(あるいは銀行の無担保資金調達に基づく新しい金利指標を構築)し、可能な限り実取引データに基づいて指標を算出することで、信頼性・頑健性を向上させる。
 - IBOR等は以下の理由で存続が望ましい: ①ファンディング・コストを借り手に転嫁できるIBORの利用が貸出では適切かもしれない。②既存取引のIBORからの移行は困難である。
 - RFR(alternative nearly risk-free reference rate)の開発及び移行の推進
 - 銀行のクレジット・リスク等をほとんど反映しないリスク・フリー・レート(Risk-Free-Rate: RFR)を特定し、移行を推進する。
 - 多くのデリバティブ取引を含む一定の金融取引は、リスク・フリー・レートを参照するのが適当である。
- 外部性と公的部門の役割
 - IBORを参照する金融市場に厚みと流動性があり取引が容易であるために、市場参加者がIBORを利用しているという側面がある(外部性)。
 - 公的部門は、マルチプル・レート・アプローチへの移行(適切かつ可能な限り広くRFRを利用すること)を促進することで、市場参加者が本来利用したい指標を利用できる環境を整える役割を担うべきである。公的部門が先導しなければ、市場参加者が本来はRFRを利用したいとしても、自主的な移行が難しい可能性がある。

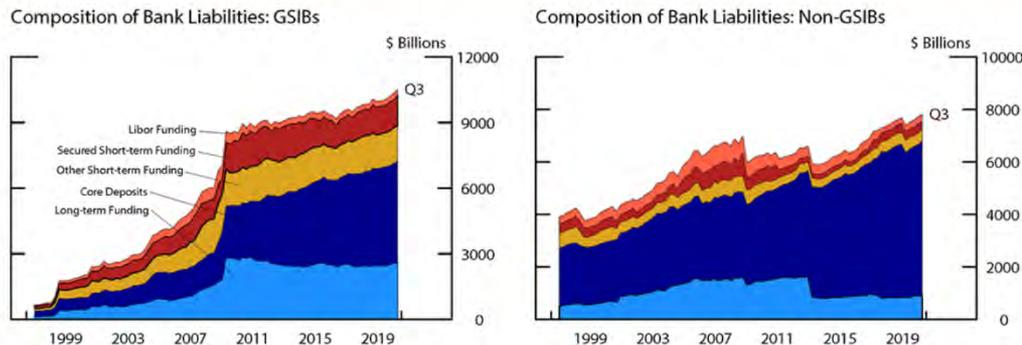
2017年7月、FCA Andrew Bailey長官スピーチ

- 2017年7月、「2021年末以降はLIBORの存続が保証されない」とFCAのAndrew Bailey長官は宣言。マルチプル・レート・アプローチからの転換点となる。
 - LIBOR算出の裏付けとなる銀行間のホールセール無担保資金市場での取引が活発でないこと、そして、多くのパネル行が、十分な実取引の裏付けがないレート呈示に不安を覚えていることから、LIBORの枠組みはもはや持続可能ではない。
 - 2013年4月、LIBORの運営とデータ貢献はFCAの監督下に入った。2014年2月からLIBORの運営はICE Benchmark Administrationに移り、データ貢献に関するガバナンスは顕著に改善された。
 - LIBORが測定する、銀行間のホールセール無担保資金市場での取引は活発ではない。例えば、ある通貨・期間では、パネル行間で2016年に15件しか取引が行われていない。
 - 多くのパネル行は、十分な実取引の裏付けがない、専門家判断に基づくレート呈示に不安を覚えている。LIBORが突然消滅しないよう、FCAはパネル行にレート呈示を継続するよう説得を続けてきた。
 - LIBOR通貨では、活発な市場に根差し、実取引に基づいて算出される翌日物金利指標がRFRとして選択されたか、選択されつつある。FCAが対話したパネル行、中央銀行、規制当局の多くは、4~5年あればLIBORからRFRへの移行が可能だろう、と考えている。
 - 大部分のデリバティブは銀行のクレジット・プレミアムを含む指標を必要としていない。
 - 貸出金利に銀行のクレジット・プレミアムを反映する利点を見つけるのも困難である。
 - 2021年末以降は、FCAがパネル行にLIBORへのデータ貢献を説得、ないし、欧州ベンチマーク規制に依拠して強制することがもはや必要ではないよう、LIBORからRFRへの移行を進める必要がある。2021年末以降はLIBORの継続は保証されないだろう。
 - 2017年11月、全パネル行と2021年末までのデータ貢献に合意したとFCAは公表。

米銀のファンディング構造はLIBORを必要としない

- 2020年6月、Fedは「LIBORは銀行のファンディング・コストと相関しているか？」という論文を公表。
 - LIBORが測定しようとするホールセール無担保資金調達は、米銀負債のごく一部を占めるにすぎず、従って、ファンディングコストへの寄与は小さい(左図)。
 - 銀行のファンディング・コストとの相関は、LIBORよりSOFRが総じて高い(右図)。
 - 銀行は、LIBORファンディングから他の金利に容易に移行可能である。

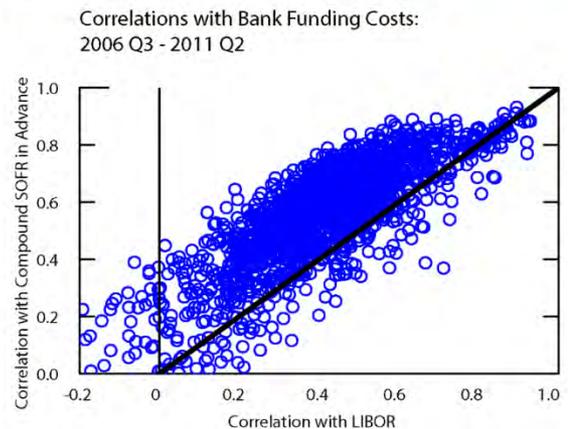
Figure 2. Bank Liabilities



Note: LIBOR funding consists of large time deposits with remaining maturity of less than one year, fed funds purchased and commercial paper. Secured short-term funding is repo and trading liabilities minus derivatives with negative fair value. Other short-term funding is foreign deposits and other borrowed money with maturity less than one year. All other liabilities are included in core deposits and long-term funding.

- USD無担保資金調達(翌日物、一週間物を含む)は、G-SIBでは金融危機以前の8%から2019Q3の3%に低下。
- Non G-SIBは同9%から4%に低下。
- 主に利用されるLIBORが測定する1-6ヶ月物に限ると、USD無担保資金調達は2-3%に過ぎないと推定される。

Figure 3. Correlations with Bank Funding Costs: 2006 Q3 - 2011 Q2



Note: Twenty-quarter (five-year) correlations are calculated at the bank level using total cost of funding and the designated market rate. The total cost of funding equals total interest expense divided by bank liabilities. 3-month LIBOR is based on the first day of the quarter. SOFR in Advance is SOFR across the previous quarter. The diagonal black line indicates where the correlation with SOFR equals the correlation with LIBOR.

- 銀行ファンディング・コストとの相関は、LIBORよりもSOFRの方が総じて高い。(黒い斜め線の左上のプロットがこれを示す)

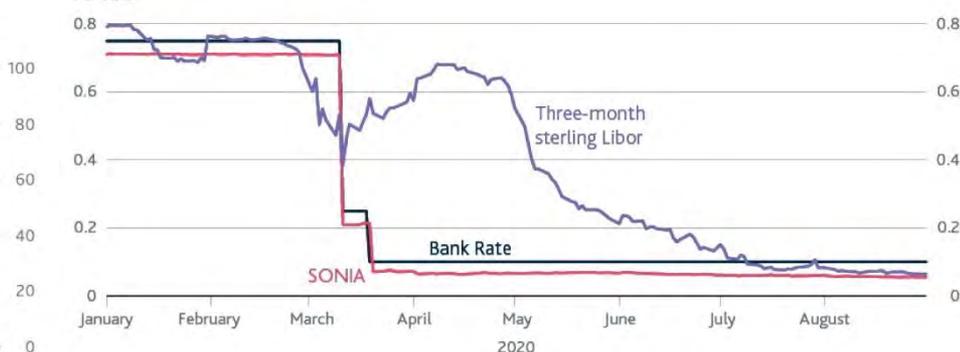
COVID-19はGBP LIBORの脆弱性を浮き彫りにした

Chart A The low number of transactions in the market that underpins Libor means the rate is largely based on expert judgement by banks
Proportion of 'Level 1', 'Level 2' and 'Level 3' submissions underlying three-month sterling Libor (a)



Source: IBA.

Chart B During the Covid-19 shock to markets, Libor failed to track Bank Rate

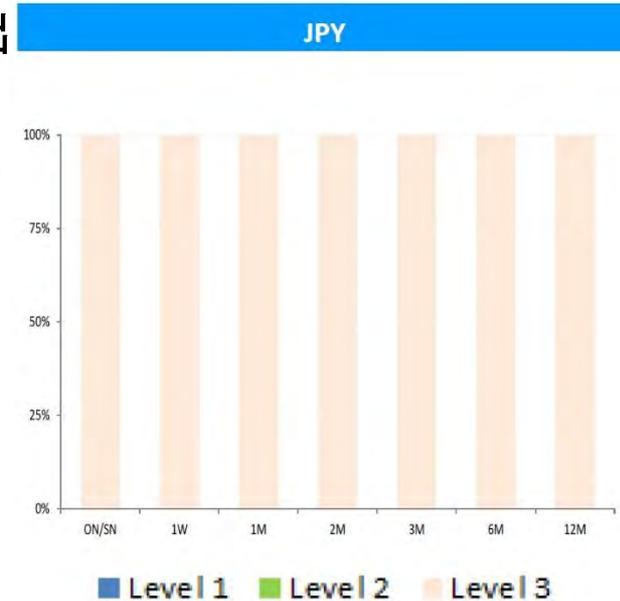


Sources: Bloomberg Finance L.P., ICE LIBOR and Bank calculations. See disclaimer at bottom of the page.

- イングランド銀行は、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴って発生した市場のストレスは、LIBORの脆弱性を浮き彫りにし、2021年末までにLIBORからの移行を完了することの重要性が改めて確認された、と指摘している。
- 2020年3月後半、イングランド銀行が政策金利を利下げした局面で、GBPのリスク・フリー・レートであるSONIAは政策金利と歩調をそろえて下降したが、GBP LIBOR 3Mは逆に上昇した。
- しかし、LIBORが表現しようとする期間物の銀行間無担保資金市場の流動性は低く、特に、3月16日の週のGBP LIBOR 3Mの算出では、第1順位の実取引データは全く利用されず、LIBORはパネル行による専門家判断に強く依存して算出された。
- 借手が、LIBORを参照した借り入れを行っていた場合、第3順位の専門家判断に基づいて算出されたパネル行の平均的なクレジット・プレミアムを支払う必要があったが、SONIAに事前移行していた場合は、そのような(市場のストレス時に水準が上昇した)パネル行の平均的なクレジット・プレミアムの支払いを回避することができた。

日本円LIBORの算出に実取引は利用されていない

- 右のグラフは、2020年10月第2週基準のLIBOR算出データ・ソースのレポートの抜粋。
- JPY LIBORはLevel 3のExpert Judgement(専門家判断)に100%依存して算出されていて、実取引のデータは全く利用されていない。
- JPY LIBOR 6Mは2020年1月から10月16日まで、Expert Judgement(専門家判断)に100%依存して算出され、実取引のデータは全く利用されていない。



Level 1: Transaction-Based	A VWAP of eligible transactions (unsecured deposits and primary issuances of commercial paper and certificates of deposit), with a higher weighting for transactions booked closer to 11:00 am London time.
Level 2: Transaction-Derived	Transaction-derived data, including time-weighted historical eligible transactions adjusted for market movements, and linear interpolation
Level 3: Expert Judgement	Market and transaction data-based expert judgement, using the bank's own internally approved procedure based on a set of permitted inputs (including transactions, related market instruments, broker quotes and other market observations) and agreed with IBA.

TONA: 無担保コールO/N物レート

名称	無担保コールO/N物レート Uncollateralized overnight call rate
通称	Tokyo Overnight Average Rate, TONAR, TONA
定義	「無担保コールO/N物レート」とは、日本銀行が公表する「コール市場関連統計の解説」に基づき算出する無担保コールO/N物取引に係るコールレート(加重平均値)
作成者	日本銀行金融市場局
作成周期	日次
対象市場	無担保コール市場における、当日約定、当日資金受渡し、翌営業日を期日とする条件で成立した取引であって、本邦コール市場において、情報提供会社が媒介した取引。 ※ダイレクト・ディーリング(DD)取引は含まれていない。
算出方法	算出対象取引のレートを、レート毎の出来高(約定が成立した取引の金額)で加重平均したもの。小数点第3位で算出(単位未満四捨五入)。
情報提供会社 (2017年6月14日時点)	<ul style="list-style-type: none">上田八木短資株式会社セントラル短資株式会社東京短資株式会社
公表時刻	速報値: 当日の午後5時15分頃(年末日を除く月末日は午後6時15分頃) 確報値: 翌営業日の午前10時頃
DCC	Day Count ConventionはAct/365

TONAをRFRとして特定

- 2016年12月、リスク・フリー・レートに関する勉強会は、TONAをRFRとして**特定**。
 - 2016年3月、リスク・フリー・レートに関する勉強会は、日本円のリスク・フリー・レートの特定・利用に関する**市中協議を開始**した。2016年12月に、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート(TONA)を特定した。
- RFRを特定する上で、「レートの裏付けとなる市場の厚み」が重要であると指摘。
 - 指標の信頼性や頑健性を確保する観点から、金利指標は**出来る限り実取引に基づき作成**されることが望ましく、そのためには、**指標の裏付けとなる市場に十分な取引量があることが前提**となる。
 - また、指標の意図的な操作を困難にし、市場における一部の取引がレートを歪めることを抑制するためには、**当該市場の参加者に多様性**ができるだけあること(参加者の裾野が広く、特定の参加者に取引が集中していないこと)が望ましいと考えられる。
- リスク・フリー・レートの円金利スワップの参照金利としての利用についても整理
 - TONAを参照金利とする金利スワップとしては、OIS(Overnight Index Swap)がある。現状では、OIS市場が十分な市場流動性を有していないことから、銀行の信用リスクに着目した取引ではない場合でも、銀行の信用リスクを含んだ金利指標が選ばれており、取引当事者は、本来とる必要がないリスクを、他に適切な選択肢がないためにやむを得ずとっている可能性がある。実際、金融危機時においては、IBORの動きは銀行の信用リスクの動向等に大きく影響されており、各指標の利用者にも相応の影響が波及したとみられる。**一般的な金利水準に着目したデリバティブ取引においてリスク・フリー・レートが利用されることは、各取引主体のニーズに合致するものであり、また、金融システム全体の安定にも資するものと考えられる。**

RFRと金利スワップの取引目的

- 2016年3月、リスク・フリー・レートに関する勉強会は、業態別の金利スワップの主な取引目的と、必ずしも変動金利がLIBORやTIBORである必要がないと推定される取引を整理。
 - 総合すると、円金利スワップの3割~4割に相当する部分で将来的にはOISの利用が期待しうる、と分析。

【業態別の金利スワップの主な取引目的(推定)】

	取引年限			
	0~2Y		2+Y	
	固定金利払い	固定金利受け	固定金利払い	固定金利受け
銀行(※)	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 固定貸出のフェアバリューヘッジ 定期預金(1年未満)のキャッシュフローヘッジ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 変動貸出のキャッシュフローヘッジ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 固定貸出のフェアバリューヘッジ 保有国債のヘッジ・アセットスワップ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 変動貸出のキャッシュフローヘッジ 定期預金(1年以上)のキャッシュフローヘッジ
証券会社	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 国債(入札)のリスクヘッジ IBOR関連のデリバティブ取引のヘッジ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 起債のヘッジ IBOR関連のデリバティブ取引のヘッジ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 国債(入札)のリスクヘッジ 起債のヘッジ IBOR関連のデリバティブ取引のヘッジ 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 起債のヘッジ(含む仕組債) IBOR関連のデリバティブ取引のヘッジ
生損保	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引(+) 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引 起債のヘッジ(外債発行) 	<ul style="list-style-type: none"> 金利リスクの調整取引
年金・運用会社・投信・ヘッジファンド	<ul style="list-style-type: none"> リスクテイク 	<ul style="list-style-type: none"> リスクテイク 	<ul style="list-style-type: none"> リスクテイク 	<ul style="list-style-type: none"> リスクテイク
事業法人・その他	<ul style="list-style-type: none"> 変動借入のヘッジ(利払いの固定化) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定借入のヘッジ(利払いの変動化) 	<ul style="list-style-type: none"> 変動借入のヘッジ(利払いの固定化) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定借入のヘッジ(利払いの変動化)

(注) ハイライトした箇所は、必ずしも変動金利がLIBORやTIBORである必要がないと推定される取引。

※: 銀行の特定取引引く環状における取引目的は、「証券」に記載した取引目的に近いと推定される。

†: 生損保の「金利リスクの調整取引」には、固定金利払い/受け両サイドに「変動年金のデルタヘッジ」、固定金利受けサイドに「中長期ALM」等の取引目的があると推定される。

日本円OIS (Overnight Index Swap) 取引の概要

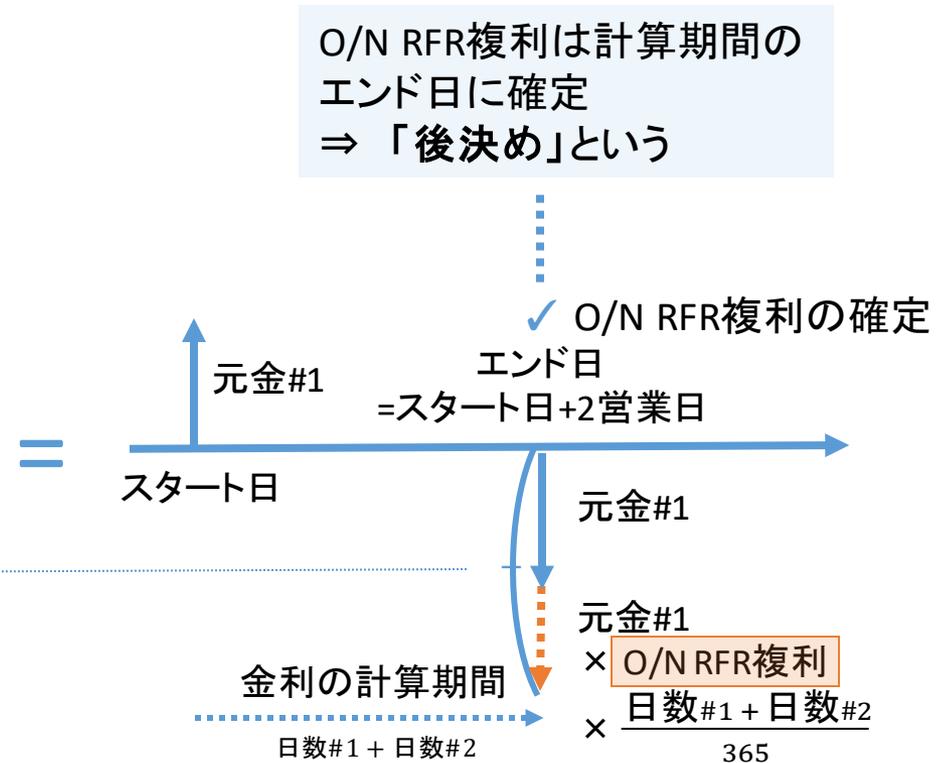
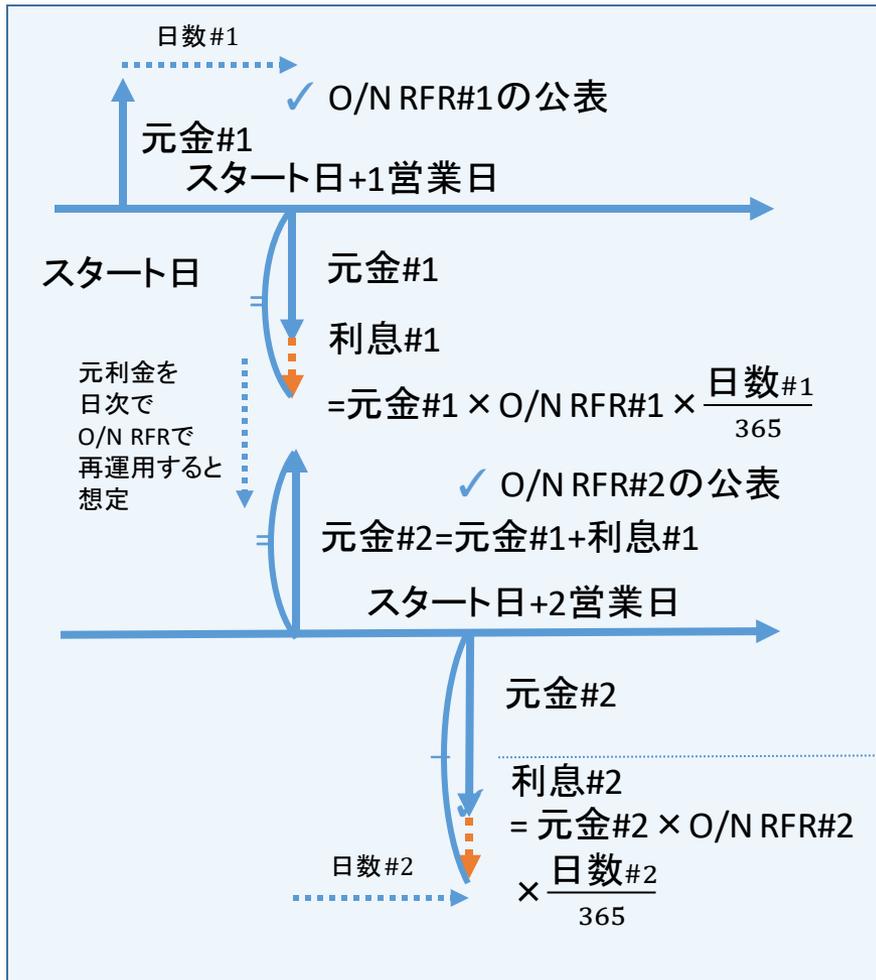
- OIS (Overnight Index Swap) とは、固定金利と変動金利を一定期間毎に交換する金利スワップ取引の一種で、変動金利として翌日物金利を日次複利で積み上げて算出した複利を参照するものを指す。
- 日本円OIS取引としては、固定金利と無担保コールO/N物レート (TONA) を日次複利で積み上げて算出した複利 (「O/N RFR複利 (後決め)」や「TONA複利 (後決め)」とも呼ばれる) を交換する金利スワップ取引が、店頭デリバティブ市場で行われている。OISの取引年限は、短期 (数週間から2年) から超長期 (30年) まで広い。
- OISの固定金利の市場金利の実勢水準を示すレートのことをOISレートという。
- 日本円では、2006 ISDA Definitionsが定義する、店頭デリバティブ取引における変動金利指標の標準的な選択肢 (Floating Rate Optionという) の1つである”JPY-TONA-OIS-COMPOUND” を指定し、かつ、”Delayed Payment”として”2 Tokyo Banking Days”を指定することが一般的。
- 例えば、2022年6月10日がスタート日、2022年9月12日がエンド日である計算期間の場合、2022年9月12日午前10時頃に公表されるTONAも参照しながら、O/N RFR複利 (後決め) による利率 (Floating Rate) が確定する。元本、利率及び「計算期間に対応するday count fraction」を乗じて変動金利額 (Floating Amount) を算出し、エンド日の2東京銀行営業日後の2022年9月14日に決済される。

O/N RFR複利

- O/N RFR複利とは、O/N RFRを日次複利で積み上げて金利を算出する方式:

$$\left(1 + \text{O/N RFR}\#1 \times \frac{\text{日数}\#1}{365}\right) \left(1 + \text{O/N RFR}\#2 \times \frac{\text{日数}\#2}{365}\right) = 1 + \boxed{\text{O/N RFR複利}} \times \frac{\text{日数}\#1 + \text{日数}\#2}{365}$$

元利金を日次でO/N RFRで再運用すると想定 (2営業日の場合)



TONA複利(後決め)の定義(例)

$\left[\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{TONA_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right] \times \frac{365}{d}$	<p>与えられた計算期間に対するTONA複利(後決め) 左記公式を小数点以下5ケタ%で算出(単位未満四捨五入)</p>
d_0	<p>計算期間の東京銀行営業日の数</p>
i	<p>計算期間開始日から時系列に数えて<i>i</i>番目の東京銀行営業日を表す整数 (計算期間開始日を1とする)</p>
$TONA_i$	<p>東京銀行営業日<i>i</i>から翌東京銀行営業日<i>i + 1</i>に対応するTONAレート。 <i>i + 1</i>の東京時間10:00a.m.頃に掲載される。</p>
n_i	<p>東京銀行営業日<i>i</i>(含む)から翌東京銀行営業日<i>i + 1</i>(含まない)までの期間のカレンダー日数。複利計算のウェイトとして利用する。休祝日を無視すると月曜日から木曜日まではそれぞれ1となり、金曜日は土日を含めて3となる。実際の計算では休祝日を反映する必要がある。</p>
d	<p>計算期間のカレンダー日数</p>
$1 + \frac{TONA_i \times n_i}{365}$	<p>東京営業日<i>i</i>に元本1をTONA_{<i>i</i>}で投資し、翌東京営業日<i>i + 1</i>に得られる元利金</p>
$\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{TONA_i \times n_i}{365} \right)$	<p>東京営業日1に元本1をTONA₁で投資し、翌東京営業日に元利金をTONA₂で再投資し、と続けて計算期間終了日に得られる元利金。 つまり、計算期間開始日に1単位だけあった資産がO/N RFRで日次運用されたと想定した時の計算期間終了日の資産評価額。 $\prod_{i=1}^{d_0} X_i$は<i>X_i</i>を<i>i = 1</i>から<i>d₀</i>まですべて掛け算した値。</p>

※ここでは、計算期間は東京銀行営業日の開始日(含む)から別の東京銀行営業日の終了日(含まない)までの期間と仮定している。

FSB: O/N RFRとターム物RFR金利

- 2018年7月、FSBは「O/N RFRとターム物RFR金利に関する声明」を公表。
 - ターム物RFR金利の構築と限定的な利用の検討を支持。ただし、O/N RFRは最も頑健な金利指標であり、適切な限り広く利用されることで、金融市場の安定性が高まる、と指摘。
 - 将来のデリバティブ市場の流動性がO/N RFRに集中した場合、ターム物RFR金利を利用するとビッド・オファー・コスト等の取引コストが高くなるため、事業効率が低下する可能性がある。金融機関のみならず事業法人も含めた幅広い市場参加者がO/N RFR複利(後決め)を利用できるよう努めるインセンティブが生まれることが期待されている。

	O/N RFR(翌日物リスク・フリー・レート)	ターム物RFR金利
特徴	✓ 市場参加者により主要通貨について特定され、利用可能	✗ 構築されるか定かではなく、構築を待つべきでない
	✓ 厚みのある市場の実取引に根差す	✗ 表現する市場の流動性が比較的低いだろう
	✓ 最も信頼性・頑健性が高い	✗ O/N RFRと同様の信頼性・頑健性を持ちえない
	✓ 将来のデリバティブ市場の流動性がO/N RFRに集中し、ビッド・オファー・コスト等の取引コストが低くなる	✗ 将来のデリバティブ市場の流動性がO/N RFRに集中し、ビッド・オファー・コスト等の取引コストが高くなる
	✓ 平均を利用しスパイクから保護される(FCAの指摘)	✗ 日次変動(スパイク)が激しいおそれ(FCAの指摘)
	? 後決め複利は利率確定から支払いまでの期間が短い	✓ フォワード・ルッキングな前決め金利である
利用範囲	• 適切かつ可能な限り利用すべき	• 利用はキャッシュ系商品の中の一部に限定すべき
	• 現在IBORが利用されている市場の大部分で利用すべき	• 既存のキャッシュ系商品の契約書が前決め金利の利用を前提としている場合、フォールバックとして前決めであるターム物RFR金利の利用が検討できる
	• 大多数のデリバティブはO/N RFRに移行すべき	
	• デリバティブのフォールバックはO/N RFRに基づくべき	

※ 2018年7月、金融安定理事会(FSB)「O/N RFRとターム物RFR金利に関する声明」を基に講演者作成。ただし、「FCAの指摘」、とある箇所はFCA高官の指摘

後決め複利の利用に必要な契約、事務、システムなどの準備を整えれば、表中の ? は ✓ になるだろう。

ターム物RFR金利の構築に関する検討

- 2019年7月、日本円金利指標に関する検討委員会は、第1回市中協議において、日本円OISに基づくターム物RFR金利の構築の計画と要件案を整理。
 - ターム物RFR金利は、無担保コールO/Nレートの先行きの見通しを示すデリバティブ取引をもとに構築され、金利の適用開始時点で予め適用金利が確定(=前決め)する。
 - 基本的に実取引データがある場合はそれを利用し、実取引データがない場合は気配値データを利用することが望ましいと考えられるが、日本円OISの足もとの取引量を踏まえると、実取引データのみを利用することは現実的に難しい状況であるため、**実取引データに加えて気配値データも利用**することが必要と考えられる。
 - 日本円OISの取引活性化に相応の時間を要することが想定されるほか、市場参加者や金利指標ユーザーが事前に事務体制等を整備する時間を確保する必要もあることから、まずは参考値として算出・公表を行い、その後、その状況を検証し、実現可能性を見極めたうえで確定値を算出・公表するという段階的な対応が適当と整理。
 - 参考値を算出・公表する段階(フェーズ1)は市中協議をふまえた検討取りまとめの公表後速やかに開始し、確定値を算出・公表する段階(フェーズ2)は遅くとも2021年半ばまでを目途に開始することとしつつ、可能な限り前倒しを目指す計画が適当である。
 - ターム物RFR金利が指標として国際的に広く利用されるためには、金融指標に関するIOSCO原則との整合性を意識する必要がある。また、欧州では、欧州域内の金融機関が欧州域内にない指標を利用するためには、欧州ベンチマーク規制の要件を満たすことが求められる。国内では、当該指標が、その信頼性が低下することにより、本邦の資本市場に重大な影響を及ぼす恐れがあるものとされた場合には、金融商品取引上の「特定金融指標」として定められ、当該指標の運営機関が同法上の「特定金融指標算出者」として指定されることが考えられる。

ターム物RFR金利の要件案

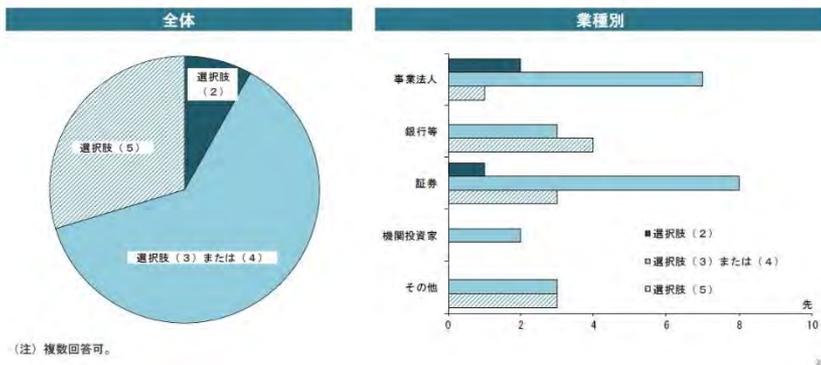
・ 2019年7月の検討委員会によるターム物RFR金利の要件案

1. データ	<ul style="list-style-type: none">・ スポット・スタートの日本円OISアウトライト取引(期間1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月)・ 営業日(東京)中の約定取引かつ清算集中取引に限定(JSCCおよびLCH)・ 約定レート・想定元本額・約定日時分・ 最良Bidおよび最良Offerのレートなど・提示日時分・ディーラー名
2. 算出基準日時及び公表時刻	算出基準日:東京営業日15時/公表時刻:同日17時頃
3. データの抽出時間帯	フェーズ1:全日(24時間)/フェーズ2:特定の時間帯または全日(24時間)
4. データの抽出方法	フェーズ1:全抽出(閾値はゼロ)/フェーズ2:全抽出(当面閾値はゼロ)
5. 算出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 実取引データの想定元本額の合計が閾値以上となった場合は実取引データのみを利用し、閾値未満となった場合は気配値データのみを利用する(ウォーターフォール手法)・ ウォーターフォール手法で利用するデータについて、以下の優先順位が考えられる。 (第一順位)実取引データ (第二順位)CLOB上の取引可能な気配値 (第三順位)ボイス・ブローカーの取引可能な気配値ペア(BidおよびOffer) (第四順位)ボイス・ブローカーの取引可能な気配値 (第五順位)ボイス・ブローカーの気配値ペア(BidおよびOffer)・ 上記ウォーターフォールで指標を算出できなかった場合は、前営業日の指標を継続して公表する等の適切なコンティンジェンシー策を予め規定する。
6. 外れ値検定	統計的手法(パーセンタイル値)
7. 品質加重平均	最良Bidおよび最良Offerの差(スプレッド)の逆数によって重みづけを行う
8. データ取得先	ブローカー3社程度

ターム物RFR金利が最大の支持を得た

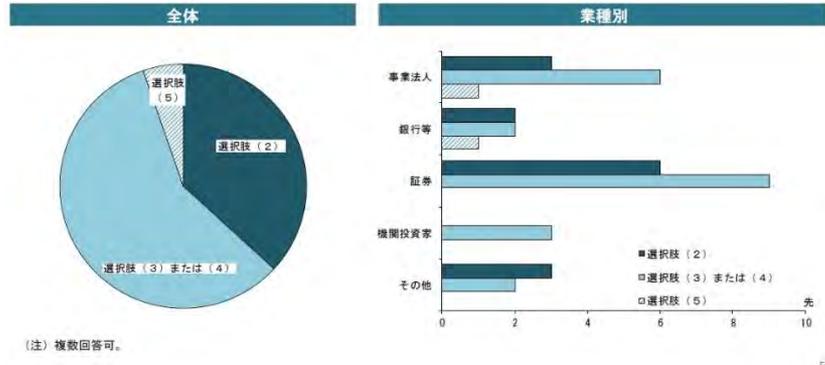
2. 移行:代替金利指標の選択肢 **貸出**

- 選択肢(3)・(4)を愛好する意見が多く、次いで選択肢(5)を愛好する意見が多かった。
 - 業種別にみると、事業法人や証券会社、機関投資家は選択肢(3)・(4)を、銀行等は選択肢(5)を愛好する意見が多くみられた。
 - なお、選択肢(5)の利用については、銀行等の当該選択肢を支持する先からは、国内の貸出金利として定着しており現行の事務・システムとの親和性が高いとの意見がみられた一方、事業法人を中心に、円LIBORとの金利水準の違いやデリバティブ取引によるヘッジが難しいこと等を理由に、慎重なスタンスを示す意見が多くみられた。



4. 移行:代替金利指標の選択肢 **債券**

- 選択肢(3)・(4)を愛好する意見が過半数を占めたほか、選択肢(2)を挙げる意見も相応にみられた。
 - 業種別にみると、事業法人および証券会社は、選択肢(3)・(4)を愛好する意見が多くみられたほか、選択肢(2)を愛好する意見も相応にみられた。機関投資家は、選択肢(3)・(4)を愛好し、選択肢(2)や選択肢(5)を愛好する意見はみられなかった。
 - 選択肢(2)を愛好する意見のほとんどが、デリバティブ取引とのヘッジ関係や海外債券市場との平仄を理由として挙げた。



• 2019年11月29日、日本円金利指標に関する検討委員会は「『日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議』とりまとめ報告書」を公表。

- 全体として、**ターム物RFR金利(選択肢(3)・(4))**が、現行の事務・システムや取引慣行との親和性が高いことを理由に最大の支持を得る結果となった。
- **ターム物RFR構築までの間、O/N RFR複利(後決め)(選択肢(2))、TIBOR(選択肢(5))**の暫定利用の必要性があることも共有された。
- **ターム物RFR(選択肢(3))**の構築には相応の時間を要し、2つのフェーズ分けにより、OIS取引の流動性向上策等の取り組みが必要である。

QUICKによるTORFの参考値の算出

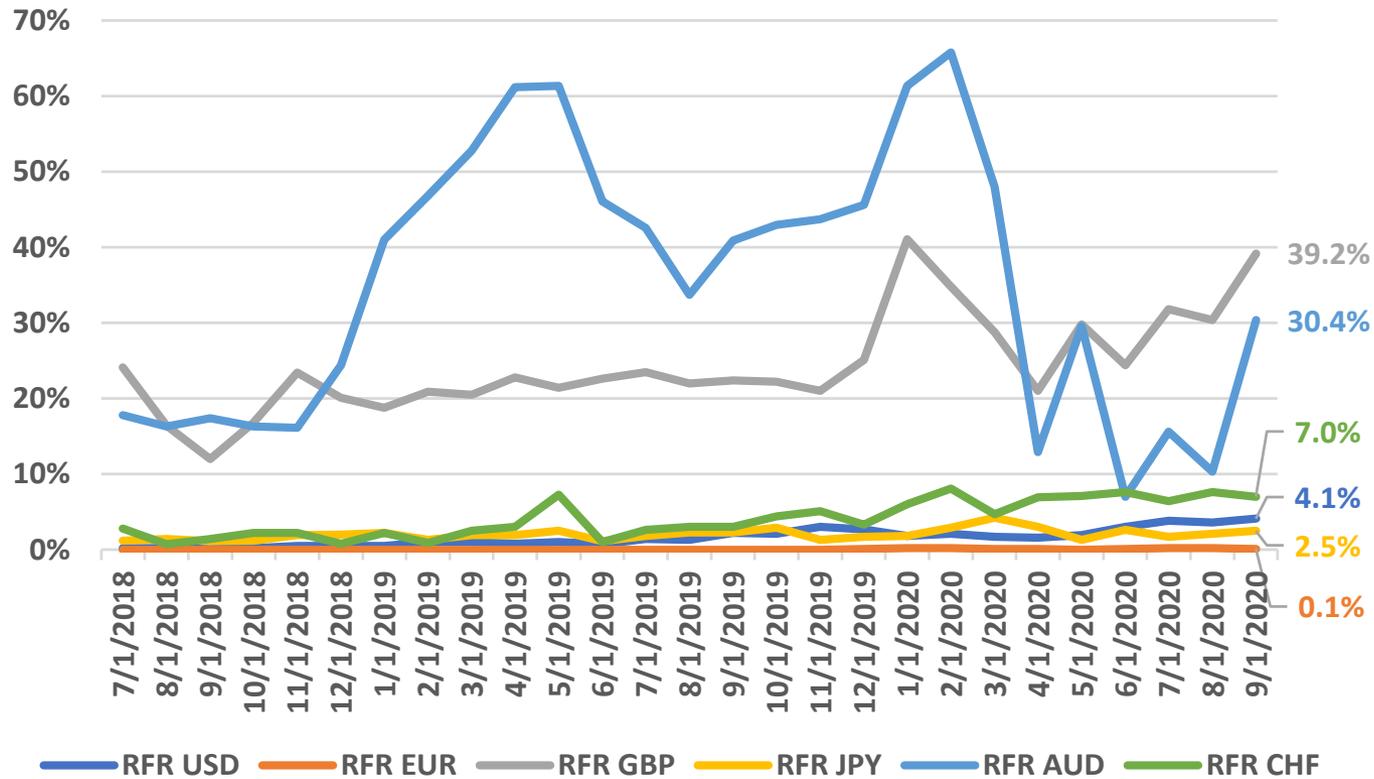
2019年9月	検討委員会はターム物RFR金利タスク・フォースを 設立 。
2019年10月	検討委員会は、ターム物RFR金利(スワップ)の参考値(※)の算出・公表主体の 募集を開始 。
2020年2月	検討委員会は、ターム物RFR金利タスク・フォースの評価を踏まえ、ターム物リスク・フリー・レート(+)の参考値の算出・公表主体をQUICKに 決定 。
2020年5月26日	QUICKは、ターム物リスク・フリー・レートの参考値の週次公表を 開始 対象テナーは、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の3種類。
2020年7月	QUICKは、ターム物リスク・フリー・レートの正式名称を「東京ターム物リスク・フリー・レート」(Tokyo Term Risk Free Rate)、略称を「TORF」に 決定
2020年10月9日	QUICKは、TORF参考値の日次公表を 開始

(+)参考値は、事務体制等の整備にあたり参考として利用するためのもので、実際の金融契約で参照されることを意図したものではない。

(※)検討委員会では、ターム物RFR金利の名称をターム物リスク・フリー・レートに変更。

ISDA-Clarus RFR Adoption Indicator

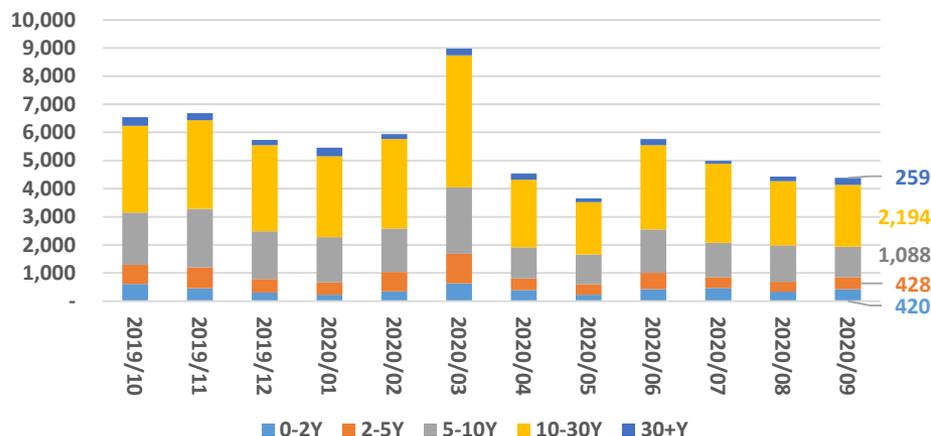
% of DV01 per Ccy as RFR linked IRD Product
(ISDA Clarus RFR Adoption Indicator)



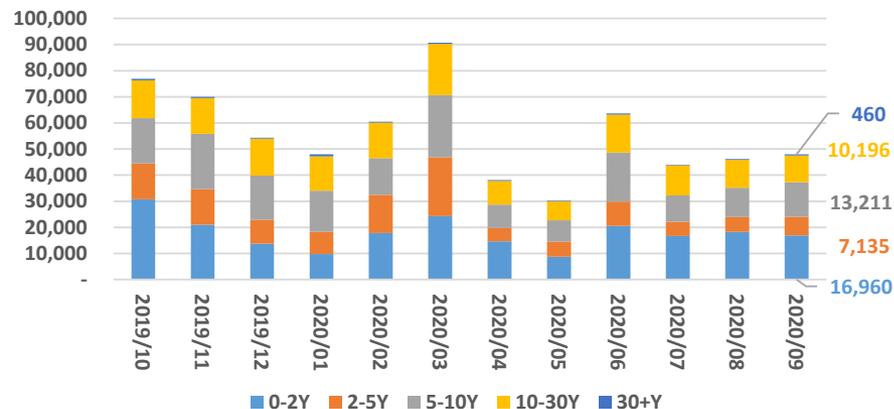
- ISDA、Clarusは、清算集中された金利スワップのうち、RFR参照のリスク量(DV01)の割合を示したISDA-Clarus RFR Adoption Indicatorを公表している。
- 2020年9月基準で、日本円の当該指標は2.5%。

月次OIS取引数、取引額の推移 (JSCC清算)

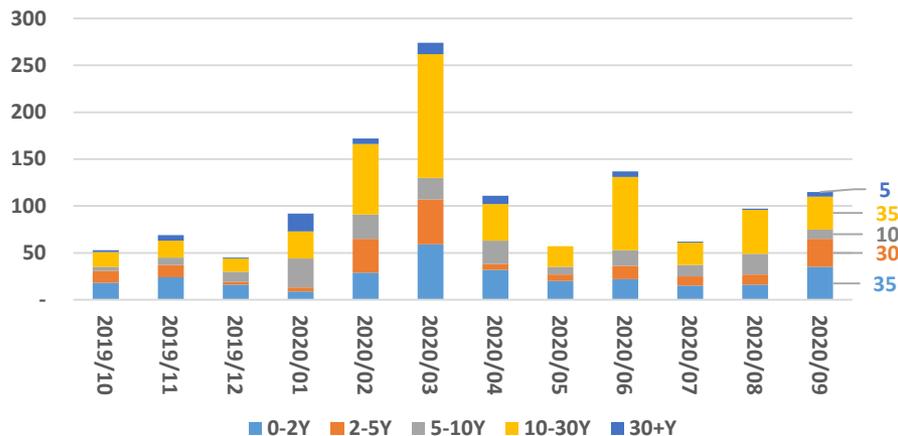
月次LIBORスワップ取引数 (JSCC清算)



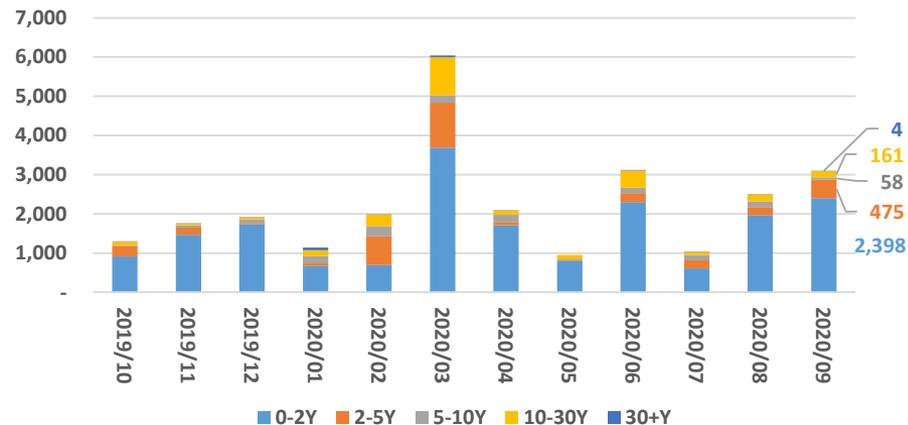
月次LIBORスワップ取引額 (JSCC清算、単位：10億円)



月次OIS取引数 (JSCC清算)



月次OIS取引額 (JSCC清算、単位：10億円)



※TORFの信頼性・頑健性の向上のためには、**6ヶ月以下**の日本円OIS取引の流動性の向上が望ましい。

(出所) 金利スワップ取引に関する統計データ(JSCC)。LIBORスワップ、OIS、いずれも、対固定金利のスワップの統計値。
https://www.jpx.co.jp/jscc/toukei_irs.html

日本円OIS取引の気配値の呈示

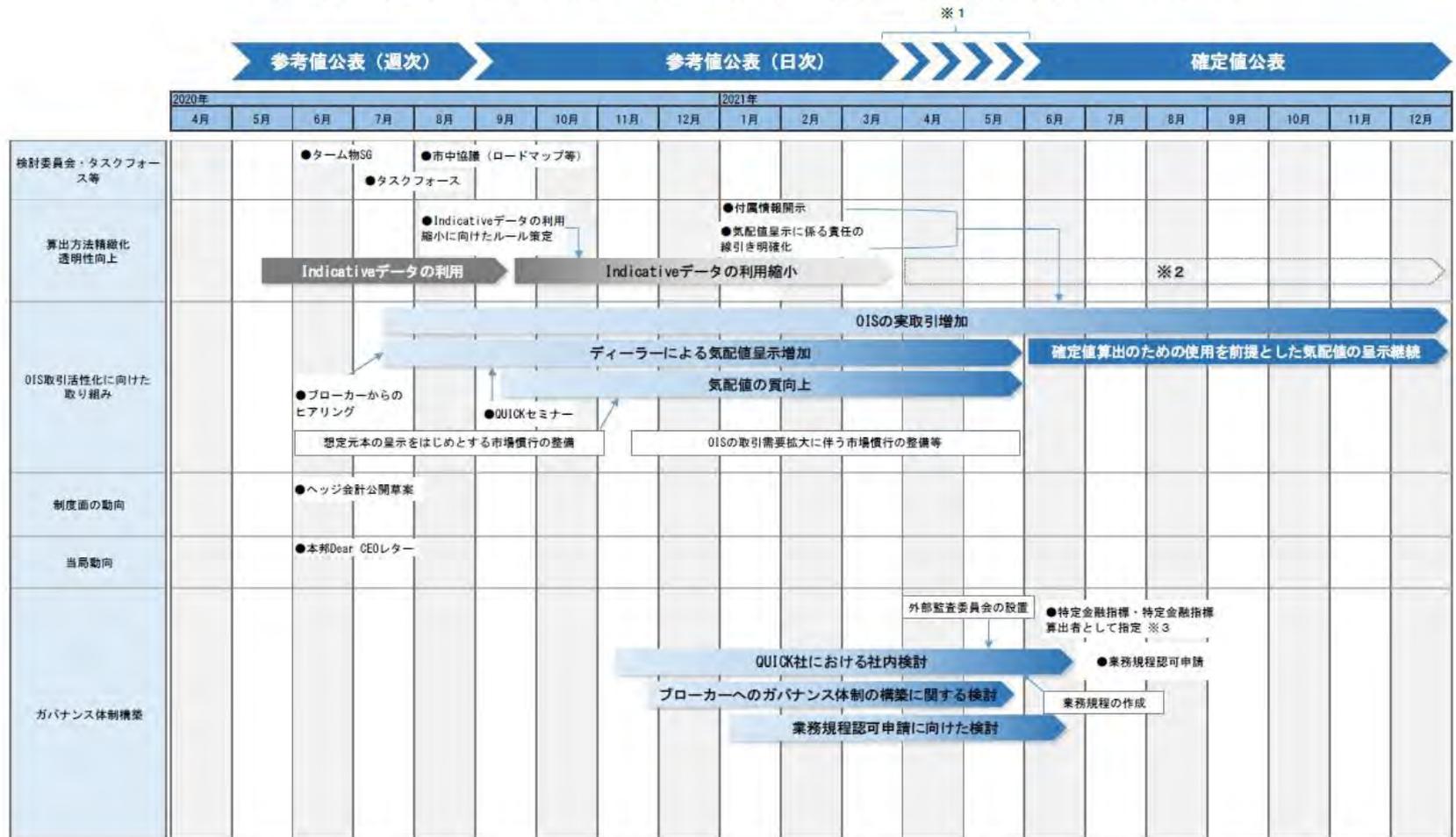
- 検討委員会では、インターバンク取引参加者を対象に、日本円OIS取引の気配値の呈示状況を確認。
 - インターバンク取引参加者が気配値の呈示を積極的に行うためには、各金融機関のディーラーが提示しやすい環境を整備することが重要であり、ターム物リスク・フリー・レート¹の運営機関となることが想定されている株式会社QUICKを中心にガバナンス体制を整備し、指標算出の透明性を確保していくほか、各金融機関においても、社内態勢を整備することが期待される。また、透明性を確保するためのガバナンス体制の整備に当たっては、金融監督当局が適切にサポートしていくことが重要であると考えられる、と指摘。

呈示状況	元本情報のない気配値	元本情報のある気配値
①既に毎営業日提示している	2社	1社
②(毎営業日ではないものの)既に提示している	6社	5社
③ターム物リスク・フリー・レート(日次)公表に合わせて開始予定	1社	1社
④2020年中に開始予定	1社	1社
⑤検討中	9社	11社

ターム物RFR(確定値)の公表に向けたロードマップ

- 2020年8月、検討委員会は、ターム物リスク・フリー・レート(確定値)の公表に向けたロードマップを策定。

(別紙2-b) ターム物リスク・フリー・レート(確定値)の公表に向けたロードマップ



日本円OIS市場活性化に向けた論点

1. D2D (Dealer-to-Dealer) からD2C (Dealer-to-Client) へ
 - 本邦機関投資家・地銀・事業法人(後決め複利への契約・事務・システム対応)
 - 海外ファンド(本邦CCPへのアクセス、TONA上場先物市場の整備)
2. 多様なTONA金利コンベンションへの対応
 - TONA連動貸出の金利コンベンション(例: Lookback without observation shift)
 - TONA連動利付債の金利コンベンション(例: Observation Period Shift)
3. 公共部門
 - 米国の事例:
 - SSA(国際機関債、ソブリン債、政府系機関債)の発行(資本性証券を含む)
 - SOFR連動利付財務省証券の発行に関する検討、市中協議
4. 自主的な事前移行の障害(規制・会計・財務等)を除去
5. 電子取引基盤(ETP)のオーダーブックへの気配値の配信
6. 金利スワップ市場の気配値呈示に関する市場慣行のTONAへの移行
 - 英国は2020年10月27日を[予定](#)。米国は2021年3月末までを[予定](#)。
7. LIBOR参照金利スワップのリスク管理目的等を除いた新規取引の開始(“initiation”)の停止
 - 英国は2021年3月末を[予定](#)。米国は2021年6月末を[予定](#)。

さいごに

講演者紹介

- 糸崎 真一郎
 - 2012年三菱UFJモルガン・スタンレー証券入社、フィナンシャルエンジニアリング部に配属、現職。デリバティブ商品の時価評価・リスク計測モデル開発を経て、現在はCVA/XVA(取引先信用リスク、資金・担保調達コスト、資本リターン等を考慮したデリバティブ・プライシング)、証拠金規制とISDA SIMMモデル、金利指標改革、店頭デリバティブ市場改革全般に関する企画・研究開発・業界活動に従事。ISDA主催のカンファレンス等で講演多数。
 - 金利指標問題に関する意見交換会(事務局:日本証券業協会)主査
 - ISDA SIMM Governance Executive Committee委員
 - 2012年数理科学博士号取得(東京大学)
- Publications
 - Itozaki, Shinichiro, Cost of Clearing and CCP Basis (Presentation Slides) (September 6, 2018). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3245967>
 - 糸崎真一郎「デリバティブのフォールバックと後決め金利の実務」週刊金融財政事情 2019年10月28日-11月4日秋季合併号(3330号)特集「LIBOR危機を回避せよ！」
<https://store.kinzai.jp/public/item/magazine/A/Z/3324/>

Thank You!

2019年度 短期金融市場BCP訓練・短取研BCP訓練 振返り

E

1. 2019年度訓練の概要

	2019年度 短期金融市場BCP訓練 (外為/証券/短期の3市場合同訓練)	2019年度 短取研BCP訓練 (実践的な訓練)
主催	全銀協(日本銀行が全体を取りまとめ)	短取研
実施日時	2019年11月13日(水) 13時～17時	<左記に合わせて実施>
参加者数	162社	102社
被災想定	・首都直下地震(M7.3) ・平日午前7時に発生 (早朝のBCP対応の確認)	<左記の被災想定に則る>
訓練内容	・BCPウェブサイト上に業務・稼働状況を登録 ・BCP発動、フェーズの認定、市場慣行の変更推奨 ・日銀ネットの稼働状況は一部ブラインド化	①メインサイトからバックアップサイトへの切り替え ②バックアップサイトからBCPウェブサイトへの入力 ③バックアップサイトからの無担保コール取引 ④日銀による訓練目的の共担オペへの参加 ⑤流動性供給及び義務付け調達の机上訓練

2. 短取研BCP訓練の歩み

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度 (初回実施)
参加者数	102社	100社	96社	88社	82社	65社
訓練内容	①～⑤	①～⑤	①～④	①～④	①～④	①～③
特記事項	BCPウェブサイトのスマートフォンサイトを活用	流動性供給及び義務付け調達の机上訓練を初実施	共担オペを全店貸付方式で初実施	マイナス金利下での取引、より厳しい被災状況	共担オペを本店貸付方式にて初実施	短取研における実践的なBCP訓練を開始

来年度のBCP訓練に向けた提言(2020年1月短取研資料1より抜粋)

➤ 被災シナリオ

- ✓ インターネット不通などのより厳しい想定を求める声や、実施日のブラインド化により訓練の緊張感を高めるべきといった意見あり。
- ✓ 但し、多様な金融機関の同時参加を前提とする場合、従来以上の厳しいシナリオや実施日のブラインド化は難易度が高い。想定時刻の変更などにとどめたうえで基本的動作の確認に重点を置くのが現実的かつ実効的か。

➤ 訓練メニュー

- ✓ 訓練スケジュールのタイトさやバックアップサイトの限定的な体制での事務負担感を訴える声、シナリオ固定化による訓練形骸化を懸念する意見も見られることから、当日のメニューを簡素化(例:市場慣行変更推奨回数減)し社内手続きに充てられる時間を確保したり、訓練オペの条件を柔軟にすることなどで、より実践的な訓練にできる可能性。
- ✓ そのうえで、短期市場としては別日程で共担オペ以外の訓練オペ(例:国債補完供給、米ドルオペ)など、ニーズに応じてテーマを決めた訓練を実施するのも、カバー範囲を広げる観点から検討の価値あり。

➤ その他

- ✓ BCPウェブのスマホサイトにより利便性は大きく向上。今後はスマホでの情報登録・閲覧を前提とした運用ルールやサイトの改定も検討余地ありか。
- ✓ (原始的だが)有事の際にかかわる可能性があるカウンターパーティーとは、それぞれのレベルで個別に連絡先を確認し合うこと(ついでに情報交換も)を推奨。

短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

F

1. 今年度の訓練に対する具体的なアイデア・要望

	今年度訓練に対するアイデア・要望
(1) 被災シナリオ関連	<ul style="list-style-type: none"> ① 例年通り地震を想定したシナリオを希望（一部関東圏以外の被災想定を希望する意見もあり）（8社） ② 余震や二次災害も想定し、訓練中に突発的なシナリオを追加（1社） ③ 電話の全面不通を想定したシナリオ（1社） ④ 各参加者において訓練内容を選択できる形式（1社） ⑤ 新型コロナウイルスのようなパンデミックを想定したシナリオ（2社）
(2) 訓練用オペ関連	<ul style="list-style-type: none"> ① 共通担保オペの実施時間のブラインド化（1社） ② 補完貸付制度（ロンバート型貸出）の実施（1社）
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 昨年と同時期での開催を希望（1社） ② 新型コロナウイルス感染症対策による人手不足により、実施時間の短縮や実施項目の削減など訓練の簡素化を希望（1社） ③ 在宅勤務が定着化している状況下で被災した場合のBCPの実効性を、訓練を通じて確認することも有意義（3社）

短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

2. 全店貸付実施の場合の参加意向(業態別)

	都銀等 (含む新形態)	地銀	第二地銀	信託	証券	短資	系統 ・その他	合計
参加希望	7社	27社	12社	2社	4社	3社	3社	58社
参加希望 (昨年度)	6社	25社	11社	1社	2社	3社	3社	51社

3. 内国為替に係る流動性供給およびJSCCの義務付け調達についての意見

	意見
賛成	<ul style="list-style-type: none"> 両訓練共に今年度の休日訓練の開催は現状中止されており、緊急時対応訓練の一環として事務処理手順確認のために訓練に含めることに賛成
反対	<ul style="list-style-type: none"> 今後のコロナ情勢に不確実性が高いことや、足許新型コロナウイルス感染症対策による人手不足により事務負荷がかかりやすい状況にあることに鑑み、今年度の実施は見送ることも検討すべき 内国為替の対応は市場関連部門ではない金融機関もあり、BCP訓練に含めることはふさわしくない
その他	<ul style="list-style-type: none"> 義務付け調達訓練などは必ずしもこのタイミングでなくても参加機会があるため、選択制(参加希望者のみの参加)としていただくなどの配慮をお願いしたい

短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

4. 来年度以降の訓練に対するアイデア・要望

	来年度以降の訓練に向けたアイデア・要望
(1) 被災シナリオ関連	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域かつ甚大な影響が考えられる首都直下型地震のシナリオの継続を希望 (2社) ② 停電・通信障害を想定した訓練や、日銀ネットの終日停止による日銀オペの紙申請を行う訓練 (3社) ③ 今般の新型コロナウイルス感染症流行時の対応(広域被災・在宅勤務・テレワーク・スプリットオペレーション)、あるいは感染症拡大下での地震発生など2つ以上の災害発生を想定した訓練 (10社) ④ 参加者それぞれのメインサイトでの被災を想定した訓練 (1社) ⑤ 訓練日程のブラインド化 (1社)
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 短資会社バックアップ拠点との連絡手段確立が訓練メニューにあると役立つ (1社) ② 米ドル訓練オペの実施も検討頂きたい (1社)

5. その他のご意見・ご要望

- ・ 現状、BCPウェブサイトではメインオフィス、もしくはバックアップオフィスで業務を継続する前提だが、在宅での業務継続を想定した入力項目を設けることも、取引体制や連絡先の迅速な把握との観点では有効
- ・ 参加者の自社システムに加え、専用端末の直接操作が必要なシステム(日銀ネット、財務省借入金入札システム等)についても在宅環境からリモートアクセスできる体制整備が今後必要と思われる
- ・ 新型コロナウイルスの影響によるスプリット体制が継続していた場合、訓練当日のメニューは出来るだけ簡素化して頂きたい
- ・ 経験の浅い担当者の基本動作等の確認の為に、毎年訓練は必要
- ・ 日本銀行に対して事前に訓練時の共担オペで使用する端末装置を申請しているが、再度非常事態宣言が発令される可能性を想定し、使用する端末装置の変更等、引き続き柔軟な対応をお願いしたい

短取研が企画する実践的なBCP訓練の実施概要

1. 目的

- ◆ 3市場合同訓練においては、BCPウェブサイトを利用した机上訓練が中心。
⇒本研究会では、3市場合同訓練が策定する被災シナリオを基本とし、資金取引の実施といった実践的な訓練を実施することにより、本邦短期金融市場のBCP体制を強化。

2. 実施日時

- ◆ 2020年11月11日（水） 午後1時～午後5時頃
※3市場合同訓練と同日程

3. 被災シナリオ

- ◆ 平日の午前8時半に首都直下型地震発生（M7.3、最大震度7）
※3市場合同訓練の被災シナリオに準ずる

4. 訓練メニュー

- ① メインサイトからバックアップサイトへの切り替え
 - ② バックアップサイトからBCPウェブサイトへの入力
 - ③ バックアップサイトからの市場取引（無担保コール取引）
 - ④ 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加（全店貸付）
 - ⑤ （該当行のみ）流動性供給の机上訓練の実施※
- ※本訓練についてのご照会は、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）ではなく短取研幹事へご照会下さい。

5. 各種訓練の概要と実施時間

訓練メニュー①	13:00	3市場合同訓練と合わせてバックサイトに参集（訓練開始時間前に事前参集）
訓練メニュー②	13:30頃	3市場合同訓練と合わせてBCPウェブサイトへの情報登録を要請
訓練メニュー③	任意の時間	3市場合同訓練の想定時刻とは切り離し、任意の時間でバックアップサイトにコール取引を実施
訓練メニュー④	14:00	3市場合同訓練とは切り離し、実時刻14：00にオファー予定
訓練メニュー⑤	15:00	3市場合同訓練とは切り離し、実時刻15：00にBCPウェブサイトで通知予定



BCPに関する短取研アンケートの 結果報告

2020年12月17日

短期金融市場取引活性化研究会

目次

1. BCP体制全般に関するアンケート(P.3～P.8)

- － 1-1. 全社共通の質問
- － 1-2. メインサイトが首都圏にある参加者のみ回答
- － 1-3. メインサイトが首都圏以外にある参加者のみ回答

2. 「短取研が企画する実践的なBCP訓練」の結果に関するアンケート(P.9～P.14)

- － 2-1. 短取研が企画する実践的なBCP訓練への参加状況について
- － 2-2. 訓練メニュー①:メインサイトからバックアップサイトへの切り替えについて
- － 2-3. 訓練メニュー②:バックアップサイトからのBCPウェブサイトへの入力について
- － 2-4. 訓練メニュー③:バックアップサイトからの市場取引(無担保コール取引)について
- － 2-5. 訓練メニュー④:日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加(全店貸付)
- － 2-6. 訓練メニュー⑤:内国為替にかかる流動性供給の机上訓練への参加

3. 総括(P.15～P.19)

※複数回答を可とした項目や、一部未回答などがあるため、各回答の社数に整合性がない場合もあり。

1-1. 全社共通の質問

(1) 資金繰り業務のメインサイト／バックアップサイトの所在地をご選択下さい。

◆フロントオフィス				◆バックオフィス			
メインサイト	バックアップサイト	回答数	比率	メインサイト	バックアップサイト	回答数	比率
首都圏 84				首都圏 67			
	首都圏	19	23%		首都圏	19	28%
	関西	27	32%		関西	32	48%
	その他地域	22	26%		その他地域	8	12%
	設置なし	14	17%		設置なし	8	12%
関西 7				関西 12			
	首都圏	1	14%		首都圏	7	58%
	関西	6	86%		関西	5	42%
	その他地域	0	0%		その他地域	0	0%
	設置なし	0	0%		設置なし	0	0%
その他地域 56				その他地域 72			
	首都圏	12	21%		首都圏	33	46%
	関西	0	0%		関西	0	0%
	その他地域	9	16%		その他地域	16	22%
	設置なし	29	52%		設置なし	20	28%

- ① メインサイトが首都圏の参加者のうち、6割程度の先が首都圏以外の地域にバックアップサイトを設置し、地域分散を図っている。
- ② メインサイトが関西の参加者については、バックアップサイトもメインサイトと同じ関西に設置している割合が(特にフロントオフィスについては)高い。
- ③ 首都圏・関西以外のその他地域をメインサイトとしている参加者については、バックアップサイトを設置していない割合が(特にフロントオフィスについては)高い。

※複数回答については、メインサイト以外の拠点でカウント

(2) 本年度の被災想定(平日早朝)においては、一部の職員が出勤途上、あるいは在宅勤務中であることが想定されますが、安否確認や業務連絡の手段として電話以外に何を想定されていますか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1.社内メール	9	6%	1	1%
2.携帯メール	23	14%	27	23%
3.安否確認システム	116	73%	87	74%
4.LINE	10	6%	1	1%
5.その他	1	1%	1	1%

- ✓ 昨年度に引き続き「3.安否確認システムなど社内外の連絡用サイト」が太宗を占めた。
- ✓ 一部では複数の手段を選択する先もあった。

1-1. 全社共通の質問

(3) 今年度の発災想定時刻(午前8時半)に関して、他の時間帯と比較して課題に感じた事象があれば教えてください。

- ✓ コール取引が集中する時間帯なので、他の時間帯と比べ、取引約定や資金決済に於いて混乱が発生し、バックアップサイトの負荷が大きくなる可能性がある。
- ✓ インターバンク市場がオープンと同時刻のため、当日の資金調達が未済である。
- ✓ 日銀ネットを使用した資金決済の管理。
- ✓ 出勤途上の人員の安否確認。
- ✓ 業務遂行に必要な人員の確保、行員の出勤状況等のリアルタイムの状況把握。
- ✓ 通勤時間帯にあたるスタッフも存在しテレワーク可能想定で訓練を行ったが、通勤時に車内閉じ込められ帰宅・出社ともに不可能だった場合、人員手当は課題となる。
- ✓ 迅速に当日の業務内容を把握し、バックアップ部署へ業務引継ぎを確実に行うこと。
- ✓ バックアップサイトへ移動する場合、通勤ラッシュ時であることが予想されるため、移動に時間を要する可能性が懸念される。
- ✓ 業務開始前であるため、メインサイトでの業務実施が可能かどうか(出社人数、システム稼働状況)が、既存の内線電話が使用できない状況下でも確認することができるか。
- ✓ フロントオフィス及びバックオフィスとも殆どの社員がメインサイトに出勤している状況において被災した場合、バックアップオフィスへの移動が可能なのか、常にメインサイトとバックサイトに分散勤務する必要性があるのではないかと感じた。
- ✓ 今回の発災時刻では要員は出勤済み、業務を遂行するのか、中止とするのか判断が困難と考えられる。
- ✓ 他のインフラ機関同様、当社システムのメインセンタも被災しバックアップセンタへの切り替えを判断した場合、午前中に集中する資金決済について、日銀ネットシステムの復旧タイミングとの兼ね合い次第では日銀ネット端末に直接打鍵入力するなど柔軟な対応が求められる。

- ✓ 本時間帯ではコール取引や決済への影響を懸念する声が多く、その他には出勤途上の社員の安否・出勤状況の把握や、バックアップサイトへの引継ぎ、業務継続可否の判断などが課題として挙げられた。

1-1. 全社共通の質問

(4) BCP体制としての在宅勤務制度は存在していますか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1.ある	50	34%	7	6%
2.検討中	18	12%	8	7%
3.ない	78	53%	102	87%

- ✓ 新型コロナウイルスによる環境変化も踏まえ、BCP体制の観点でも相応に在宅勤務の整備が進んだことが伺える。他方、在宅勤務制度自体が存在しない先も引き続き多数見られる。

■具体的な内容

- ✓ 社内PCへのリモートアクセスにより、行内システムを利用するものはほぼすべて在宅業務が可能。
- ✓ リモートアクセスにより在宅勤務が可能だが、インフラが完全に整備されているわけではなく、メインサイトと同一の業務ができるわけではない。
- ✓ フロント部門は発注・約定連絡など大半の業務を在宅で実施可能。バック部門は一部でFAX、紙資料への押印、専用端末への入力等のフローが残っており、在宅では対応できない業務もある。
- ✓ 日銀ネットの操作のため、必要最低限の人員の出勤は必須。

(5) 在宅勤務環境で実施できる資金繰り業務についてご入力ください。

	実施可能	比率
①資金繰りの把握	76	60%
②コール取引の約定	34	27%
③コール取引のシステム入力(フロント)	35	28%
④コール取引のシステム入力(バック)	24	19%
⑤決済	17	13%
⑥その他	3	2%
※回答社数は126社		

- ✓ 一部業務に限定して実施可能との回答が非常に多く、在宅勤務環境で資金繰り業務を一貫して対応できる先は限定的。
- ✓ その他としては計表、管理表等の作成、行内掲示板への各種金利揭示、資金繰りのための保有債券の売却が挙げられた。

■実施不可能とした要因

- ✓ 専用端末(日銀ネット、金融市場オンライン等)の操作が不可能。
- ✓ ハード面(情報端末、録音機能付き電話等)、ソフト面(社内システム)、ルール面(コンプライアンス、セキュリティ等)の対応未済。
- ✓ バック部門は勘定系システムや個人情報扱う必要がある。
- ✓ 紙文化(帳票類、押印、FAX)への対応。

1-2. メインサイトが首都圏にある参加者のみ回答

(1) バックアップサイトへの参集メンバーは、どのように指名されていますか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 平時よりバックアップサイトに専任者が常駐している	16	22%	18	31%
2. バックアップサイト近隣部署の、別の業務に従事している人員が緊急的に参集することとしている	12	16%	6	10%
3. メインサイト勤務者の中から、居住条件等を勘案し、あらかじめ個人毎に指名されている	19	26%	16	27%
4. メインサイト勤務者の中から、当番制などにより、日次・週次・月次といったサイクルで個人もしくはチーム毎に あらかじめ指名されている	0	0%	0	0%
5. 被災の状況によって都度指名される	8	11%	3	5%
6. 特段参集メンバーについてのルールはない	6	8%	2	3%
7. その他	13	18%	14	24%

✓ 平時よりバックアップサイトに専任者が常駐している先や、メインサイト勤務者の中から、居住条件等を勘案し、あらかじめ個人毎に指名している体制を取っている先が多い。また、グループ会社間で人員を補填しあう先もあり。

■その他

- ✓ フロントとバックにより、バックアップサイトへの参集メンバーの指名方法が異なるケースが多数ある。
- ✓ バックアップサイトとなる部署には人員常駐。平時においては別業務を担当しており、専任ではない。
- ✓ 有事の場合には、グループ銀行の人員による対応措置が取られている。
- ✓ フロントオフィスはバックアップサイトを保有していない。

1-2. メインサイトが首都圏にある参加者のみ回答

(2) バックアップサイトで資金繰り業務を行う場合、バックアップサイトの単独判断で市場取引が可能ですか。

	2020年度				2019年度			
	資金調達		資金放出		資金調達		資金放出	
1. 単独判断で取引可能	① 45	② 64%	① 30	42%	36	71%	25	48%
2. 単独判断での取引は不可	25	36%	41	③ 58%	15	29%	27	52%

- ① バックアップサイトでの資金繰り業務実施者増加に伴い、取引可能の比率は減ったものの、資金調達・資金放出とも取引可能先が増加。
- ② 資金調達については、引き続き半数以上の先が単独判断での取引可能と回答。
- ③ 資金放出については、昨年同様に取引不可とする先が多く、慎重な判断がされている。

(3) (2)で「資金放出取引」について「1. 単独判断で取引可能」と回答された場合、社内でどのような取り決めがあるのか教えてください。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 特段の制約を設けずに単独判断での資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み	10	33%	10	40%
2. 一定の金額の範囲内で単独判断での資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み	4	13%	3	12%
3. 既存取引のルール等に限定して資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み	1	3%	0	0%
4. 特段の社内規定等の整備はないものの、その時点での状況を踏まえてバックアップサイトの単独判断で資金放出取引を行うことを想定	11	37%	9	36%
5. その他	4	13%	3	12%

- ✓ 社内規定を既に定めている先が最も多い一方で、社内規定が無くとも、単独判断で取引可能な先も相応にあり。

■その他

- ✓ 調達は外部との取引を想定しているが、放出についてはグループ内取引のみを想定。
- ✓ メインサイト勤務者がバックアップサイトで資金繰り実務を実施するため、通常と同様の手順で実行する。
- ✓ バックアップサイトは銀行本部内にあり役員も常駐しているため、通常の権限規程に基づきバックアップサイトの判断で資金放出取引が可能。

1-3. メインサイトが首都圏以外にある参加者のみ回答

(1) 首都圏の短期金融市場が一時的に停止した場合、資金繰り業務としてどのような初期取引を考えますか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 日本銀行からのロンバート借入	9	13%	7	13%
2. 日本銀行からの資金供給オペ	12	17%	7	13%
3. 首都圏金融機関の首都圏以外のバックアップサイト(大阪等)との相対取引	5	7%	3	5%
4. 首都圏以外の金融機関との相対取引	10	14%	6	11%
5. 仲介業者の大阪拠点との取引	19	27%	19	35%
6. 特段何もしない	10	14%	9	16%
7. その他	5	7%	4	7%

✓ 「5.仲介業者の大阪拠点との取引」が最多の回答となったが、幅広い手段を検討していることが伺える。昨年度対比では「2.日本銀行からの資金供給オペ」を選択する先が最も増加した。

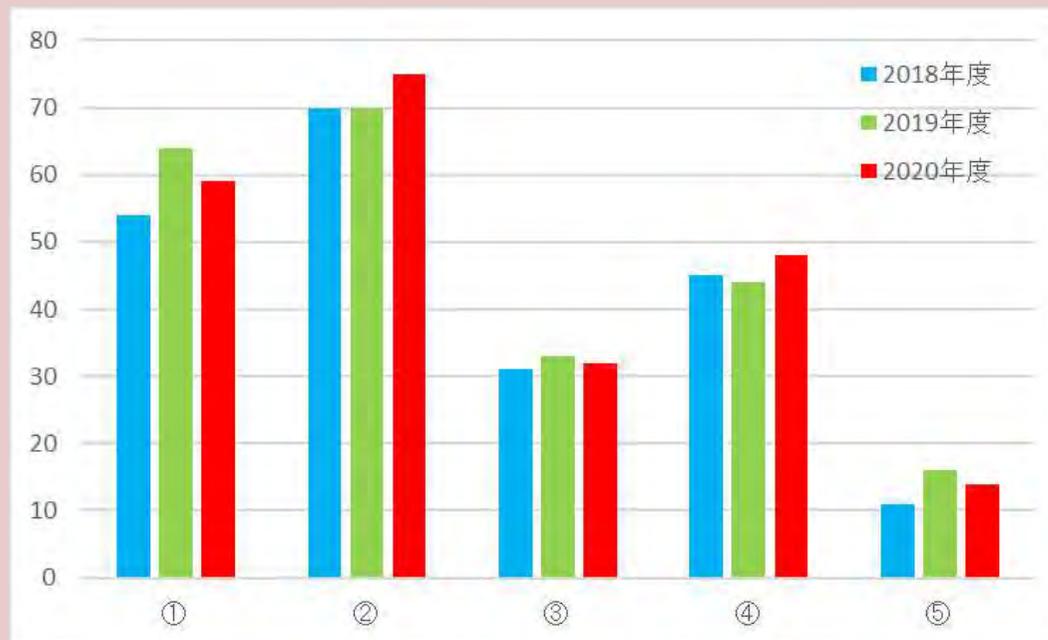
■その他

- ✓ 復旧までに要する期間が短期間であれば何もしないと言う選択となるが、長期化するにつれ、調達は日銀から、放出は首都圏以外の金融機関との相対取引を行っていく想定。
- ✓ グループ会社間での相対取引。
- ✓ 停止時の資金繰り、取引状況に応じた対応をとる。

2-1. 短取研が企画する実践的なBCP訓練への参加状況について

(1) 今回の訓練への参加状況を教えてください。

	2020年度	2019年度	2018年度
① メインサイトからバックアップサイトへの切り替え(バックアップサイトへの参集)	59	64	54
② バックアップサイトからのBCPウェブサイトへの入力	75	70	70
③ バックアップサイトからの市場取引(無担保コール取引)	32	33	31
④ 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加	48	44	45
⑤ 内国為替にかかる流動性供給の机上訓練への参加	14	16	11



- ✓ 今年度はコロナ禍であったものの、参加社数は例年と同水準であり、BCPに対する高い意識は維持されていることが確認できた。
- ✓ なかでも、BCPウェブサイトへの入力、訓練目的の共通担保オペへの参加は増加しており、引き続き参加者のニーズが感じられる。

2-2. メインサイトからバックアップサイトへの切り替えについて

(1) バックアップサイトへの参集およびバックアップサイトの立上げにあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

- ✓ メインサイト人員と連絡が取れない場合にバックアップサイト人員が機器の立ち上げる基準、ルールが未整備であること。
- ✓ メインサイトの前日までの業務をバックアップサイトで共有し引き継ぐ仕組みが未整備であること。
- ✓ 交通手段の確保。
- ✓ 実際に被災した場合、公共交通機関が利用できない可能性が高いことからバックアップサイトの立上げが困難、あるいは相当の時間を要する点。
- ✓ 在宅勤務の浸透により、メインサイトが被災しても在宅勤務者だけで業務を遂行できる可能性が出てきたので、想定シナリオを追加する必要があると感じた。

- ✓ バックアップサイトで速やかに業務を開始するためのルールや業務継続体制の整備と、交通機関を利用したバックアップサイトへの移動に対する課題が、複数あがった。
- ✓ また、在宅勤務の浸透により新たな課題を認識した先もあり。

2-3. バックアップサイトからのBCPウェブサイトへの入力について

(1) バックアップサイトの参集メンバーによるBCPウェブサイトへの入力にあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

- ✓ 実際の首都圏被災時には、実務処理を優先するためBCPウェブサイトや全銀協のWebサイトの確認・書き込み、連絡メールの確認を頻繁に行うことが困難だと思われる。全銀からの通知は、BCP Webサイトをアプリ化しプッシュ通知にするなど会員がアクションを起こさなくても気づけるような仕組みが望ましい。
- ✓ BCPウェブサイトへの入力を担当したことのある人員が少ないこと。
- ✓ ログインIDやパスワードを失念していないか定期的に確認する必要があると感じた。
- ✓ 今回スマートフォンにてサイトへの入力を行ったが、復旧目途等の状況入力について、雛形を担当者間で共有しメモ帳等に保存しておく必要があると感じた。
- ✓ BCPウェブサイト入力担当者との情報の共有。
- ✓ 入力画面を別タブにて表示させる。入力しながら他社の状況が確認できないため。
- ✓ 入力項目欄(システム状況、決済状況、出社状況 等)を設置し、各社の入力情報を統一させる。
- ✓ 各社の情報確認の際、検索機能の追加要望。

- ✓ **BCPウェブサイトに対しては、入力情報の統一のための手段やプッシュ通知等の機能追加に関する要望があり。**
- ✓ **個社内に対しては、入力方法やID・パスワードの定期確認の必要性やスキル維持についても意見が挙げられた。**

2-4. バックアップサイトからの市場取引(無担保コール取引)について

- (1) バックアップサイトからの市場取引(無担保コール取引)は、以下のどの形式で実施しましたか。
 (2) 上記(1)で②を選択された場合、短資会社を利用した実取引の後方事務について、短資約定確認システムは利用しましたか。

(1)

	2020年度	2019年度
① 実取引をダイレクトで実施した	7	8
② 実取引を短資経由で実施した	25	24
③ 仮想取引(事務フロー等の確認のみ)を実施した	6	4

- ✓ 訓練用コール取引は、昨年度に引き続きDD取引より短資経由が多い。
- ✓ 約確システムを利用していない先が減少した。

(2)

	2020年度	2019年度
1. 利用した	14	12
2. 利用していない	13	15

- (3) 被災時に取引先と連絡を取り合う為の、取引先のバックアップサイトの連絡先を把握する手段は何ですか。

	2020年度		2019年度	
	フロント	バック	フロント	バック
① BCPウェブサイトを利用	31	31	29	27
② 短資会社のバックアップサイトを利用(個社別の連絡先の把握は不要)	17	12	14	9
③ 過去の取引実績、或いは名刺交換等に基づく情報	30	24	28	23
④ 現時点で想定している手段はない	0	0	0	0

- ✓ 現状はフロント・バック共にBCPウェブサイトが主要な連絡先把握手段。
- ✓ 取引実績や名刺交換等に基づく情報についても相当数が利用を想定。

- (4) バックアップサイトからの市場取引(無担保コール取引)を行うにあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

- ✓ バックアップサイト常駐員により定期的にコール取引を実施することで、災害発生時でも滞りなく実施できるよう担当者のスキルアップが必要。
- ✓ 約定の照合や録音、決裁権限の整理など。
- ✓ 緊急時とは言え、フロントの通話録音装置の管理をミドルオフィスではなくフロントオフィスが自ら行っている点。
- ✓ バックアップサイト人員の取引習熟が主な課題として挙げられたが、平時からのデュアル体制や、定期的な取引実施により、バックアップサイトでの市場取引に対する課題はないとの意見も相応に聞かれた。

2-5. 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加(全店貸付)

- (1) 訓練目的の共通担保オペの応札事務・決済事務を、メインサイト/バックアップサイトのどちらから実施しましたか。
 (2) 訓練目的の共通担保オペの応札事務・決済事務は、問題なく行えましたか。

(1)

	2020年度		2019年度	
	応札事務 (フロント)	決済事務 (バック)	応札事務 (フロント)	決済事務 (バック)
1. メインサイト	29	62%	29	62%
2. バックアップサイト	18	38%	18	38%

✓ 昨年度と同様に、半数以上の先がメインサイトから参加。

(2)

	回答数	比率
1. 応札・決済とも問題なく行えた	47	100%
2. 応札は行えたが決済ができなかった	0	0%
3. 応札・決済ともにできなかった	0	0%

✓ 全参加者が応札・決済とも問題なく実施。

- (3) 災害時等に備え、普段の共通担保オペの事務対応者とは異なる行員が当該事務を担当するといった想定を置き、訓練を行っていますか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 想定を置いており、定期的な手順の確認も行っている	21	44%	22	50%
2. 想定は置いているが、(今回を除き)定期的な手順の確認は行っていない	13	27%	12	27%
3. 想定は置いていない	14	29%	10	23%

✓ 想定を置いてない、もしくは想定は置いているが、定期的な手順の確認は行っていない先が過半を占めた。

- (4) 訓練目的の共通担保オペへの参加にあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

- ✓ 応札入力の際、エラーが複数回発生したため、社内マニュアルに注意事項を補記する必要がある。
- ✓ バックアップサイトでの応札経験が無い場合、今後はバックアップサイトからの応札を検討したい。
- ✓ 共通担保オペに係る日銀ネットの操作手順を把握している人員が偏らないようにしなければならない。
- ✓ 実施概要において、「入札型電子借入OKサイン」を遅滞なく送信すること、との指示があったが、具体的に何時までにサインを立てなければならなかったのか記載が無いため、来年度訓練からは具体的な入力時刻をご指示いただきたい。

- ✓ (2)の通り今回の訓練では全参加者が問題なく応札・決済を実施できたものの、事務内容の定期的な確認の必要性を再認識したとの声が挙げられた。

2-6. 内国為替にかかると流動性供給の机上訓練への参加

- (1) 今回の机上訓練は、メインサイト／バックアップサイトのどちらから実施しましたか。
 (2) 今回の机上訓練はどのような内容で行いましたか。

(1)

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. メインサイト	9	60%	10	71%
2. バックアップサイト	6	40%	4	29%

■(2)その他

- ✓ 関係者による机上訓練。
- ✓ 定期的に訓練を行っているため、特段対応せず。

(2)

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 実際の事務フローに近いかたちを想定し、訓練を行った	3	20%	1	7%
2. 一連のフローの内、重要なポイント等を抽出し、訓練を行った	10	67%	11	79%
3. その他	2	13%	2	14%

- (3) バックアップサイトでの流動性供給体制について、すでに構築されていましたか。

	2020年度		2019年度	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 従前より、体制は整備されていた	13	87%	12	86%
2. 今回の訓練を契機に体制の構築・見直しを行った	1	7%	0	0%
3. その他	1	7%	2	14%

- ✓ 1社が今回の訓練を契機に体制の構築・見直しを実施。

- (4) 今回の訓練を行うにあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

- ✓ 内国為替業務は他部門の所管となるため、社内調整が難しい。
- ✓ 机上訓練では実効性が上がらないので、実取引を実施したほうがよい。
- ✓ 平時から発生する業務ではない一方で、本年は全銀ネット主催の休日訓練が実施されなかったこともあり、社内関係部と事務手続きを定期的に確認する必要性を再認識した。
- ✓ 実取引も交える等、より実践的な訓練を求める声や、事務手続きの定期的な確認の必要性を再認識したとの声があった。

3. 総括

(1) 本訓練を実施することを通じ、得られた成果は何でしょうか。(1/2ページ)

■ 訓練全般

- ✓ 各種事務フローや社内連携の確認や理解、バックアップサイトの実効性の確認、BCPウェブサイトの使用方法などの確認、BCPIに必要なスキル維持の検証、習熟度向上を図れる点などから、年に1回の本訓練の機会には有益だと肯定的な意見が太宗を占めた。
- ✓ 毎年の継続的な訓練を通じ、バックアップサイトでの市場取引やBCPウェブサイトへの状況登録等の行動の迅速化につながっているとの声も聞こえた。
- ✓ コロナ禍における自主的な取組みとして、在宅業務など新しいシナリオを想定しながら訓練に参加したり、在宅勤務を想定したデータの授受方法の確認などを行ったという参加者もあり。
- ✓ 今回の8時半被災想定については、業務開始時刻且つコール取引開始時刻であることから、業務継続可否の判断やコール取引の約定・決済に対する懸念の声は多数挙げられた。一方で、社員は大半が出社済と想定されるため人員確保は可能で、安否確認も比較的スムーズに行えるといった意見あり。
- ✓ 訓練でしか得られない課題の抽出ができたとの意見や、被災状況の情報収集のみならず他社の稼働状況を把握・考慮して自社の対応を柔軟に検討する必要があるという気づきがあったといった声も挙げられた。

■ バックアップサイトの立ち上げ、BCPウェブサイトへの入力

- ✓ バックアップサイトにおける動線や、バックアップサイト担当者との連携について確認ができたほか、普段と異なる担当者へBCPウェブサイトの入力方法を指導するいい機会となったという声が挙げられた。
- ✓ スマートフォンサイトの利便性等を評価する意見や、BCP発動後に当局からの情報伝達の流れを実際に見ることで具体的なイメージを持つことができ有効であったとの意見もあった。

3. 総括

(1) 本訓練を実施することを通じ、得られた成果は何でしょうか。(2/2ページ)

■無担保コール取引

- ✓ 短資取引約定確認システムが稼働されない状況を想定。滞りなく業務が処理できるかを検証したが、問題は生じなかった。
- ✓ バックアップサイトにおいて無担保コール取引を行うための環境構築に要する時間及び手間を確認することができた。
- ✓ 取引先のバックアップサイト担当者とのコミュニケーションが取れ、本番取引を支障なく行えた。

■共通担保オペ

- ✓ BCP要員のみで実行し、事務作業工程の確認・共有化がより浸透した。
- ✓ 通常の資金繰りでは利用機会が少ないことから、訓練で実取引が実施できることは非常に有益との意見が多数あり。
- ✓ 自主的な取組みとして、補完貸付制度も併せて利用した。

■流動性供給

- ✓ 昨年度の実施訓練の資料を使用することでより実践的に手順の習熟につなげることができた。

3. 総括

(2) 本訓練を実施することを通じ、得られた課題は何でしょうか。

■ 訓練全般

- ✓ BCP要員の業務習熟度維持・向上、事務手続きの見直し、社内連携方法の確立、災害時の人員確保、被災想定パターンの拡充などに課題を感じた先が多く、在宅勤務を取り入れたBCPプランの見直しも必要ではないかといった意見も挙げられた。
- ✓ 被災時は限られた人員で、時限性のある多数の業務を並行して実施、かつ他社や市場の情報収集及び他市場BCP関係部署との情報共有をしなければならず、作業効率化や、要員へのBCPスキームの周知・徹底を図る必要があるといった気づきもあり。

■ バックアップサイトの立ち上げ、BCPウェブサイトへの入力

- ✓ バックアップ要員の業務能力向上、事務マニュアルの整備、通信回線や専用端末などの設備面の維持・拡充、メインサイトからの円滑な業務引継ぎ体制の構築といった課題が挙げられた。
- ✓ 被災により連絡・通信手段が制限された場合、メインサイト・バックアップサイト間での状況把握に相応の時間を要することも踏まえておく必要があるとの意見や、人員交替時のID、パスワードの更新など継続したシステム管理体制についても課題として挙げられた。
- ✓ 本訓練に関してフロントはリモート接続により業務を行ったが、停電等によりリモート接続による業務継続が困難な場合も考えられる。その際にバックアップサイトで業務を行うBCP要員の移動手段については、引き続き課題が残っているとの意見もあり。
- ✓ BCPウェブサイトについて、今回の訓練ではPCサイトのみから情報収集をしていた訓練参加者も一部見られたため、PCサイト・スマートフォンサイトの両方を活用するよう、再度周知徹底する必要があるといった声も挙げられた。

■ 無担保コール取引

- ✓ 短資約定確認システムを利用しないコール取引実施の体制整備が必要。
- ✓ 実際に市場が混乱している中で、資金放出が可能な参加者がどの程度いるのか調査しておく必要がある。

■ 共通担保オペ

- ✓ 差入担保との兼ね合いもあるため十分な担保玉が必要であると感じたとの声もあり。

3. 総括

(3) 訓練全般を通じて、ご意見等がありましたら幅広くご記入ください。(1/2ページ)

■訓練全般

- ✓ 被災想定シナリオをより多様化すべき。(例:被災範囲を首都圏に限定せず各金融機関の本店周辺にアレンジ、感染症等で緊急事態宣言が出されている状況の追加、パンデミックのなか日銀本支店や戸田分館でクラスターが発生し閉鎖、対策会議の時間帯もブラインド化する、等)
- ✓ 当社の資金調達業務のBCP体制は、コールドスタンバイ部分が大宗を占めており、このような業界全体の訓練の場を利用して約定から決済まで実践的な訓練を行っていることから、関係者には負担が増えてしまうが、年複数回の訓練を希望する。
- ✓ 今回BCPウェブサイト上で「証券市場BCP」の情報入力があったが、「外為市場BCP」の情報は前年に引続き更新がなかった。外為・証券市場も同時に訓練を実施しており、かつ資金決済には両市場も密接なかかわりがあるため、引続き両市場の情報を反映させる取組を検討してほしい。
- ✓ 3市場訓練のシナリオと同様、時間帯に関してもブラインド方式にしたい。
- ✓ バックアップサイトでコール取引の約定が可能であっても、日銀ネットの稼働が絶対条件であり、日銀ネットの大阪バックアップサイトへの切り替えとその稼働が確認できるまで、短期金融市場は機能しないため、各種の決済時限の延長等を想定した訓練や取り決めが必要ではないか。

■個別メニュー

- ✓ 無担保コール取引訓練は、各行の条件を揃え、より被災時に類似した状況下を作るために訓練時間帯の午後の取引で統一させたい。
- ✓ 日本銀行の協力が必要となるが、実際の被災時のように共通担保オペはオファー時間を決めず(ある一定時間は決めておく)に実施する等の試みがあると、より実践的な訓練となるのではないか。
- ✓ 流動性供給訓練について、机上訓練では実効性が上がらないので、実取引を実施したほうがよい。

3. 総括

(3) 訓練全般を通じて、ご意見等がありましたら幅広くご記入ください。(2/2ページ)

■BCPウェブサイトについて

- ✓ 拡充を希望する。具体的には外為や証券の他市場のBCPウェブを同一アカウントで閲覧できるようにして欲しい。もしくは、BCPウェブサイト内の「証券市場BCP」「外為市場BCP」にも情報を反映させる取組を今後検討して欲しい。

■その他

- ✓ 同タイミングの訓練については、アンケートを共通化・共有化し、参加者への事務負担を軽減いただきたい。
- ✓ 想定される災害について、被災可能性の高い金融機関は既に様々な対応がなされていると思うが、そうでない金融機関(比較的被災可能性の低い地域や規模の小さい金融機関等)での差は大きいと思う。在宅勤務の限界など、災害発生時に何ができて何ができないかを浮き彫りにする取り組みがあっても良いのではないかと。また、実際に被災した金融機関の当時の取組状況など、具体的な事例などを共有できれば参考になると思うので、可能な限り情報を共有していただきたい。
- ✓ 当行はバックアップサイトが無いため今後の課題としてバックアップサイトの設置を検討しているが、他行がどのような取組を行っているか具体的に知りたく、アンケート等で取組体制などを聞いていただけて参考にしたい。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP発動時のコール取引・共通担保オペ・流動性供給についての手順、事務フローの確認ができた。 ・本訓練に初めて参加するバック初任者がBCP時の業務フローを確認することができた。
2	当行では下期よりBCP体制を変更(出張体制→常駐体制)後、初めてのBCP訓練であったが、システム面、事務フロー面含め特段滞りなく業務を実施することができ、新体制でのBCP発動における対応を再確認することができた。
3	・実取引訓練を通じたバックアップオフィスの実効性確認
4	・大阪バックアップオフィスの実効性確認
5	BCPウェブサイトで各社業務継続状況や各種決済システムの稼働状況、復旧見込みなどの情報の閲覧を実際に行うことにより、災害時の対応や情報収集について実践的に理解することができた。
6	事前の打ち合わせを含め、フロントとバックのお互いの担当者間でバックアップサイトとの連携を改めて確認することが出来ました。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏被災時にBCPwebで状況を把握できる重要なツールであることを再認識できた。 ・普段入札していない日銀オペ手順を共通オペを実施したことで再確認することができた。
8	バックアップオフィス移転後に初めての訓練参加であり、併せて人事異動に伴う初の訓練参加者もいたことから、稼働状況の確認等に大変有意義でした。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPウェブサイトの担当者の状況を再確認できたこと ・メインサイト、バックアップサイトにてBCPウェブサイトへの入力について習熟を図れたこと ・BCPウェブサイトへの登録を通じて、メインサイトとバックアップサイトで連携を図れることを再確認できたこと
10	BCPウェブサイトへの入力と並行して、共通担保オペの事務処理を行う等、より実践的なBCP対応のシュミレーションができて有意義であった。
11	担当部署間での連携体制の確認市場情報の共有が図れたこと。
12	ウェブサイトでの情報収集及びノウハウ蓄積
13	バックサイトからのコールマネー調達はメインサイトが運営不能の際に重要であると感じた。
14	共通担保オペについての手順を再確認することができた。また、BCPサイト上で他行の動向を確認し、取組状況を知ることができた。
15	災害発生時に実際に利用されるBCPウェブサイトを利用した訓練だったため、BCP発動後に日銀からどのような情報連絡がなされるのか、加えてBCPウェブサイトからの情報連絡の内容に合わせて、フロント・バック担当者がどのように対応していくかの具体的なイメージを持つことができました。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPウェブサイトを利用した情報収集及び登録操作の確認。 ・FAXによるコンファーム手順の確認。 ・バックアップサイトによる資金約定及び日銀共有担保オペ応札事務手順の確認。
17	ウェブサイトの利用について問題なく行えることが確認できたこと。(ID保有ユーザー全員)

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
18	訓練といえども緊迫した状況の中、自行や他行の被災状況、自行の資金繰り(コール取引、レポ取引の決済可否等)を確認しつつ、非常事態発生時の臨機応変な対応を経験できたことが成果といえる。
19	BCPウェブサイトを通じた被災状況、他社の稼働状況の把握に加え、災害時における部内の連絡体制、事務手続きについて再確認することができた。
20	円貨・外貨の資金繰り、決済に関するBCP体制の連携を確認することができた。 また、BCPウェブサイトへの入力等の習熟度を向上させることができた。
21	職員の習熟度の向上
22	・バックアップサイト人員によるBCPウェブ操作等の確認。
23	東京金融市場の機能不全を想定し、バックアップサイトであるバックオフィス(山口県)から大阪市場にアクセスし、コールマネー取引を実施した。前回のBCP訓練時から担当者が変更となっているため、約定の流れ・手続の方法等を確認できたことは大変有意義であったと考える。
24	・BCPウェブサイトを通じた各決済システムの稼働状況および市場参加者の業務対応状況が確認できた点。 ・BCPウェブサイトへの登録手順を再確認できた点。
25	災害発生時の初動、役割分担を確認することができた。
26	BCPウェブサイトを実際に使用することにより、操作方法・手順等の習熟化が図られた。
27	ウェブサイトの入力手順のほか、他行の情報開示事例は参考になるものがあった。
28	定期的な訓練実施により、BCPが発動した場合の社内体制や事務フローの再確認ができたこと。
29	例年実施しており、特段なし。
30	緊急時の手続を確認できたこと。
31	バックアップサイトである東京支店や、関連部の統括も参加。人事異動もあり担当者も変わった中で、関係部署が短期金融における緊急時の基本動作を確認することが出来た。
32	BCP発動時の行内体制を確認することができた。 また、BCPウェブサイトの活用方法を再認識することができた。
33	・スマートフォンを利用して状況登録を実施し、行内・行内いずれに対しても情報伝達・共有に有効活用できることを確認した。 ・(当行独自)仲介業者の大阪拠点を媒介として資金取引を実施し、スムーズに事務が行えることを確認した。
34	異動や係替による新担当者を含め、BCPウェブサイトの概要や入力方法、日銀共通担保オペの処理方法を再確認することができました。
35	・共通担保オペの事務等について再確認することができた。 ・スマートフォン版BCPウェブサイトの利用方法を再確認することができた。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
36	・毎年の継続的な訓練を通じて、バックアップサイトからの資金調達や、BCPウェブサイトへの被災状況・システム稼働状況等の登録や当面の資金需要に関するメール報告といった行動を昨年度よりも迅速に行うことができた。
37	緊急時に備えて事前準備をしておくことの大切さを改めて感じた。
38	BCPサイトの使用方法や、災害時の初動体制の確認、日銀共担オペの手順を確認できました。
39	実際に災害が発生した場合のBCP体制の確認ができた。
40	災害時における市場取引・決済制度に対する管理体制を確認することができた。
41	BCPウェブサイトに登録された日銀や他行の情報を参照することで、短期金融市場の稼働状況や対応を把握することができた。
42	係替えによる担当者変更があるため、年1回程度の定期的な訓練があると良い習得機会になる。
43	BCPウェブサイト利用方法の確認
44	危機時に必要となる諸事(BCPウェブサイトのID・パスワードの確認や操作方法の確認)の再確認や、普段の共通担保オペの事務担当者とは異なる行員の参加により事務代務者の育成をすることができた。
45	BCP態勢の整備が不十分な部分が判明した。
46	・BCPウェブサイトへの登録手順が確認できた。
47	・取引相手があることなので、自行の状況だけでなく相手行の状況を把握、考慮する必要があることへの気付き。
48	バックサイトにおいて、メインサイトで行っている日銀ネット取引の一部を実際に行い、被災時の備えとなった。
49	定期的な訓練実施により、BCPが発動した場合の社内体制や事務フローの再確認ができたこと。
50	BCPサイトの使用方法の理解。
51	BCPウェブサイト(スマートフォン)を通じた市場参加者の状況確認、登録方法について再確認できた。また、部署間での連携体制を確認できた。
52	・BCPを通じて、市場関係の事務スキームを確認することができた。
53	フロントオフィス業務とバックオフィス業務を相互に交替して訓練を実施したことにより、バックアップ体制を確認することができた。
54	BCPWebサイトへの入力、照会方法の確認
55	災害発生時のBCP対応の手順再確認
56	合同市場訓練を通してですが、コロナ禍において在宅業務など、新しいシナリオを想定しながら訓練できたことは大変貴重な機会であったと考えております。
57	PC及びスマートフォンから、BCPウェブサイトの入力ができる事を再確認。
58	短資取引約定確認システム」が稼働されない状況を想定。滞りなく業務が処理できるかを検証したが、問題は生じなかった。
59	訓練時他行の対応状況が参考になる。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
60	本訓練では、フロントはリモートでバックアップサイトのPCに接続し、通常業務で行っている手順を普段通りに行えることが確認できた。また、毎年継続して訓練を行うことで、より実践に近い形で訓練を行い、BCP業務の細かい点についても確認することができてきている。
61	・実践でしか得られない課題が抽出できたこと。 ・取引先のバックアップサイト担当者とのコミュニケーションが取れ、本番取引を支障なく行えたこと。
62	BCPwebを実践で使用する良い機会となった。また、本アンケートの回答の為、バックオフィスを担っている他部署の現状を再確認する機会を得られた。加えてコール取引における当社に対するline状況の知りうる事ができた。
63	日銀共通担保オペレーションは、日常では実施していないが、災害等緊急時をを想定して訓練することで、業務を経験できた。
64	早朝被災のBCPフローを確認し、実効性を確認することができた。
65	災害の状況に応じて各社で想定している対応のイメージを掴むことができた。
66	・被災状況に合わせて、柔軟に自社の対応を検討・実行する経験を積めたことが成果であると考えます。実際に災害が発生した場合には、刻々と変化する被災状況等の情報を適宜収集し、その情報を踏まえて自社の対応を柔軟に検討する必要があると思料いたします。今回の訓練では、被災シナリオが時間の経過とともに変化しており、被災シナリオに合わせて柔軟に自社の対応を検討・実行する経験を積むことができ、非常に有意義な訓練であったと感じました。
67	共通担保オペは通常の資金繰りで利用することがないので、今回の訓練で実取引が実施できたこと。
68	震災発生時に落ち着いて情報把握を行い、適切な行動を行うこと。
69	BCPサイトを通じ市場全体および他行の状況把握、当行からの情報発信もスムーズに実施できた。 コロナ禍によるスプリット勤務、一部行員出勤不可能である状況を想定し、最少人員にて対応できた。
70	①資金決済業務を東京本社から大阪本社へ切替え実施。 ②共通担保オペをBCP要員のみで実行、事務作業工程の確認・共有化がより浸透した。
71	当行では、バックアップサイトとして定義付けたオフィスは保有していないものの、東京支店でバックアップ(メインオフィスの日銀ネット操作)できる環境にある。今回、東京支店の日銀ネット担当者とあらためて、メインオフィス被災した場合の東京支店での最低限すべき日銀ネットオペについて確認を行うことができた。
72	被災時における行動に関して、各自の役割や関連部署との連携について再確認できたこと、今回新たな訓練参加者を加え、BCP態勢の充実が図れたこと、フロント・バック間の連絡やBCPウェブサイトへの登録などでスマートフォンを利用し、より実践的な訓練ができたこと、BCPウェブサイトを通じ、銀行・短資会社等各業態の対応状況を知ることができたこと等が成果。
73	定期的な訓練実施により、BCPが発動した場合の社内体制や事務フローの再確認ができたこと。
74	本訓練を通じて、業務継続体制に関する基本的動作を再確認することができた。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
75	普通の事務対応者とは異なる行員が対応することにより、オペレーションの手順の確認を行うことができました。 BCPウェブサイトの使用方法を確認することができました。 約定確認システムを用いないコール取引の手順を確認することができました。
76	BCPウェブサイトの操作の確認
77	今般の訓練の被災シナリオにおいて、短期金融市場BCPWebから得た情報に基づき、業務方針などを関係者が速やかに決定することができたものと評価する。
78	参加人数を2名増員。BCP訓練の意義やWEBサイトへの登録方法の指導を実施した。 電話が不通となった場合の連絡手段として、無線機を利用しているが、今回の訓練を通じて、参加者の無線機利用の習熟を図った。
79	訓練の重要性を改めて感じたこと。
80	訓練のシナリオに沿い、関連システム障害発生後の稼働状況の変化等、状況に即応して社内の連絡・報告による情報共有体制を確認出来たこと。
81	訓練の目的である実際に被災した時のBCP発動手順の確認、発動後の対応の確認、想定できる範囲での対応作業の整理
82	フロントおよびバックともに、共通担保オペの事務対応を初めて行ったので、事務の習熟に繋がった。
83	スマートフォンサイトの操作方法について確認ができた。、また、共通担保オペの事務フローを再確認することができた。
84	スマートフォンからアクセスが可能なことにより、自宅待機時や出勤時等、社外においても市場の状況を確認できること。
85	日銀共通担保オペ、補完貸付オペ等を実施し、資金調達手順の再確認ができた。
86	PC、及びスマートフォンを利用し、現状把握及びBCPウェブサイトへの書込み等の訓練ができた。
87	日銀共通担保オペによる資金調達や事務フローの確認ができたこと。 BCPウェブサイトの入力方法や手順を再確認できたこと。
88	災害発生時のBCP対応の確認ができた
89	取引について、フロントオフィスとバックアップオフィス間の連携および在宅勤務を想定したデータの授受方法の確認などができた。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(成果)

成果	
90	スマートフォンBCPウェブサイトの利便性
91	BCPウェブサイトの操作習熟度の向上。(訓練が定着化し、非常時のウェブサイトの有用性について社内の認知度が上がりました。) 共通担保オペの手順確認。
92	・バックアップサイトにおける動線の確認ができた。 ・バックアップサイトにおいて無担保コール取引を行うための環境構築に要する時間及び手間を確認することができた。
93	BCPウェブサイトへの入力について、普段と異なるメンバーに対して入力方法を教示する機会があった。
94	訓練を通じて、一連の流れを再確認できた点。
95	・手順の確認。 ・メインサイトとバックアップサイトとの状況確認の仕方。
96	・ある程度の人員が出社しているがシステム復旧が行われなない場合を想定し、どのような対応をすべきか改めて確認できた。 ・共担オペの応札に関する作業、事務手順を確認する貴重な機会となった。 ・BCPwebサイトの使用方法を手を動かし確認することで、被災時にも冷静に対処できるようにする練習ができた。 ・未習熟者が実践的にノウハウを習得することができた。 ・流動性供給の机上訓練では、昨年度の実地訓練の資料を使用することでより実践的に手順の習熟につなげることができた。
97	BCPウェブサイトの使用方法、特にスマートフォンからの使用について、習熟することができた。
98	・BCPウェブサイトを通じた災害状況の確認や、対策会議メンバーによる市場慣行変更の意思決定等のフローを確認できたこと ・実際にバックアップサイトにてオペレーションすることにより、BCP態勢化における事務フローを確認できたこと ・訓練を通じて事務フロー上の課題を発見することができたこと
99	・各訓練項目を滞りなく実施でき、大阪バックアップサイトの業務習熟度を確認した。 ・BCPウェブサイトの操作や見方に慣れること。 ・市場慣行の変更が生じた場合のフローを理解できたこと

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(課題)

課題	
1	バックアップサイトでのコール取引や共通担保オペは、日常業務で実施する機会が少ないため、入念な事前準備を踏まえて対応した。災害発生時においても、滞りなく業務遂行ができるように、平時から訓練目的で日銀ドルオペやコール取引、国債補完供給入札等を実施することで、担当者のスキルアップを図りたい。
2	・バックアップ要員となっている担当者の習熟度を維持していくためには、研修等を定期的・継続的に実施していくことが不可欠な点を再認識しました。また、バックアップ要員の交替等にあたっては、新担当者のスキル習得に向けて丁寧に研修等を実施していく必要がある旨も確認できました。
3	・大阪バックアップオフィスとの連携の重要性および、研修等を通じたバックアップ要員の習熟度維持
4	予めシナリオが想定されているため、滞りなくできたことも多いと思われる。被災時の混乱の中で今回同様円滑な対応ができるかどうか、社内の訓練等で検証が必要。
5	外貨BCPIについての共同訓練も必要に思う。
6	・バックアップサイトでのBCP人員の確保 ・バックアップサイトでは平時は別の業務を行っており、資金繰りに対し理解を深める場を社内で持つ必要を感じた
7	災害時には担当者が出社不能となることも考えられるため、事務マニュアルの整備により担当者以外の誰でもが事務対応できる態勢を整えたい。
8	本訓練はネット環境が正常である前提であり、ネット障害時における通信・伝達手段の課題が残る。
9	担当交代時にはBCPウェブサイトの登録者も機動的に変更する必要がある。
10	バックアップサイトのみでのオペレーションができる態勢の整備
11	共通担保オペレーションでは差入担保との兼ね合いもあるため十分な担保玉が必要であると感じた。
12	メインサイトで取引不能に陥った場合に、バックアップサイトがないこと。また、取引できる行員が養成されていないこと。
13	実際の災害時には今回の訓練時とは異なり、通信障害やオフィスの損壊、フロント・バックに負傷者が出てしまう可能性も大いにあることを踏まえ、本訓練に参加した担当者以外のBCPウェブサイトのID・パスワード管理の徹底やBCP発動時にどのような対応が必要であるのか等を部内で周知徹底しておくことが重要だと感じました。
14	・実際に市場が混乱している中で、資金放出が可能な参加者がどの程度いるのか調査しておく必要がある。
15	実効性の検証。
16	・災害が長期化した場合の、資金決済業務における、メインサイトとバックアップサイトの連携方法。 ・メインサイトメンバー・バックアップサイトメンバーの業務継続における事務スキルの更なる向上、バックアップ人員の育成。
17	・特にありません。
18	人員交替時のID、パスワードの更新など継続したシステム管理体制の維持。
19	首都圏被災の場合の業務代替の限度は認識していたが、実際に約定のシミュレーションを行ったことで、手順だけでも想定が十分でないことが判明した。
20	被災の状況により連絡・通信手段が制限された場合、メインサイト・バックアップサイト間での状況把握に、相応の時間を要するであろうこと。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(課題)

課題	
21	メインサイトでの一般的な業務をバックアップサイトである東京支店で行える体制を引き続き構築していく。
22	・バックアップサイト拠点の更なる機能向上。
23	災害時等における行内部署の連携の必要性を再認識しました。
24	(在宅勤務やスプリット体制などにより出勤人数が制限されている中) 災害時に必要最低限の人員しかいない場合でも、優先業務を選定して業務継続できる仕組みが必要。各担当において幅広い業務をカバーできるスキル習得等が求められるものと思料。
25	・今回の訓練において、業務担当者が被災想定時刻には概ね出社済みの状況であり、メインサイトは限定的ではあるものの稼働可能な状況のため、特段の問題なく事務を行えることを確認できた。しかし、もう少し早い通勤時間帯であればメインサイトへの交通手段が遮断されて出社できない場合、バックアップサイトから各担当者への業務状況連絡などの増加などが見込まれる。バックアップサイト参集者の業務能力向上とともに通信回線や専用端末などの設備面の拡充が課題であると考える。
26	非常時に備えてマニュアル等を平時の際に改めて確認しておくこと。
27	本訓練の課題はない。毎年訓練に参加することにより管理態勢を維持することが重要と考えている。
28	・社内BCP関連部署との連携体制の確認。 ・継続的な訓練によるスキルの維持向上。 ・被災想定パターンの拡充。 ・事務代務者の育成。
29	・本年より、首都圏に置いていた資金繰り業務のバックオフィスを本店(長野県)に移転し、フロント・バックともに資金繰り業務を本店に集約。従前より、首都圏での災害に対しては本店にバックアップサイトを整備してあったが、業務を本店に集約したことにより、長野県での災害に備えてバックアップサイト等の整備が必要と感じた。
30	・災害の発生時間により、バックアップサイトでの業務継続実施の判定が明確になっていない。
31	バックアップサイトからBCPサイトへのアクセスできる体制づくり。 バックアップサイトにおける定期的な訓練や人材の育成。
32	被災の状況により連絡・通信手段が制限された場合、メインサイト・バックアップサイト間での状況把握に、相応の時間を要するであろうこと。
33	復旧に時間がかかった場合、資金決済が不確実となること。
34	市場取引は東京がメインだが、日銀当座の残高管理、資金決済は札幌で実施。現状の資金状況では、被災時に資金取引の必要性はないものの、東京被災時の体制整備は検討していきたい。
35	・特定の担当者しか、BCPスキームを理解しておらず、今後の周知徹底が課題。
36	今後はバックオフィス業務をフロント部署で定期的に行い、ノウハウ維持に努める。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(課題)

課題	
37	訓練で想定された災害が発生した場合、インフラ面での設備はもちろん、人員の確保の難しさを感じた。本格的な被災に対する体制整備やアクションプランなどは課題が多いと感じる。
38	メインオフィスやBCPサイトだけではなく在宅者がいることも想定していかに円滑なコミュニケーションをとるのか、再度システムの見直しをしていきたいと考えております。
39	共通担保オペについて、今回不参加であったが、次回は大阪バックアップオフィスから応札したい。
40	当行はグループ銀行2行が同一人員、同一フロアにて業務を行っているが、フロント部署のバックアップ拠点が異なる。
41	本訓練に関してフロントはリモート接続により業務を行ったが、停電等によりリモート接続による業務継続が困難な場合も考えられる。その際のバックアップサイトで業務を行うBCP要員の移動手段については、引き続き課題が残っている。
42	課題欄に記述の通り。
43	バックオフィスとの連携の必要性を感じております。
44	BCPウェブサイトへの入力について、マニュアルの充実化を図る必要があることを認識した。
45	・今回の訓練では、スムーズに情報の確認・登録が実施できたため、大きな問題点・課題点はなかったと考えますが、細かな課題点としては、「スマートフォンサイトの活用を再度徹底すること」が挙げられると考えます。今回の訓練では、PCサイトのみから情報収集をしていた訓練参加者も一部おりましたので、PCサイト・スマートフォンサイトの両方を活用するよう、再度周知徹底する必要があると感じました。
46	銘柄後決めレポ取引の既約定取引にかかる決済業務およびJSCCの義務付け調達について、バックアップサイトで対応できるようにすること。
47	BCP訓練の参加者を増加させること。
48	実際に災害等発生時に、訓練同様落ち着いて対処できるか。業務継続、市場維持のため最低限必要なことについて再度周知する必要があると感じた。
49	上記より、東京支店(バックアップとして)で、メインオフィスの代行オペを問題なく行えるような人材の育成。
50	短資約定確認システムを利用しないコール取引実施の態勢整備、被災時におけるバックアップサイトでの業務範囲の再検討などが今後の課題。
51	被災の状況により連絡・通信手段が制限された場合、メインサイト・バックアップサイト間での状況把握に、相応の時間を要するであろうこと。
52	首都圏にメインオフィスがないため、個社としては直接影響は少ないが、グループ間の業務に影響がでることを想定して状況把握が必要。
53	事前の事務取り扱い手順の確認が不足しているように感じました。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(課題)

課題	
54	訓練を繰り返すことにより、対応力を継続して向上すべきであること。
55	実際に被災した時には全体のBCP対応の中での短期市場BCP対応となり、行内他部署との連携やBCP対応の優先順位の確認等の課題がみられた。
56	普段当該業務に携わったことがない者が対応できるよう、業務内容の整備等が必要だと思いました。
57	インターネットに障害が発生する等、想定よりも厳しい事象が発生した場合の対応について検討しておく必要性を感じた。
58	有事において、社外においても本システムを通じ、市場の状況確認をする意識づけを、担当メンバーに浸透させる。
59	証券会社や短資会社と連携を強化し、不測時に円滑にバックアップサイトへ業務移行できる体制を構築する必要がある。
60	コロナ化において従来より一層の業務継続が求められる中、資金繰り担当人員は減少となった。短期金融市場の業務継続の重要性を行内で共有認識し、体制を確立する必要性があると感じた。
61	バックアップサイトにおける取引実施訓練を継続的に行っていくことの必要性
62	被災時はメインサイトでの通常体制に比べ少人数での対応を余儀なくされることから、事務フロの一見直し、懸念点の洗い出し、要因の習熟度向上の必要性を感じた。
63	・バックアップサイトで使用不可な端末があった。有事に備えて普段からのシステム環境等の点検が必要。
64	日銀ネット等の決済システムが仮にバックアップ接続に不具合があった場合等の対応が課題。
65	メインサイトのある本店(地方)が被災したときにバックアップサイトが対応出来るかどうか。
66	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時は限られた人員で、時限性のある多数の業務を並行して実施、かつ他社や市場の情報収集及び他市場BCP関係部署との情報共有をしなければならない。以上の対応力向上のための作業効率化、要員の習熟度向上は継続的課題。 ・状況に応じ、臨機応変に対応できるよう習熟度向上が継続課題。 ・在宅環境での業務が可能となっている今日、バックアップ拠点での業務だけでなく、在宅業務に関してもBCPプランに取り込めるよう検討すべき。
67	・事務マニュアルの見直しの余地があったこと
68	従来と異なり、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務体制となっており、その環境下で災害発生時の各人の役割分担とタイムマネジメントの見直しが必要であると感じた。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(意見)

意見

1	首都圏直下地震以外の想定シナリオで訓練を検討いただきたい。 (例)パンデミックのなか、日銀本支店や戸田分館でクラスターが発生し、閉鎖された場合の訓練など
2	BCP発動時に使われるシステムを実際に使った訓練に参加するのは今回が初めてでしたので、貴重な経験になりました。部内での情報共有を徹底したいと思います。
3	・訓練後のアンケートの統一を検討いただきたい。
4	今後も訓練に参加し、実効性を高めていく。
5	本件のように、緊急時を想定した資金調達の事務フローを確認する機会は有意義であると考えます。
6	来年以降も継続して実施していただきたい。
7	バックアップサイトでコール取引の約定が可能であっても、日銀ネットの稼働が絶対条件であり、日銀ネットの大阪バックアップサイトへの切り替えとその稼働が確認できるまで、短期金融市場は機能しないため、各種の決裁時限の延長等を想定した訓練や取り決めが必要ではないか。
8	同タイミングの訓練については、アンケートを共通化・共有化し、参加者への事務負担を軽減いただきたい。
9	想定される災害について、被災可能性の高い金融機関は既に様々な対応がなされていると思うが、そうでない金融機関(比較的被災可能性の低い地域や規模の小さい金融機関等)での差は大きいと思う。上記の設問にある通り在宅勤務の限界など、災害発生時に何ができて何ができないかを浮き彫りにする取り組みがあっても良いのではないか。また、実際に被災した金融機関の当時の取組状況など、具体的な事例などを共有できれば、参考になるともうので、可能な限り情報を共有したい。
10	短取研実施のBCP訓練に参加できず大変恐縮ですが、引き続きよろしく願いいたします。
11	日本銀行の協力が必要となりますが、実際の被災時のように共通担保オペについては、オフア時間を決めず(ある一定時間は決めておく)に実施してみる等の試みがあると、より実践的な訓練となるのではないか。
12	当社の資金調達業務のBCP体制は、コールドスタンバイ部分が大宗を占めており、このような業界全体の訓練の場を利用して約定から決済まで実践的な訓練を行っている。関係者には負担が増えてしまうが、年複数回の訓練を希望します。
13	弊行では短取研BCP訓練に併せて、日銀ネット端末(障害時)のバックアップ訓練(東京支店)を実施した。業務継続の人員確保・日銀ネット端末操作・資金調達手段等の確認及び訓練が行えた事は成果であった。
14	当行はバックアップサイトが無いので、今後の課題としてバックアップサイトの設置を検討しているが、他行がどのような取組を行っているか、具体的に知りたい。 アンケート等で取組み体制などを聞いていただいて、参考にしたい。

(ご参考) 成果、課題、意見等一覧(意見)

意見

15	流動性供給訓練について、机上訓練では実効性が上がらないので、実取引を実施したほうがよい。
16	訓練時に適切に行動できることが、災害発生時の対応に繋がることを認識しました。 この気持ちを常に持ち続けて行動していくこととしたい。 自行内における訓練体制の構築の必要性を感じました。
17	短取研と全銀協のアンケート一本化により事務負担が軽減される。
18	定期的に被災時の行動を意識する事は重要だと感じた。継続的な訓練を希望致します。
19	3市場合同訓練への参加は、バックアップサイトでの業務継続の習熟度の向上に有効な機会である
20	<ul style="list-style-type: none"> ・被災想定シナリオをより多様化すべきと感じた。例えば被災範囲を首都圏に限定せず、各金融機関の本店周辺にアレンジする等。 ・BCPウェブサイトの拡充を希望する。具体的には外為や証券の他市場のBCPウェブを同一アカウントで閲覧できるようにして欲しい。もしくは、BCPウェブサイト内の「証券市場BCP」「外為市場BCP」にも情報を反映させる取組を今後検討して欲しい。 ・今回BCPWebサイト上で「証券市場BCP」の情報入力があったが、「外為市場BCP」の情報は前年に引続き更新がなかった。外為・証券市場も同時に訓練を実施しており、かつ資金決済には両市場も密接なかかわりがあるため、引続き両市場の情報を反映させる取組を検討してほしい。 ・無担保コール取引訓練は、各行の条件を揃え、より被災時に類似した状況下を作るために訓練時間帯の午後の取引で統一させたい。 ・3市場訓練のシナリオと同様、時間帯に関してもブラインド方式にしたい。
21	上記(2)にも関係するが、想定シナリオについては、災害だけでなく、感染症等で緊急事態宣言が出されている等の条件も盛り込んだものにしてもらいたい。

来年度以降のBCP訓練に向けた提言

I

▶ 被災シナリオ

- ✓ 実施要領等に、首都圏以外の金融機関は本店周辺での被災を想定する訓練と考えることもできる旨を明記することで、全参加者がより緊張感を持って訓練に臨むことができる。
- ✓ 感染症をシナリオとする意見は多数挙げられたが、出社人員が抑制されることによる直接的な業務影響は既存の地震想定でカバー可能。一方で、急激に体制整備を進めた在宅勤務について、BCPプランに取り入れることができている参加者は一部に留まると考えられ、既存シナリオに感染症拡大下という条件を加えることで、BCPプランの再検討を促す機会となる。
- ✓ 参加者の負荷が高くなってしまふものの、訓練の実効性を高めるためには時間帯のブラインド化についても検討する価値はあり。

▶ 訓練メニュー

- ✓ 今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、BCPウェブサイトへ稼働状況を登録する先が多数見られ、基本動作としての定着化および認識共有が会社単位では進んだものの、普段担当しない人員がBCPウェブサイトを操作する機会として引き続き訓練での取り扱いは重要。
- ✓ 対策会議における実際の社内手続きに沿った対応の実施は、実効性向上に資するため継続したい。

▶ その他

- ✓ 在宅勤務の定着化はBCP体制の強化に資する要素の一つとして期待されるため、今後もアンケート等を通じて市場参加者の状況を確認・共有していくことは有意義である。
- ✓ 訓練後のアンケートは3市場合同訓練のものと同本化することで回答負荷を軽減できる。

実務者レベル会合について

J

1. 開催日時ほか

日時：2020年11月18日（水）16:30～17:30

形式：電話会議※

※例年は実開催にて実施してきたが、今年度は足元の情勢を考慮し、電話会議形式で開催。計35社、60名が参加。

2. 開催目的

日本銀行金融市場局では、市場参加者との対話や、市場機能の維持・向上に向けた取り組みにおいて、「東京短期金融市場サーベイ」を有効に活用していくこととしている。その具体的な取り組みの一環として、短期金融市場取引を行う各業態の代表者で構成される短期金融市場取引活性化研究会との間で、第7回目となる実務者レベルの会合を以下の要領で開催したもの。

3. 議題（括弧内は説明者）

- ① 中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針（日本銀行）
- ② 金利指標改革の取り組み状況（三菱UFJ銀行）
- ③ 短期金融市場の最近の動向（日本銀行）

4. 内容

- ① 中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針
 - 日本銀行から、中央銀行デジタル通貨に関して、主要中央銀行グループからの報告書の内容や、日本銀行の現状の取り組み方針、今後予定している実証実験などについて説明。
- ② 金利指標改革の取り組み状況
 - 三菱UFJ銀行から、金利指標改革の取り組み状況として、タイムラインや欧米マーケットの状況に加え、フォールバックの概要、本邦OIS市場の活性化、ALM実務面の論点などについて説明。
- ③ 短期金融市場の最近の動向
 - 日本銀行から、今年度の東京短期金融市場サーベイの調査結果をもとに、レポ・コール市場を中心とした取引状況の説明に加え、足元のトピックとして新型コロナウイルス感染症が市場の機能度・業務運営等に与えた影響や大口信用供与等規制の改正の影響などについて説明。

市場運営に関する日本銀行への要望事項（確定版）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、過去取り下げたものであるが再掲

1. オペ・入札関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	入札要項通知等受信の送信不要対応の恒久化	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、入札に応募しない場合、入札要項通知等受信の送信不要といった柔軟化施策を当面の間実施していただいているが、恒久的に継続していただきたい。
(2)	「連絡手段の柔軟化」の恒久化	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、「連絡手段の柔軟化」を当面の間実施していただいているが、恒久的に継続していただきたい。
(3)	米ドル資金供給オペのための担保国債供給売現先オペについて	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、FAXでのやり取りを廃止していただきたい。
(4)	米ドル資金供給オペにおける「所要担保価額通知」および「所要担保価額等通知確認書」について	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえ、FAXでの送受信から、フロント・バック双方とメールでの送受信へ変更していただきたい。

2. 担保関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	担保余裕額指定受付通知の受け取り方法について	住宅ローン債権を共通担保として差し入れている場合、担保差入証書兼担保額変更依頼書を提出ののち、担保余裕額指定受付通知を窓口に取り取りに行く手続きとなっているが、そちらを日銀ネット、郵送、ファックス送付等の電磁的還元に変更していただきたい。
(2)	振替社債等の担保等適格申請の確認書送付時限について	振替社債等の担保等適格申請につき、確認書を送付する際の締切り時限が、現在は当日の 13 時までとなっているが、当日回答時限 13 時と翌日回答時限 17 時の 2 通りの時限を設定していただきたい。

3. 情報提供関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	DD コール取引データ報告について	日次の DD コール取引データ報告について、業務効率化につながるため、報告対象がない場合は提出不要の方針を維持したまま頻度を落としていただきたい（週次等）。
(2)	審査オンラインと市場オンラインへの掲載情報について	ファイルを開いてそれぞれ付け合わせて確認する必要がなくなるよう、審査オンラインと市場オンラインの掲載で重複するものがあればタイトルにそれが分かるような表記をしていただきたい。
(3)	新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの落札額内訳の公表	落札額の内訳を「業態別の日銀当座預金残高」に準ずる分類で公表してほしい。
(4)	金融市場オンライン・審査オンラインの【通知・お知らせ】について	通知・お知らせのページに、新様式が掲示されていないか、毎回確認する負担を軽減するため新様式の掲示など既存のものに更新があった場合は全て反映していただきたい。
(5)	統計データの一律 Excel 化	業務効率化につながるため、概ね Excel 形式で公表されてはいるものの、担保残高等一部は PDF の形式が継続しているため、統計データは一律 Excel 形式で公表していただきたい。
(6)	金融市場オンライン・審査オンラインのログイン ID について	金融市場オンライン・審査オンラインについて、BCP ウェブサイトなどのように、ログイン用の ID を各自で設定できるようにしていただきたい。

(7) ※	金融市場オンライン・考査 オンラインのリモートア クセスやWEB化	地震や新型コロナウイルス等の緊急時のみならず、With/After コロナ環境下での新しい働き方として在宅勤務が常態化しつつある中、在宅から金融市場オンライン、考査オンラインへアクセスできる環境整備を改めて検討いただきたい。
----------	---	--

4. 日銀ネット関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1) ※	日銀ネットへのリモートア クセスやWEB化	地震や新型コロナウイルス等の緊急時のみならず、With/After コロナ環境下での新しい働き方として在宅勤務が常態化しつつある中、在宅から日銀ネットへアクセスできる環境整備を改めて検討いただきたい。
(2)	先日付取引の入力について	在宅勤務導入による人員不足から、当座勘定の通常振替依頼の先日付取引の入力について検討いただきたい。
(3)	日銀ネットデータ取得機能 の拡充について	業務効率化につながるため、日銀ネットから取得する「当座勘定残高等」「受払明細」(csv データ)について、現状の特定日毎の csv データ取得に加えて、複数営業日(期間指定など)を指定した取得機能を追加していただきたい。

5. その他

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	各種通知書・請求書等の送 付方法・送付先の変更につ いて	郵送で送付していただいている国債募集発行事務等取扱手数料支払通知書および同振込通知書について、メールへの切り替えを検討いただきたい。難しい場合、危機対応時は、BCP ウェブサイトの登録状況を確認の上で適宜バックアップオフィスへの FAX 送信や担当者へのメールなどに通知方法を切り替えるなど、柔軟にご対応いただきたい。

以 上

【2020年4月 短取研資料】

2020年4月17日

新型コロナウイルス感染症に係る短期金融市場 BCP の動き

1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」)の感染者が増加傾向にある状況を踏まえ、4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われた。

短期金融市場 BCP ではすでに広い災害等に対応可能な枠組みを整備済みであり、年に1度、地震等による被害を想定した訓練を実施してきた。一方で、①不透明性の強さ(感染者数の増加速度、感染エリア、政府等からの要請内容、各企業の自主的な取り組み等)、②中長期的な観察の必要性、の主に2点において、新型コロナが市場に及ぼし得る影響の性質が地震等の天災と異なると考えられることから、市場取引の業務継続を目的に、対応についての検討を行った。

2. 具体的な検討内容

(1) これまでの対応

- ① 3月11日に全国銀行協会より、『短期金融市場 BCP 事業における新型コロナウイルス感染症に関するご連絡について』(資料 5-2)を通知。
- ② 4月7日に緊急事態宣言が出されることを踏まえて、短期金融市場 BCP より、『緊急事態宣言等に関する短期金融市場 BCP の対応について』(資料 5-3)を通知。

(2) 市場参加者の通常業務遂行が困難となった場合に想定されるシナリオ

- ① 各参加者・客員において通常の運営に影響が発生する可能性が生じた場合、情報登録要請の実施要否について検討。
- ② 情報登録要請の結果、影響が甚大であると判断される場合には、短期金融市場の業務継続体制の運営等に関する規則(以下、「BCP 規則」)第13条2項に基づく業務継続計画発動の要否を検討。
- ③ 業務継続計画発動の場合は、フェーズ認定及び市場慣行の変更を推奨する可能性あり。(変更例:決済時刻の延長)

(参考) レポ・現先市場の位置づけ

BCP 規則に定める通り、短期金融市場 BCP は円コール市場が対象。一方で、レポ・現先市場については、証券市場 BCP が対応する取り決めとなっており、公社債市場の機能が著しく低下した場合には、証券市場 BCP の枠組みの中で慣行面での対応が想定されている。短期金融市場 BCP 参加者が、コール市場のみならずレポ・現先市場へも参加しているケースも想定されるが、短期金融市場 BCP 規則上、レポ・現先市場の取り扱いについて特段規定されていないため、同規則等の改正の可能性を含め、今後対応について検討していく。

以上

令 2 業外第 17 号
令和 2 年 3 月 11 日

短期金融市場 B C P 事業

参加者・客員 殿
対策会議メンバー殿

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

短期金融市場 B C P 事業における新型コロナウイルス感染症に関する
ご連絡について

新型コロナウイルス感染症に関しては、国内の感染状況等に鑑み、政府において新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定・公表されております。

短期金融市場 B C P 事業において定める「短期金融市場の業務継続体制の運営等に関する規則」（以下「B C P 規則」という。）および「短期金融市場の業務継続体制の運営等に関するマニュアル」（以下「B C P マニュアル」という。）では、本事業の想定する災害等の対象範囲に「伝染病（S A R S、新型インフルエンザ等）」（B C P 規則第 13 条および B C P マニュアルⅡ2.（1）②）が挙げられており、今般の新型コロナウイルス感染症もそれに含まれるものと整理されま

す（別紙参照）。
短期金融市場 B C P 事業では、参加者において以下のケースが生じた場合には、短期金融市場 B C P のウェブサイト上の参加者業務状況登録画面に自社の情報を登録することとなっておりますのでご案内申し上げます（B C P マニュアル V（2））。なお、特に通常の業務遂行に影響がない場合にはご登録の必要はありませんので、念のため申し添えます。

（登録を行うケース）

- 災害等により、（参加者において人員の減少等があり）短期金融市場取引に係る市場取引業務または決済業務を停止した場合またはメインサイトからバックアップサイトに業務拠点を移動した場合
- 情報登録要請の一斉通報があった場合
- 災害等により短期金融市場の通常の運営に影響が発生する可能性がある

と認められる場合
また、参加者または客員の連絡先リスト等の登録情報については、常に最新の情報に更新いただきますよう、この機会にご確認をお願い申し上げます。

なお、今後の情勢変化等により、さらなる対応等を行う場合、皆様に必要に応じ、ご連絡いたします。

以 上

〔本件照会先〕 業務部 小山、大峰、保坂、角井（03-6262-6661、6660）

BCP規則（抜粋）	BCPマニュアル（抜粋）
<p>（業務継続計画の発動等）</p> <p>第13条 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当した場合には、業務継続計画が発動される。</p> <p>一 災害等により参加者の短期金融市場取引に係る<u>通常の業務遂行が困難となった場合</u>（公共交通機関、同通信手段、電力の供給等の阻害により通常の業務遂行が困難となった場合を含む。次号において同じ。）</p> <p>二 災害等により客員の<u>通常の業務遂行が困難となった場合</u></p> <p>三 災害対策基本法にもとづく措置が実施された場合（短期金融市場取引に係る通常の業務遂行に影響がない場合を除く。）</p> <p>四 前各号に準じる事態が発生した場合</p> <p>2 前項にかかわらず、災害等により短期金融市場の通常の運営に影響が発生する可能性があるとして認める場合には、業務継続計画を発動することができる。</p> <p>（参加者の行動準則）</p> <p>第18条 参加者は、業務継続計画の円滑な運営のため、次の各号に掲げる事項について適切な対応を行うよう努めるものとする。</p> <p>一 緊急時連絡先リストの登録・更新</p> <p>二 業務状況の登録・更新</p> <p>三 共同訓練への参加</p>	<p>II 総則</p> <p>1. 本事業実施の背景・目的 （略）</p> <p>2. 想定する災害等</p> <p>(1) 範囲</p> <p>① 豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然災害</p> <p>② 伝染病（SARS、新型インフルエンザ等）</p> <p>③ テロ</p> <p>④ 事故（大規模な停電・火災、公共交通機関、同通信手段、電力の供給等の阻害により通常の業務遂行が困難となった場合等）</p> <p>V 行動準則</p> <p>(1) 連絡先リストの登録・更新</p> <p>参加者は本事業への参加後、速やかに連絡先リストに所要の事項を登録する。また、担当者の交替、連絡先の変更等に伴う情報の更新は、速やかに行う。ただし、業務継続計画の発動時はこの限りではない。</p>

(2) 業務状況の登録

参加者は次に掲げる場合には業務状況に係る情報の登録を行う。

- ①災害等により、短期金融市場に係る市場取引業務または決済業務を停止した場合、またはメインサイトからバックアップサイトに業務拠点を移動した場合
- ②上記IV4. (3)の情報登録要請の一斉通報があった場合
- ③災害等により短期金融市場の通常の運営に影響が発生する可能性があると思われる場合

(3) 業務状況の更新

参加者は、登録した業務状況に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに更新する。

※客員における対応事項は BCP マニュアル参考資料 8 参照。客員の場合は稼働状況について決済システム等稼働状況登録画面に登録する。

以上

【2020 年 4 月短取研資料】

緊急事態宣言等に関する短期金融市場 BCP の対応について

From: 全銀協(コール BCP 事務局) <admin@jpfmbcp.jp>

Sent: Tuesday, April 7, 2020 4:31 PM

Subject: 【一斉メール】【短期BCP】緊急事態宣言等に関する短期金融市場 BCP の対応について

短期金融市場 BCP 参加者、客員、対策会議メンバー殿

(本メールは、BCP ウェブにメールアドレスをご登録いただいている全ての参加者・客員宛送信しております。)

既に報道等で明らかになっているとおり、本日、政府対策本部長(内閣総理大臣)から1都6府県【東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡】を対象区域とする「緊急事態宣言」が出され、それを踏まえ、対象区域の首長から「緊急対応措置」が出される予定となっております。

委員長行・事務局としては、現時点では、これらの措置が短期金融市場の通常の業務遂行/運営に即座に影響を与えるものではないと認識しており、各参加者・客員の業務状況、稼働状況を確認するための情報収集(規則第 14 条、以下「情報登録要請」といいます。)、業務継続計画の発動等を行うことは想定しておりません。なお、今後の情勢変化等により、必要に応じて、情報登録要請等を行う可能性はありますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

また、先般ご連絡のとおり(令和 2 年 3 月 11 日付業外第 17 号「短期金融市場 BCP 事業における新型コロナウイルス感染症に関するご連絡について」)、短期 BCP 事務局からの要請に関わらず、各参加者・客員において通常の業務遂行/運営に影響があるような状況変化が生じた場合は、適宜、情報登録やその更新を行っていただきますようお願いいたします。

短期金融市場BCP

URL: <https://www.jpfmbcp.jp/>

※このメールは事務局からの送信専用です。

有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて

有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて、2月会合で提示した、現行の担保掛目を変更しないとする幹事案に対して特段ご異論がなかったことから、幹事案のとおり確定することとする。

1. 有担保コール取引の国債担保掛目（物価連動国債の適格担保化は見送り）

		担保価額 (取引金額に対して額面で「〇」%増し)		備考
		現行	見直し後	
1	短期国債(国庫短期証券)	1%	1%	変更なし
2	中期国債(2年債、5年債)	2%	2%	変更なし
3	長期国債(10年債)	4%	4%	変更なし
4	超長期国債(20年、30年、40年)	10%	10%	変更なし
5	変動利付国債(15年)	10%	10%	変更なし

2. 課題の整理

① 掛目方式の継続について

・足元の金利では担保割れしている銘柄はなし、50bpの金利上昇時には計20銘柄(昨年度対比+14銘柄)

- 50bpの金利上昇時に担保割れとなる銘柄数は全体の割合から少なく、18銘柄が担保割れとなる超長期国債では既に他セグメント対比で高い掛目を設定しており大きなバッファを持っている銘柄が多く、担保割れを掛目で調整する場合にはその他多数の銘柄の掛目も同時に変更することになり、むしろ影響が大きくなる。この状況は発行年限或いは残存年限でセグメントを精緻化した場合においても解消できない可能性がある。
- 一方で、「事務負担の少ない担保運営」がレポ取引と比較した有担保コールの優位性である点は大きく、レポに準じて担保を時価評価するにはハードルが高いと考えられる。(「インターバンク市場取引要綱」では時価方式も可能乍ら、広く掛目方式が利用されている。)

② 物価連動国債の適格担保化について

・「適格担保化に中立的」の意見が全体の9割弱

- 適格担保化に必要なシステム対応については、7割弱の参加者が「現時点で判断できず」と回答、現時点では検討を進める強い意向は市場参加者からは特段見られず。
- 仮に適格化を決定した場合でも、担保の受け手となる各社の容認姿勢によっては実態的には使用できない状態が継続する懸念もあり、慎重な検討が必要。

⇒ ①・②ともに定例見直し時におけるアンケート等を通じて市場参加者の利用ニーズの高まりを継続的に確認していくものとする。

投信コール・新日銀ネット備考欄コード一覧

備考コード	会社名	備考コード	会社名
6010	野村アセットマネジメント	6640	三井住友トラスト・アセットマネジメント
6020	日興アセットマネジメント	6650	ラッセル・インベストメント
6030	三菱UFJ国際投信	6660	
6040	大和アセットマネジメント	6670	
6050		6680	朝日ライフアセットマネジメント
6060		6690	
6070		6700	
6080		6710	さわかみ投信
6090	岡三アセットマネジメント	6720	NNインベストメント・パートナーズ
6100	T&Dアセットマネジメント	6730	
6110		6740	あいグローバル・アセット・マネジメント(社名変更)
6120	明治安田アセットマネジメント	6750	
6130		6760	MFSインベストメント・マネジメント
6140		6770	
6150		6780	日立投資顧問
6160		6790	三井住友DSアセットマネジメント(SMAM)
6170	JPモルガン・アセット・マネジメント	6800	スパークス・アセット・マネジメント
6180	インバスコ・アセット・マネジメント	6810	
6190		6820	
6200	シュローダー・インベストメント・マネジメント	6830	イーストスプリング・インベストメンツ
6210	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ	6840	ピムコジャパンリミテッド
6220	三井住友DSアセットマネジメント(DSBI)	6850	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン
6230		6860	アクサ・インベストメント・マネージャーズ
6240		6870	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ
6250	農林中金全共連アセットマネジメント	6880	エム・ユー投資顧問
6260		6890	SBIアセットマネジメント
6270		6900	ありがとう投信
6280		6910	TORANOTEC投信投資顧問
6290	ニッセイアセットマネジメント	6920	
6300		6930	キャピタル・インターナショナル
6310	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	6940	
6320	フィデリティ投信	6950	
6330	ベアリングス・ジャパン	6960	セゾン投信
6340	ドイチュ・アセット・マネジメント	6970	アストマックス投信投資顧問
6350	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	69A0	キャピタル アセットマネジメント
6360		69B0	リクソー投信
6370		69C0	レオス・キャピタルワークス
6380		69D0	シンプレクス・アセット・マネジメント
6390	アライアンス・パーンスタイン	69E0	コムジェスト・アセットマネジメント
6400	パインブリッジ・インベストメンツ	69H0	クローバー・アセットマネジメント
6410		69I0	楽天投信投資顧問
6420	ビクテ投信投資顧問	69J0	パークレイズ投信投資顧問
6430		69K0	マニユライフ・インベストメント・マネジメント
6440	BNPパリバ・アセットマネジメント	69L0	ユニオン投信
6450	SOMPOアセットマネジメント	69M0	ベイビュー・アセット・マネジメント
6460		69N0	コモンズ投信
6470	アセットマネジメントOne	69O0	ウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド
6480	ブラックロック・ジャパン	69Q0	鎌倉投信
6490	東京海上アセットマネジメント	69R0	新生インベストメント・マネジメント
6500	UBSアセット・マネジメント	69T0	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ
6510	HSBC投信	69V0	ウェスタン・アセット・マネジメント
6520		69W0	中銀アセットマネジメント
6530	レグ・メイソン・アセット・マネジメント	69Y0	カレラアセットマネジメント
6540	PGIMジャパン	6AA0	ポートフォリア
6550	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	6AB0	ファイブスター投信投資顧問
6560		6AC0	GCIアセット・マネジメント
6570		6AD0	いちよしアセットマネジメント
6580	アムンディ・ジャパン	6AE0	あおぞら投信
6590	しんきんアセットマネジメント投信	6AF0	ニューパーガー・バーマン
6600		6AG0	ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ
6610		6AH0	ちばぎんアセットマネジメント
6620		6AI0	スカイオーシャン・アセットマネジメント
6630		6AJ0	りそなアセットマネジメント
		6AK0	JP投信

投信コール・新日銀ネット備考欄コード一覧

備考コード	会社名	備考コード	会社名
6AL0	マネックス・アセットマネジメント	6AU0	ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
6AM0	オールニッポン・アセットマネジメント	6AW0	ディー・ロウ・プライス・ジャパン
6AN0	SBIボンド・インベストメント・マネジメント	6AX0	HCアセットマネジメント
6AO0	ワイエムアセットマネジメント	6AY0	auアセットマネジメント
6AP0	アリスタゴラ・アドバイザーズ	6AZ0	SBI地方創生アセットマネジメント
6AQ0	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン	6B10	東海東京アセットマネジメント
6AR0	お金のデザイン	6B40	農林中金バリューインベストメンツ
6AS0	スーパーファンド・ジャパン	6B50	Global X Japan
6AT0	プリンシパル・グローバル・インベスターズ	6B60	sustenキャピタル・マネジメント
		6B70	UBPインベストメンツ

- ・網掛け表示コードは、合併・清算等による退会に伴い、現在使用せず。
- ・コード構成は、「6+投資信託協会コード(2桁)+0(ゼロ)」であり、大文字半角英数字。

2021年2月19日
短資協会

2021年度における短資取引約定確認サービスの利用料金について

2021年度の利用料金については、2020年中の運営収支差額が1,000万円程度の黒字（下表参照）となったことを踏まえ、以下の「約定確認サービス利用料改定基準」に従い改定の可否を検討した結果、現行どおりの金額（基本料金月額単価：27,000円／利用拠点、従量料金単価：200円／件）に据置くことと致しました。

（約定確認サービス利用料改定基準）

約定確認サービスの利用料については、短資取引約定確認サービス利用要領 V. 2. において『約定確認サービスの年間の運営経費を年間の利用料収入で賄うことを基本として、年間の運営収支状況を勘案したうえで、必要に応じて改定する』と定めています。

【 2020年中の運営収支実績 】

	2020年実績	2020年11月時点見込み (12月短取研説明時)
【利用拠点数・利用件数等】		
年間利用拠点数 (月平均利用拠点数)	3,207 拠点 (267 拠点)	3,207 拠点 (267 拠点)
年間利用件数 (1営業日平均利用件数)	48,556 件 (200 件)	47,202 件 (194 件)
年間課金件数 (課金倍率)	126,364 件 (2.602 倍)	122,317 件 (2.592 倍)
【運営収支】		
収入額合計	123,048 千円	122,158 千円
基本料金収入	95,248 千円	95,248 千円
従量料金収入	27,800 千円	26,910 千円
支出額合計	112,476 千円	112,494 千円
システム保守委託費等	61,314 千円	61,314 千円
管理本部経費	51,162 千円	51,180 千円
収支差額	+ 10,572 千円	+ 9,663 千円

(注) 現行システムの開発費用(322百万円)は、短資業界が負担。

以 上

2020 年度短取研メンバー

(委員)

金融機関名	役職名	氏名
三菱UFJ銀行	資金証券部 円貨 ALM 操作 Gr 調査役	眞船 優子
三井住友銀行(～9月)	市場資金部 部長代理	松村 基史
みずほ銀行(10月～)	総合資金部 参事役	橋本 雄一
常陽銀行(～6月)	市場金融部 次長	織田 聡志
横浜銀行(7月～)	市場営業部 グループ長(～1月)	斉藤 裕治
	市場営業部 グループ長(2月～)	佐々木 裕二
みずほ信託銀行	資金チーム 次長	別所 大介
中京銀行(～9月)	人事部付調査役	近藤 恒之
愛媛銀行(10月～)	経営管理部協会担当副部長(～11月)	桂 史生
	経営管理部協会担当副部長(12月～)	松本 実
BNPパリバ銀行	資金プルデンシャルマネジメント部	横山 行人
農林中央金庫	資金為替部 副部長(～9月)	峰岸 勲
	資金為替部 部長代理(10月～)	内田 千草
信金中央金庫	市場運用部円資金グループ 次長	樋口 敬仁
野村アセットマネジメント	トレーディング部 部長	小野 訓久
野村証券	トレジャリー部 エグゼクティブディレクター	森田 陽郎
日本生命保険	資金証券部 資金証券課長	藤盛 信
あいおいニッセイ同和損害保険 (～6月)	経理部運用管理室 資金チーム長	平島 昌明
東京海上日動火災保険(7月～)	投資運用部 課長	大坂 典子
ゆうちょ銀行	資金管理部 グループリーダー	藤若 宏明
セントラル短資	資金営業部 部長	増島 賢一

(オブザーバー)

日本カストディ銀行	資金証券部 次長	井沢 一樹
東京金融取引所	金利市場営業部 マネージャー	大澤 紘彦
債券現先取引等研究会	大和証券債券部ガバメント・トレーディング課 副部長	佐藤 由美子

(事務局)

全国銀行協会	業務部 次長	小山 寛隆
--------	--------	-------